

長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

平成 25 年 05 月一部改訂
平成 25 年 12 月一部改訂
平成 26 年 12 月一部改訂
平成 27 年 11 月一部改訂
平成 29 年 11 月一部改訂
令和 03 年 11 月一部改訂
令和 05 年 08 月全部改訂
令和 07 年 04 月一部改訂

目 次

基本方針等	P. 1
I 本県における組織体制及び連絡体系	I－1
1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制	I－2
2 長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部	I－3
3 長崎県農林部防疫対策本部	I－5
4 連絡体系	I－6
異常家さん通報時	I－6
簡易検査陽性時	I－7
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時	I－8
佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時	I－9
佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時	I－10
II 防疫対策の概要	II－1
1 リスクレベルの区分	II－2
2 リスクレベル評価	II－3
3 発生時の防疫措置の流れ	II－7
4 発生時防疫対応タイムフロー	II－8
5 発生時における市町の役割	II－12
6 発生時における畜産関係団体等の役割	II－13
7 発生時におけるその他の団体等の役割	II－13
8 発生防止対策のための家さん飼養者の役割	II－14
関係機関・団体等の役割分担	II－15
III 異常家さん通報から簡易検査陽性までの措置	III－1
1 異常家さんの症状	III－2
2 異常家さんの通報（届出）	III－2
3 通報を受けた家保等の対応	III－3
4 初動防疫の準備	III－4
5 農場への立入検査（簡易検査の方法）	III－7
6 簡易検査結果の連絡	III－8
7 病性鑑定材料の輸送	III－8
8 疫学情報の確認	III－9
9 隣県からの通報に対する本県の対応	III－9
IV 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業	IV－1
1 対策本部の設置	IV－2
2 疑い事例（簡易検査陽性）のプレスリリース等	IV－2
3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明	IV－2

4	緊急防疫作業	IV-2
5	初動防疫の準備	IV-3
6	動員の考え方	IV-6
	発生規模別必要人員数（採卵鶏）	IV-10～17
	発生規模別必要人員数（肉用鶏）	IV-18～22
7	防疫作業従事者の輸送バスの確保	IV-26
8	必要資材調達と運搬	IV-29
9	準備状況のチェック及び報告	IV-31
10	後方支援センター、農場拠点の設営	IV-31
V	疑似患畜決定後の作業	V-1
1	疑似患畜の決定	V-2
2	疑似患畜決定のプレスリリース等	V-2
3	制限区域内農家等への周知	V-2
4	通行の制限又は遮断	V-2
5	家さん及び汚染物品の評価	V-3
6	防疫作業	V-4
	（1）現地の防疫態勢	V-4
	（2）作業サポート体制	V-5
	（3）現場作業態勢	V-12
	（4）情報伝達・共有体制	V-13
	（5）農場での防疫作業	V-14
	（6）埋却地での作業	V-33
	（7）汚染物品の埋却以外の処理方法	V-49
	（8）家さん舎等の消毒	V-49
	（9）撤収作業	V-49
7	安全管理対策等	V-50
8	制限区域内の周辺農場の調査	V-51
VI	消毒ポイントの設置と作業	VI-1
1	消毒ポイントの決定	VI-2
2	消毒ポイントでの作業	VI-8
3	消毒ポイント作業の委託	VI-11
4	道路・港湾等占用・使用許可の手続き	VI-13
5	警察機関への協力依頼	VI-14
6	関係機関等への周知	VI-14
VII	移動制限措置の解除	VII-1
1	制限の解除	VII-2
2	終息宣言	VII-2

長崎県鳥インフルエンザ防疫マニュアル

1 目 的

このマニュアルは、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが長崎県内で発生した場合、本県養鶏産業の被害を最小限に抑えるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施するために策定するものである。

2 基本方針

県は、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの防疫措置について、「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号。以下「法」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫方針」（令和 3 年 10 月 1 日付け農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫指針留意事項」という。）、長崎県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則 44 号）及び長崎県家畜伝染病予防規則（昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則 45 号）に定めるもののほか、本マニュアルに基づき実施する。

（1）発生予防

本病の対策は、農場等への本病の病原体の侵入防止を図ることが重要である。そのため、県は、近隣諸国や国内における発生状況等の正確な情報提供に努める。また、家きんの所有者は、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努め、的確な発生予防措置が講じられるよう、法に基づく「飼養衛生管理基準」の遵守を図る。

（2）早期発見・通報

県は、本病の迅速な初動防疫対応のため、日頃から家きんの所有者に対し、本病の特性や侵入の危険性について周知を図り、本病を疑うような症例があった場合は、速やかに獣医師又は最寄りの家畜保健衛生所（以下「家保」という。）に通報するよう啓発する。

（3）迅速な初動防疫措置

本病のまん延防止のためには、迅速な初動防疫を実施することが重要である。一連の防疫作業においては、県をはじめ、市町、関係団体、家きん飼養者等が十分に連携し、迅速かつ的確な防疫措置を実施する。

3 鳥類のインフルエンザ

鳥類のインフルエンザは、A 型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、法では、そのうち、次の 3 つを規定している。本マニュアルは（１）と（２）について規定するものである。

（１）高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）

国際獣疫事務局（OIE）が作成した判断基準により HPAI ウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病。

（２）低病原性鳥インフルエンザ（以下「LPAI」という。）

H5 又は H7 亜型の A 型インフルエンザウイルス（HPAI ウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病。

（３）鳥インフルエンザ

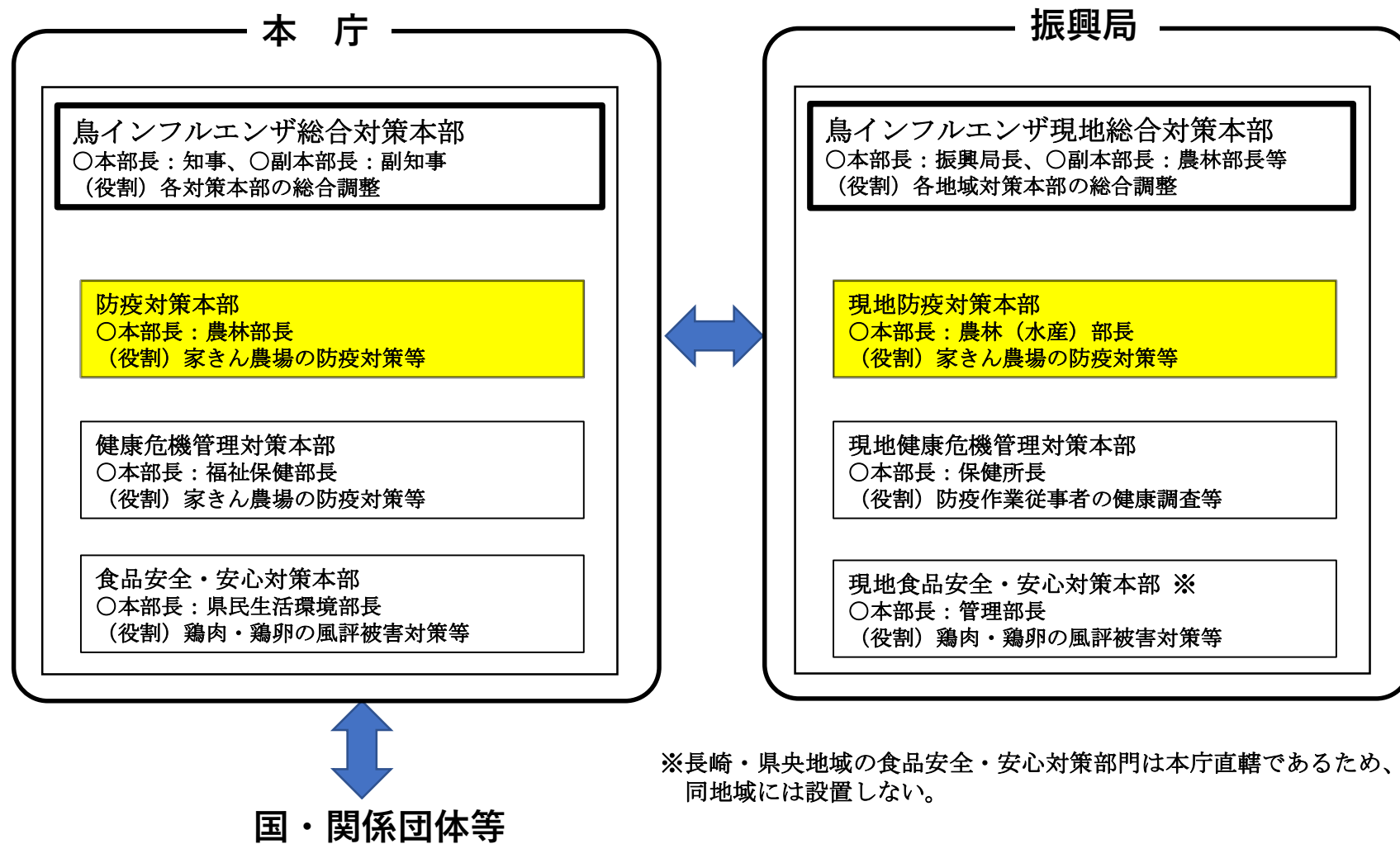
HPAI ウイルス及び LPAI ウイルス以外の A 型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。

HPAI ウイルスは、伝播力が強く、高致死性であることから、ひとたびまん延すれば、長崎県の養鶏産業に及ぼす影響は甚大である。また、海外では、家きん等との接触に起因する HPAI ウイルスの感染による人の死亡事例も報告されており、公衆衛生上の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

LPAI ウイルスは、HPAI ウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、HPAI ウイルスに変異した事例も確認されているため、HPAI ウイルス同様に摘発淘汰を基本とする防疫措置を行う。

I 本県における組織体制及び連絡体系

1 鳥インフルエンザ発生時の危機管理体制



2 長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部

(1) 構成員及び所掌事務

	構成員	所掌事務
本部長	農林部長	
副本部長	農林部次長	
本部員	広報課長	・報道等情報提供に関する事
	基地対策・国民保護課長	・自衛隊の派遣に関する事
	生活衛生課長	・食鳥処理場、GP センターに関する事
	食品安全・消費生活課長	・健康危機管理対策本部、食品安全・安心対策本部との連絡調整に関する事
	資源循環推進課長	・発生農場における汚染物品の処分に対する廃棄物処理法からの助言に関する事
	自然環境課長	・野鳥の調査等に関する事
	地域保健推進課長	・防疫作業従事者等の健康管理に関する事
	農政課長	・農林部の総合調整に関する事 ・殺処分等防疫作業に関する事
	農山村振興課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農業イノベーション推進室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	団体検査指導室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農業経営課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農産園芸課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農産加工流通課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	農村整備課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	諫早湾干拓課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	林政課長	・殺処分等防疫作業に関する事
	森林整備室長	・殺処分等防疫作業に関する事
	監理課長	・道路・港湾における消毒ポイントの設置等
	県警本部警備課長	・移動制限措置の支援等
事務局	畜産課	・家畜の防疫対策に関する事 ・情報の収集分析及び提供に関する事 ・生産者等への支援対策に関する事

(2) 役 割

県防疫対策本部は本部長を農林部長、副本部長を農林部次長とする。

本部事務局は畜産課が運営し、構成員となる各課・室と連携をとり、必要な防疫対策を実施する。

- ① 具体的な防疫対策の決定
- ② 現地防疫対策本部との連絡・調整
- ③ 国との連絡・調整
- ④ 各制限区域・消毒ポイントの決定・告示
- ⑤ 隣県、県関係部局、県警察本部、市町及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請
- ⑥ 緊急防疫対策会議の開催
- ⑦ 報道機関に対する情報提供
- ⑧ 県民に対する情報提供、広報活動、相談受付
- ⑨ 防疫作業従事者の派遣要請（県職員、国職員、自衛隊等）

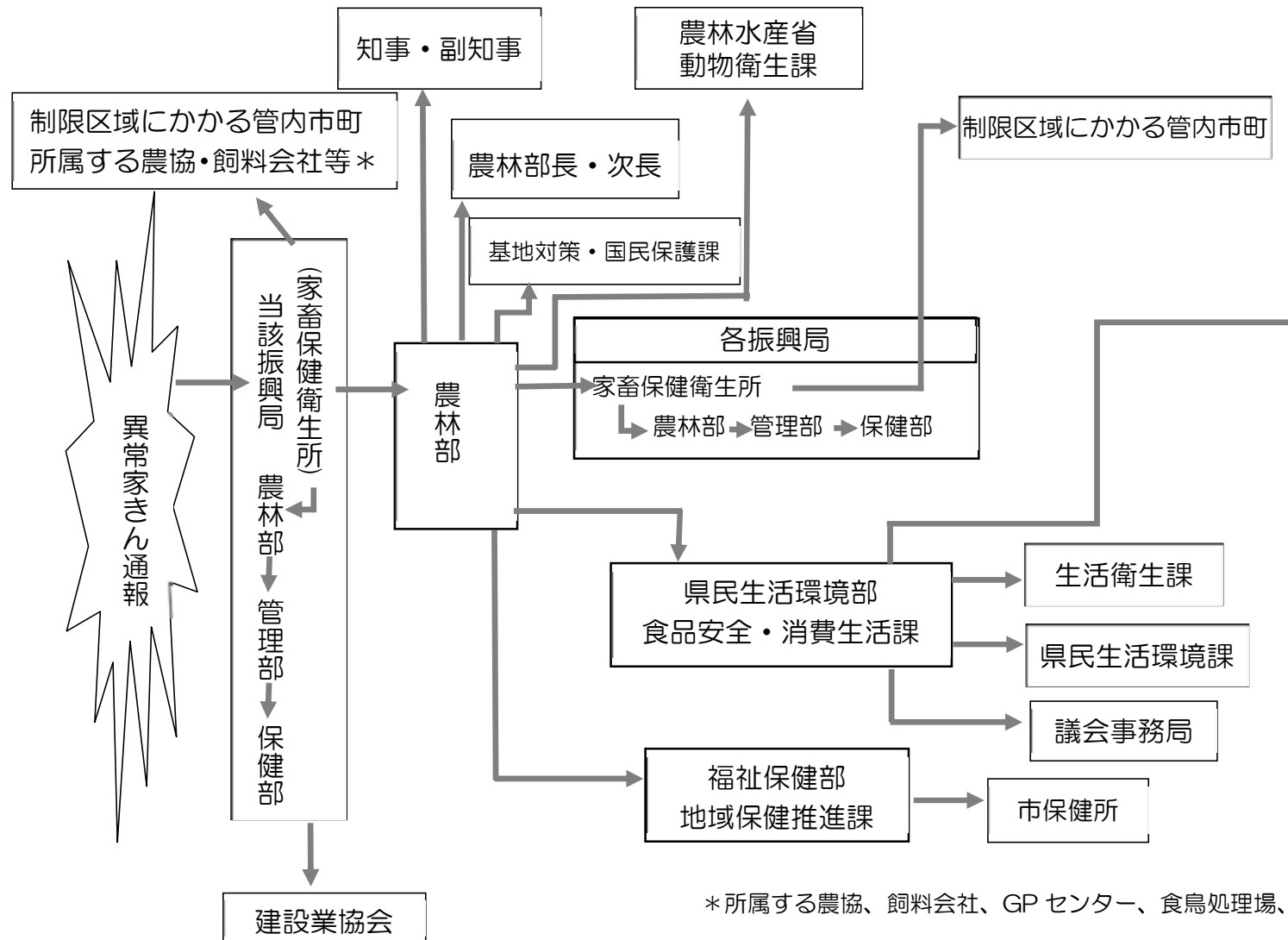
3 長崎県農林部防疫対策本部



異常家きん通報時の連絡体系

総合対策本部員

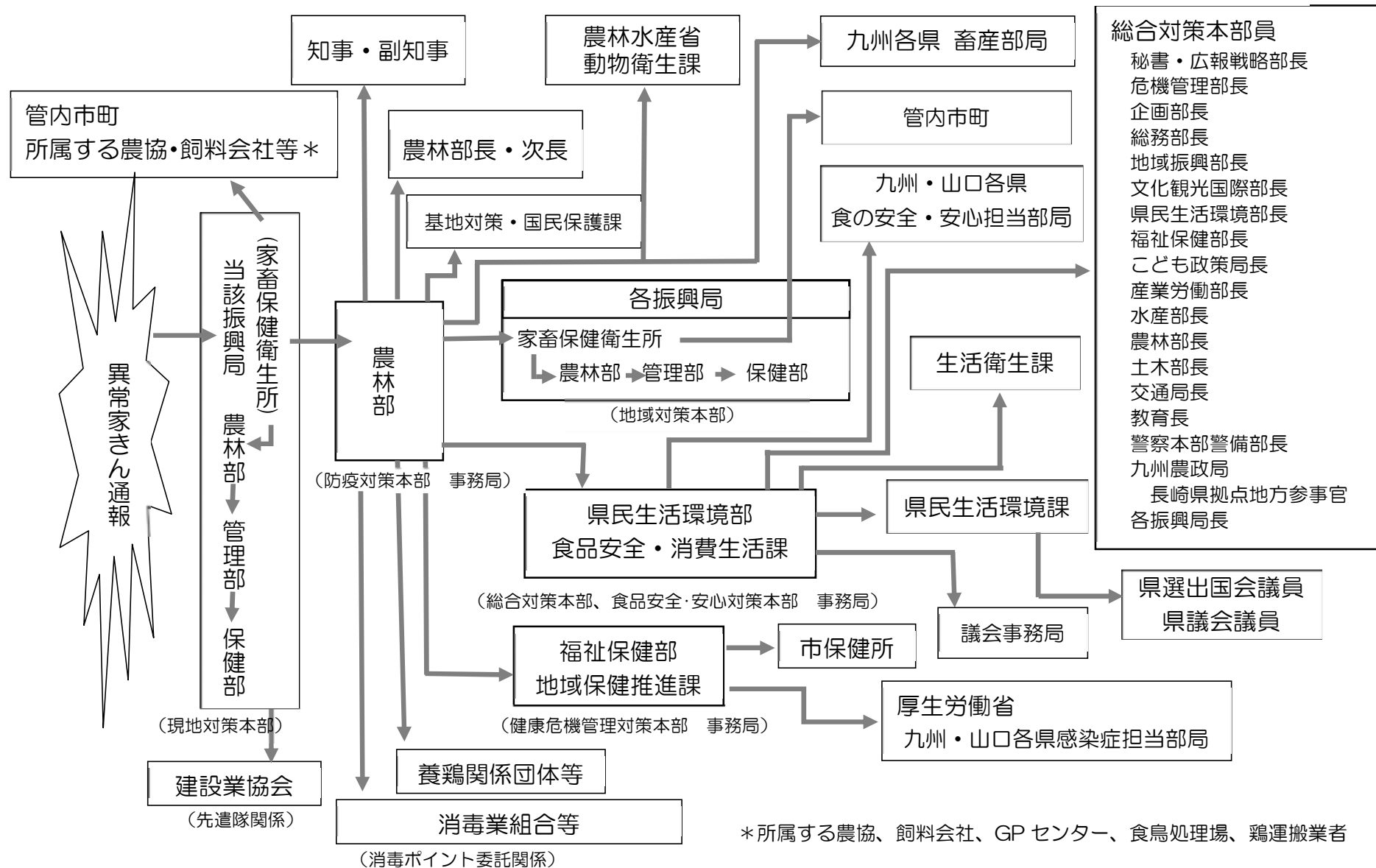
秘書・広報戦略部長
危機管理部長
企画部長
総務部長
地域振興部長
文化観光国際部長
県民生活環境部長
福祉保健部長
こども政策局長
産業労働部長
水産部長
農林部長
土木部長
交通局長
教育長
警察本部警備部長
九州農政局
長崎県拠点地方参事官
各振興局長



簡易検査陽性時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)

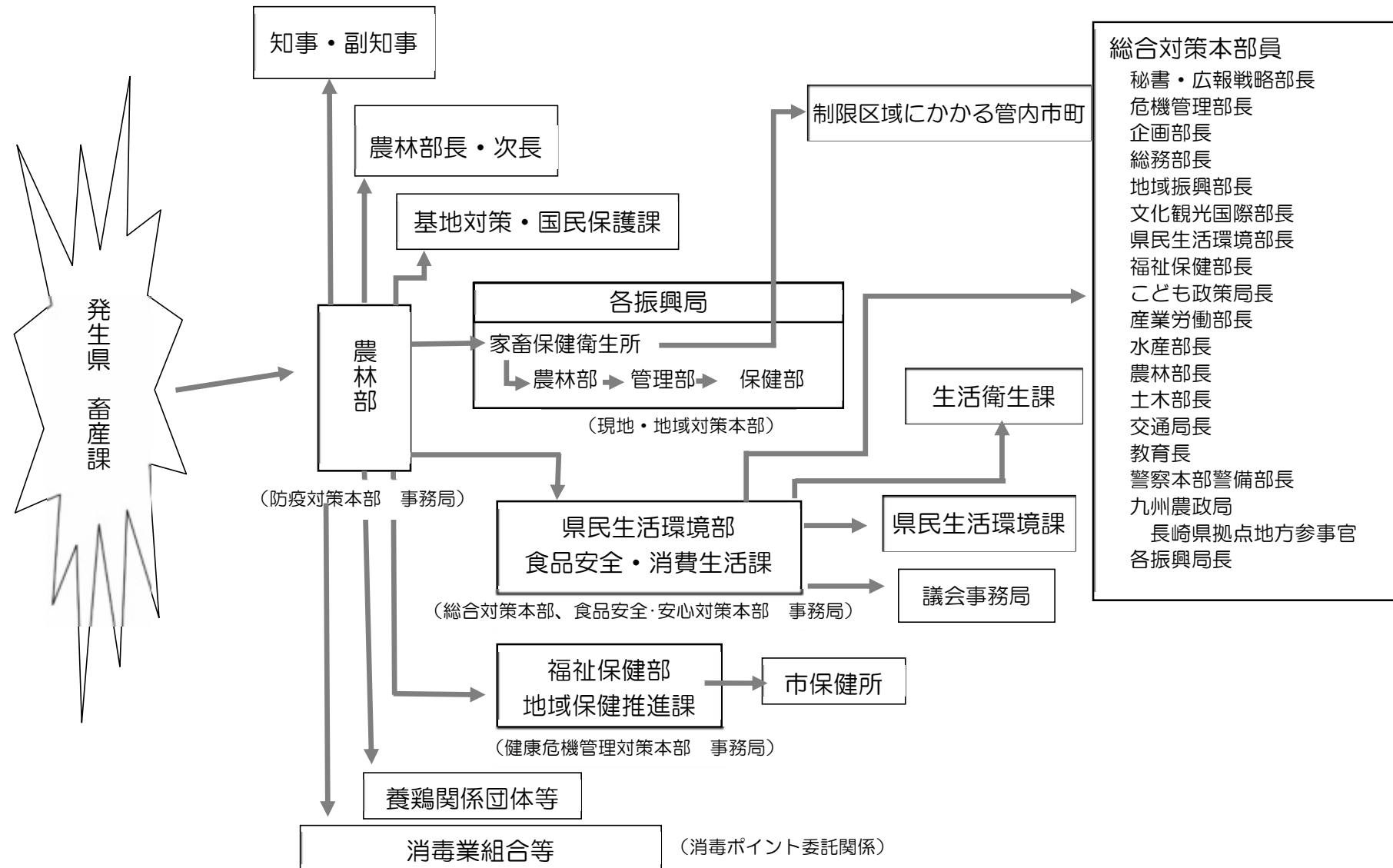
公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う



* 所属する農協、飼料会社、GP センター、食鳥処理場、鶏運搬業者

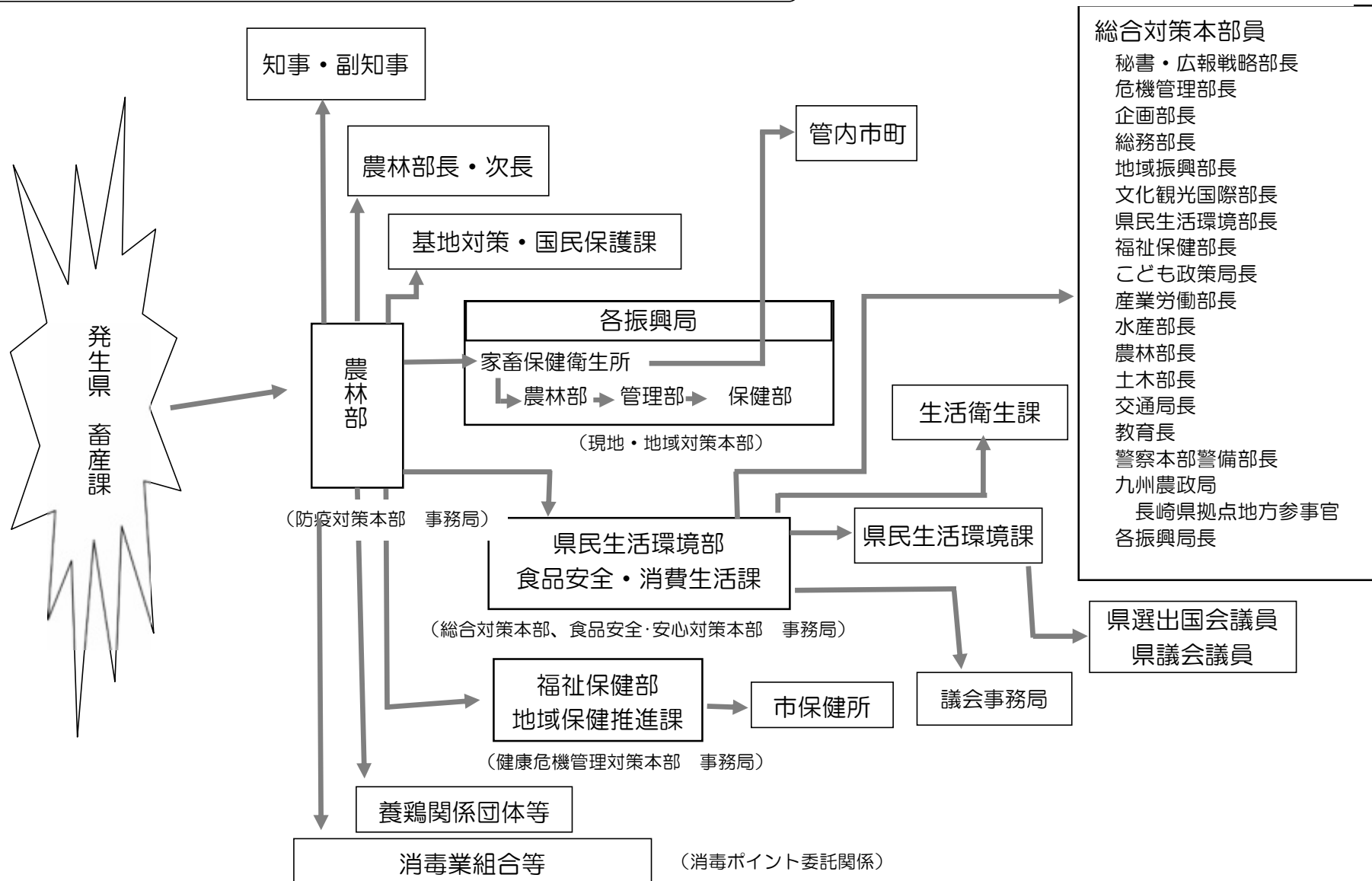
佐賀県での簡易検査陽性確認（農場で簡易検査陽性）時の連絡体系

（情報は非公表）



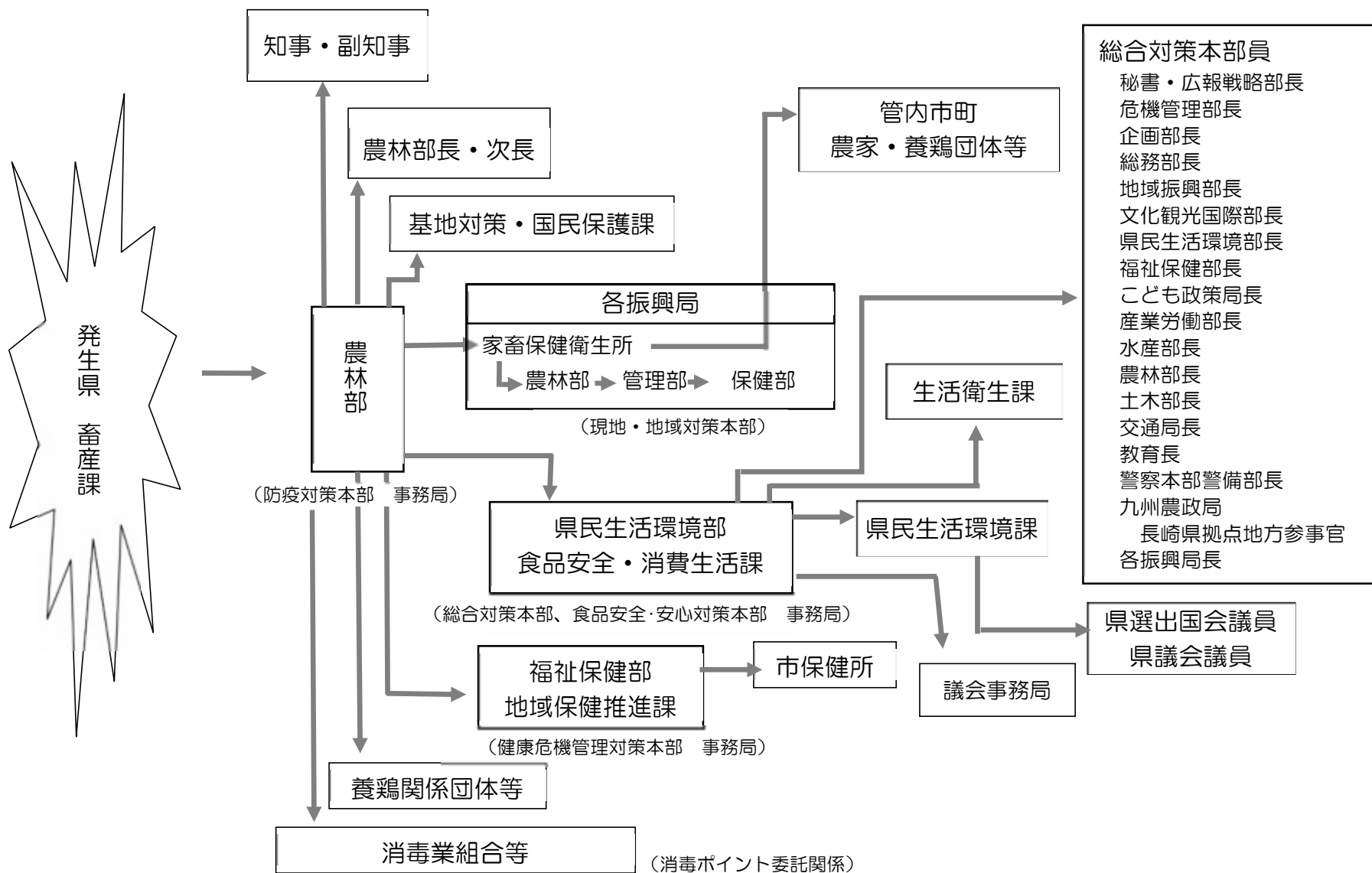
佐賀県・熊本県での簡易検査陽性確定時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)



佐賀県・熊本県での遺伝子検査陽性時の連絡体系

(個人情報以外は原則公表)



Ⅱ 防疫対策の概要

1 リスクレベルの区分

レベルⅠ 近隣諸国・地域 家きんでの発生又は野鳥での感染確認

韓国において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）又は低病原性鳥インフルエンザ（以下、LPAI）が発生した場合、又は野鳥で HPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅡ 国内（九州以外）の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州以外の国内において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅢ 国内（九州）の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州内において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅣ 本県家きんでの発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む）又は野鳥での感染確認（隣県での確認で本県の一部が野鳥監視区域に入る場合を含む）

本県において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。隣県で家きんに発生又は野鳥で感染が確認され、本県の一部が制限区域又は野鳥の監視区域に入る場合を含む。

2 リスクレベル評価

【家きんでの発生時】

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県一部が制限区域に入る場合を含む） 制限区域外 制限区域内		
県の防疫体制	必要に応じて 防疫対策会議	防疫対策会議※	警戒連絡会議 防疫対策会議※	総合対策本部会議、緊急防疫対策会議		開催要領 ※流行期 1 例目以降は必要に応じて
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第 7 の 4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限			原則 1 箇所に限定		飼養衛生管理基準 7 防疫指針第 7 の 1 の (2)
車両消毒設備	平時から衛生管理区域出入口に設置					飼養衛生管理基準 15
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準 13・20
衛生管理区域専用長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準 14
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準 21
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準 11 防疫指針留意事項 45
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底			獣医師等の養鶏関係者は、農場内乗入れ自粛		防疫指針留意事項 45
家きん舎の消毒	平時から定期的に実施					飼養衛生管理基準 28 防疫指針留意事項 45
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			防疫指針留意事項 45
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準 24
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準 25・26・27
死亡羽数確認	毎日確認				毎日確認報告	防疫指針第 9 の 1 の (5)

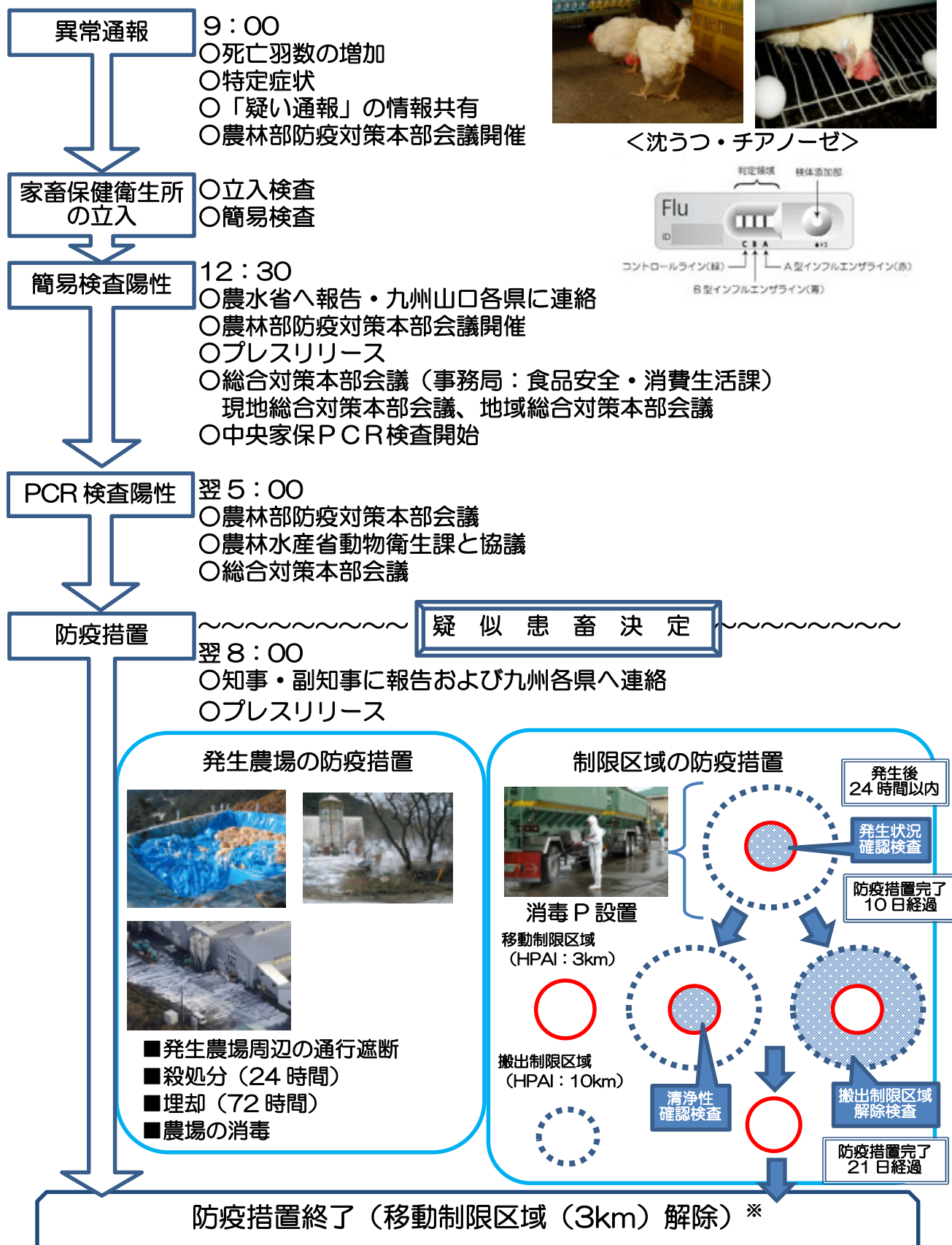
リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県一部が制限区域に入る場合を含む）		
				制限区域外	制限区域内	
食鳥処理場・GP センター						
	営業	通常どおり		移動制限区域内は停止（例外措置有）		防疫指針第 10
	衛生管理	通常どおりの対応			防疫指針の例外適用の要件及び再開後の遵守事項を徹底	防疫指針第 10
畜産関係車両（飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等）						
	消毒方法	動噴（タイヤ・車底）		動噴（車両全体）		
	消毒用噴霧器携行	平時から常時携行				
消毒ポイントでの消毒（制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討						
	道路(畜産関係車両)	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	道路（一般車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	港湾（人）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	港湾（車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
鳥類展示施設						
	人の消毒	通常どおり		消毒マット		
	来場者の飼育舎立入	通常どおり		自粛		
	ふれあい	通常どおり		自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛			開催禁止	防疫指針第 10
養鶏関係者の行動						
	発生地及びその周辺への移動	自粛				
	養鶏関係者の会合	通常どおり	自粛			
	家きん診療時の記録	平時から実施				飼養衛生管理基準 4

【野鳥での感染確認時】

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認（隣県での確認で本県一部が監視区域に入る場合を含む）		
				監視区域外	監視区域内	
県の防疫体制	必要に応じて 防疫対策会議	必要に応じて 防疫対策会議	必要に応じて 防疫対策会議	警戒連絡会議、緊急防疫対策会議		開催要領
監視体制・注意喚起	通常どおり				半径 3km 圏内農場への立入検査	防疫指針第 4 の 7
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第 7 の 4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限					飼養衛生管理基準 7
車両消毒設備	衛生管理区域出入口					飼養衛生管理基準 15
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準 13・20
衛生管理区域専用長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準 14
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準 21
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準 11
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底					防疫指針留意事項 45
家きん舎の消毒	平時から定期的に実施					飼養衛生管理基準 28
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準 24
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準 25・26・27
死亡羽数確認	毎日確認					

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認（隣県での確認で本県一部が監視区域に入る場合を含む）		
				監視区域外	監視区域内	
食鳥処理場・GP センター						
営業	通常どおり					
衛生管理	通常どおりの対応					
畜産関係車両（飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等）						
消毒方法	動噴（タイヤ・車底）			動噴（車両全体）		
消毒用噴霧器携行	平時から常時携行					
野鳥確認地点消毒・通行遮断					必要に応じて実施	防疫指針第４の７
消毒ポイントでの消毒（制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討						
道路(畜産関係車両)	未実施					
道路（一般車両）	未実施					
港湾（人）	未実施					
港湾（車両）	未実施					
鳥類展示施設						
人の消毒	通常どおり			消毒マット		
来場者の飼育舎立入	通常どおり			自粛		
ふれあい	通常どおり			自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛				
養鶏関係者の行動						
発生地及びその周辺への移動	自粛					
養鶏関係者の会合	通常どおり		自粛			
家きん診療時の記録	平時から実施					飼養衛生管理基準 4

3 発生時の防疫措置の流れ



※防疫措置完了28日経過後に監視強化区域解除検査実施

4 発生時防疫対応タイムフロー

(殺処分24時間以内、埋却処理72時間以内に完了する場合の目安)

●人、■場所、★物(資材、重機等)、○その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
1	9:00	0:00	異常通報	異常通報		
				○農家から異常通報受理 ○畜産課、振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 ○制限区域の設定準備 → 県本部へ報告(初動防疫報告票)(～12:30) ●防疫作業に必要な人員数を算定 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ★防疫作業に必要な資材数量を算定 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ■消毒ポイント設置場所 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ■埋却地情報の提供 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	○(防疫対策班)発生地家保から異常通報の報告受理 ○(総務動員者確保班)食品安全・消費生活課、地域保健推進課、基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 ○(防疫対策班)知事・副知事へ報告 ○(防疫対策班)農水省へ報告 ○ <u>農林部防疫対策本部会議の開催(第1回)</u> ●(総務動員者確保班)県本部動員名簿作成準備 ○(防疫対策班)現地からの情報受理 → 総合対策本部会議資料作成 ○(広報班)簡易検査陽性プレスリリース準備 ✓(各作業班)随時、現地からの情報受理	○制限区域内の市町へ連絡 ●動員名簿作成準備
	10:00	1:00				
	11:00	2:00				
	12:30	3:30	簡易検査 陽性	簡易検査陽性		
				●簡易検査結果を県本部(防疫対策班)へ報告 ●管内市町に連絡 ●消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	○(総務動員者確保班)簡易検査陽性情報を、食品安全・消費生活課、地域保健推進課、基地対策・国民保護課全振興局、農林部各課・室へ連絡 ○(農林部、県民生活部)知事・副知事へ報告(併せて自衛隊の出動要請について協議) ○(防疫対策班)農水省へ報告 ○(防疫対策班)九州・山口・沖縄各県へ連絡 ○(防疫対策班)関係団体等へ通知 ●(農林部長)基地対策・国民保護課へ自衛隊の出動要請電話連絡 ○ <u>農林部防疫対策本部会議の開催(第2回)</u>	○簡易検査陽性情報を受理 ○制限区域内の市町へ連絡
	13:00	4:00		○先遣隊(家保、振興局農業土木担当、保健所、地域普及課、市町、建設業協会)出発 ★不足資材の調達作業開始(13:00～) ★農場出入口への消毒機器的設置完了(～13:30)	○(広報班)プレスリリース(簡易検査陽性) ★(資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼(～13:00) ★(資材班)国へ資材の供出を要請完了(～13:30) ★(資材班)照明車を国交省へ借用打診(土木部経由)(～13:30) ★●(資材班)県央へ備蓄資材積込作業者動員要請完了(～13:30)	
	14:00	5:00		●不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(～14:00) ●マイクロバスの運行要請完了(～14:30)	★(資材班)現地へ国資材の数量報告完了(～14:00) ●(動員者確保班)他振興局へ動員要請完了(～14:30) ●(動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(～14:30)	●動員要請受理(～14:30)
	15:00	6:00			★(資材班)トラック台数、到着時間報告(中央家保、農技センター)(～15:00) ●(動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(～15:00)	●★備蓄資材積込要員が備蓄倉庫へ移動開始(15:00)
	15:30	6:30		長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第1回)		
	16:00	6:00	PCR検査 開始	○先遣隊調査終了(～16:00) ★重機手配(16:00) ※県防疫対策本部へ報告	○(各作業班)先遣隊の調査結果受理(16:00)	●★トラック到着直ちに備蓄資材の積込作業開始(16:00)※
	16:30	7:30		現地総合対策本部会議 ●★移動用バス、マイクロバスの確保完了(～16:30)	●(総務動員者確保班)農林部各課室動員名簿完成(～16:30) ●(動員者確保班)発現地への移動用バス等の確保(～16:30) ★(資材班)県建設業協会へ照明車輸送依頼(～16:30)	各地域対策本部会議 ●発現地への移動用バス等の確保(～16:30)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
1	17:00	8:00		●県本部及び他振興局の動員名簿受理(17:00)	●(動員者確保班) 農林部及び他振興局の動員名簿を現地対策本部へ提出完了(～17:00) ○(消毒ポイント班) 制限区域等公示案作成完了(17:00) ○(広報班) プレスリリース(消毒ポイント設置、制限区域設定) 作成完了(17:00)	●動員名簿を県本部へ提出(～17:00) ★備蓄資材トラック出発(17:00)※
	18:00	9:00		●動員者の班編制完了、県本部へ名簿を提出(～18:00)	●現地対策本部から動員名簿を受理(18:00)	
	19:00	10:00		○周辺住民への説明(19:00) ★備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(19:30) ●後方支援センター設置開始(19:30)		
	20:00	11:00		★農場拠点へ資材到着(20:30) ●農場拠点設置開始(20:30)		
	21:00	12:00		★消毒ポイント資材到着(21:00) ●消毒ポイント設置開始(21:00) ■●★後方支援センター設置完了(21:30) ■●★農場拠点設置完了(21:30)		
	22:00	13:00		■●★消毒ポイント設置完了(22:00)		
2	5:00	20:00	PCR検査 陽性	P C R 検 査 陽 性		
				●防疫作業動員者移動開始(5:30)※ ●消毒ポイント現地動員者移動開始(5:30)※	●防疫作業動員者移動開始(5:30)※	●防疫作業動員者移動開始(5:30)※
	6:00	21:00		●防疫作業動員者後方支援センター到着(6:00) ●消毒ポイント動員者(管理者)到着(6:00) ●★消毒ポイント動員者到着(6:00)		
	7:00	22:00		●防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(7:00) ★重機配備完了(7:30)	○農林部防疫対策本部会議の開催(第3回)	
	8:00		疑似患者 決定	疑 似 患 者 決 定		

※予定時間は、発生場所等により変動する。

4 発生時防疫対応タイムフロー（患者決定後）

（殺処分24時間以内、埋却処理72時間以内に完了する場合の目安）

経過 日数	時間	事項	現地防疫対策本部（発生地）	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
2	8:00	疑似患者決定 防疫作業開始	疑似患者決定		
			殺処分・埋却等作業 置	発生状況確認検査 消毒ポイント設	消毒ポイント設置（制限区域にかかる場合）
			殺処分 ↓	○必要に応じて記者会見 ○（総務動員者確保班）食品安全・消費生活課、地域保健推進課、 基地対策・国民保護課、全振興局、県議会議員へ連絡 ○（防疫対策班）九州各県へ連絡 ○（防疫対策班）関係団体へ連絡 ○（防疫対策班）告示（疑似患者決定、催物の制限） ○（消毒ポイント班）告示（制限区域の設定） ○（広報班）プレスリリース（疑似患者決定、制限区域の設定、 消毒ポイントの設置） ✓防疫作業進捗状況を、随時、県本部へ報告	
	9:30			長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議（第2回）	
	10:30			○長崎県鳥インフルエンザ防疫対策会議 ★（資材班）照明車の輸送	
3	8:00	殺処分終了	殺処分終了		
			埋却・清掃・消毒 ↓	○（広報班）プレスリリース（殺処分終了）	
4	10:00			○（広報班）プレスリリース（防疫作業進捗状況）	
5	8:00	防疫措置終了	防疫措置終了		
				○（広報班）プレスリリース（防疫措置終了） ★（資材班）照明車の返却	
6～7		発生状況確認検査結果判明	○【LPAI】発生状況確認検査で陰性確認後、農水省と協議して撤出制限区域（5km）を解除	○（広報班）プレスリリース（発生状況確認検査の結果） ○【LPAI】（消毒ポイント班）撤出制限区域解除の告示 ○【LPAI】（広報班）プレスリリース（撤出制限区域の解除、消毒ポイントの一部廃止）	
	0:00	撤出制限区域解除	撤出制限区域解除【LPAIの場合】		

経過 日数	時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
8～11					
12			○家きん舎等の消毒(2回目)		
13～15					
16			清浄性確認検査 ↓ 臨床検査 搬出制限区域解除検査 ↓ 臨床検査		
17		農水省と協議	○[HPAI]清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性確認後、 農水省と協議して搬出制限区域(10km)を解除 ○家きん舎等の消毒(3回目)	○(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) ○[HPAI](消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 ○[HPAI](広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)	
18	0:00	搬出制限区域解除		搬出制限区域解除【HPAIの場合】	
19～25					
26		農水省と協議	○清浄性確認検査で陰性確認かつ防疫措置完了後21日が経過していることから、 農水省と協議して移動制限区域(3km)を解除	○(消毒ポイント班)移動制限区域解除の告示 ○(広報班)プレスリリース(移動制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)	
27	0:00	移動制限区域解除		移動制限区域解除	
28	10:00			長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第3回)	
29～33					
34			監視強化区域解除検査 ↓ 臨床検査		
35			○監視強化区域解除検査で陰性確認かつ防疫措置完了後28日が経過していることから、 農水省と協議して監視強化区域(10km)を解除		
36	0:00	監視強化区域解除		監視強化区域解除	
37				○(広報班)プレスリリース(監視強化区域の解除)	

5 発生時における市町の役割

(1) 事前に検討しておく事項

- ① 市町対策本部を設置する場合の構成等
- ② 現地防疫活動（消毒ポイント等）への動員方法、動員者数
- ③ 埋却のための公有地のリスト化及び地域住民への説明方法
- ④ 市町道の通行自粛・遮断等の対応
- ⑤ 車両消毒ポイント等（水及び電気の確保）
- ⑥ 防疫作業従事者の後方支援センターの選定（使用の可否の確認）
- ⑦ 住民への情報提供の方法、相談窓口の設置
- ⑧ 愛玩鳥飼育者の把握

(2) 自市町において簡易検査陽性事例が発生した場合

- ① 市町対策本部の設置
(混乱を招かないように情報は、慎重に取り扱う)
- ② 防疫活動の準備
 - ア 防疫活動の補助業務を行う作業者の確保
 - ・家さん等の評価
 - ・通行遮断
 - イ 消毒ポイント選定箇所の使用可否確認・従事者の確保
 - ウ 埋却場所の選定・準備（公有地の場合）
 - エ 防疫作業従事者後方支援センター（体育館・公民館等）・農場拠点の設営作業
 - オ 発生地周辺の通行遮断（住民への説明）
 - カ 移動制限区域、搬出制限区域設定の協力
 - キ 防疫作業に係る電源・水源の確保
 - ク 後方支援センター、農場拠点、消毒ポイントで使用するテント、机、椅子等の供出（必要に応じ）
 - ケ 発生農場近隣の住民を対象にした説明会の開催（準備・出席）

(3) 疑似患畜に確定した場合

- ① 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ② 後方支援センター、農場拠点、埋却地拠点（必要な場合に設置）での防疫作業
者へのサポート業務
- ③ 家さん飼養者等への移動制限区域、搬出制限区域に係る内容の周知
- ④ 住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- ⑤ 発生状況確認検査、清浄性確認検査への協力（巡回車両、案内人の確保）

6 発生時における畜産関係団体等の役割

(1) 関係する養鶏場で異常通報があった場合

家畜防疫員の要請に基づき、異常通報があった養鶏農場に係る農協、飼料会社、GP センター等は、出荷、集荷、配送業務を停止する

(2) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

県から HPAI 又は LPAI を疑う異常家きんを発見した旨の通報があった場合

- ①養鶏農家、飼料会社等への情報伝達
- ②家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

(3) 疑似患畜に決定した場合

- ①処分家きん等の評価
- ②消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ③養鶏農家、飼料会社等への情報伝達、相談窓口の設置（風評被害対策含む）

7 発生時におけるその他の団体等の役割

(1) 異常通報があった場合

異常通報があった養鶏場の所在地の建設業協会支部は、簡易検査陽性判明後の先遣隊の派遣の準備をする

(2) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

県から HPAI 又は LPAI を疑う異常家きんを発見した旨の通報があった場合

- ①先遣隊の派遣（長崎県建設業協会支部）
- ②防疫資材の確保（資材供給協定締結事業者※）
※防疫対策に係る協定書締結状況（ファイル集文書 No15652）参照
- ③防疫作業従事者の動員（長崎県獣医師会、長崎県建設業協会支部）
- ④重機の確保（長崎県建設業協会支部）
- ⑤防疫作業従事者の輸送（長崎県バス協会）

(3) 疑似患畜に決定した場合

- ①殺処分された家きん等の埋却地への運搬作業（長崎県建設業協会支部）
- ②埋却作業（長崎県建設業協会支部）
- ③消毒ポイントの管理および運営（長崎県消毒業協同組合、長崎県造園建設業協会、長崎県ビルメンテナンス協会、長崎県警備業協会）

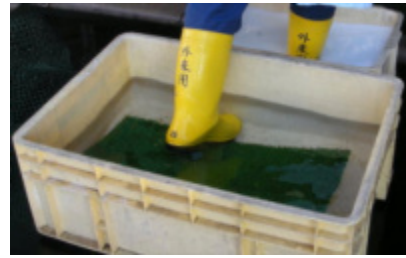


連絡方法について

各関係機関、関係団体等への連絡は、電子メール・FAX に加えて、電話での受信確認を実施すること。

8 発生防止対策のための家きん飼養者の役割

- (1) 日頃から、法に定める「飼養衛生管理基準」を遵守する。また、日々の来訪者や自分の外出先などを記録するよう心がける。また、農場出入者については確実に記録するとともに、出入時の消毒を徹底する。



- (2) HPAI・LPAI に関するパンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
- (3) 家きんが、法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状（以下「特定症状」という。）を呈していることを発見したときは、同項に基づき直ちに家保に通報しなければならない。また、特定症状以外の異常で家きんの死亡率の急激な上昇や、同様の症状を呈する家きんが増加した場合は、直ちに獣医師又は家保の指導を受ける。

なお、特定症状及び特定症状以外の異常については、Ⅲの1及び2を参照のこと。

関係機関・団体等の役割分担

作業内容	県 防疫 対策 本部	現地防疫対策本部							消毒 業協 会等	自 衛 隊	農家
		局等	家保	保健所	市町	警察	畜産 関係 団体	建設 業協 会			
対策本部の設置（県本部・現地）	○	○									
広報（作業全般）	○				○						
先遣隊		○	○	○	○			○			
養鶏農家への情報伝達			○		○		○				
飼料会社等への情報伝達	○						○				
防疫作業従事者の動員	○	○	○		○			○	○	△	○
防疫資材の確保	○	○	○		○		△				○
防疫作業計画の策定	○	○	○								
発生農場防 疫措置	家さんの等評価		○		○		○				
	殺処分作業		○	○							
	農場清掃消毒		○	○							
	埋却作業		○	○				○			
	水源等確保				○						○
	機械確保		○					○			○
	機械操作	○						○			○
	作業者の健康調査等			○							
通行遮断 （規制）	農場周辺の交通規制		○		○	○					
	道路使用の調整		○		○	○					
埋却作業	埋却地の選定（平時）		○	○							○
	必要面積算定（平時）			○							
	現地調査（平時）		○	○		△		△			○
	重機の確保		○					○			
制限措置	制限区域の設定	○		○							
サポート業務	フォークリフト確保（資材荷下ろし）		○	○							
	後方支援C・農場拠点の選定・確保			○		○					
	サポート業務の運営・管理		○	○	○	○					
防疫作業者の 移動手段確保	局等⇔後方支援C	○									
	後方支援C⇔農場拠点		○								
発生状況確認 検査・清浄性 確認検査	対象農場の確認			○							
	計画策定			○							
	獣医師動員要請	○		○							
	案内人・車両確保		△			○					
住民説明	案内				○						
	会場確保				○						
	説明者			○	○	同席					
消毒ポイント 作業	候補地の選定	○	○	○	○						
	許認可事務（道路使用許可・道路占用許可等）		○			○					
	水源確保				○						
	管理・運営		○						○		
	業務委託事務	○									

△：必要に応じて対応

Ⅲ 異常家さん通報から簡易検査陽性までの対応

1 異常家きんの症状

HPAI 及び LPAI は、感染した鳥類（家きん、野鳥等）又は本病ウイルスに汚染された排せつ物、飼料、水、野生動物（ねずみ等）、人、器材などと家きんが接触することにより感染する。本病の被害を最小限に食い止めるためには、早期発見がもっとも大切である。そのためには、家きんの飼養者は症状について熟知し、毎日の家きんの状態を観察し、早期に異常家きんを発見し、通報することが極めて重要である。

＜本病の主な症状＞

- ・ 突然の死亡
- ・ 呼吸器症状、下痢
- ・ 元気消失、うずくまり、嗜眠、振せん又は羽毛の逆立ち
- ・ 顔面、鶏冠、肉垂もしくは脚部の浮腫又は出血斑もしくはチアノーゼ
- ・ 産卵率低下又は停止



うずくまり・嗜眠



羽毛の逆立ち



鶏冠の出血



鶏冠・肉垂のチアノーゼ



脚部の皮下出血

2 異常家きんの通報（届出）

法第 13 条の 2 に規定される特定症状を呈する家きんを発見した場合、家きんの飼養者又は関係者は同法同条同項に基づき、速やかに最寄りの家畜保健衛生所（以下、家保という）に通報しなければならない。なお、特定症状以外の異常にあっても速やかに通報する。

（1）特定症状

- 1) 同一の家きん舎内において、1 日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って 21 日間（当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となって

いた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算 21 日間をいう) における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となった場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。

- 2) 民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査や血清抗体検査により陽性となった場合。

(2) 特定症状以外の異状

- 1) 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。
- 2) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡し（高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く）又はまとまってうずくまっている場合。

○家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所名	電話番号
長崎県中央家畜保健衛生所	0957-25-1331
〃 県南家畜保健衛生所	0957-68-1177
〃 県北家畜保健衛生所	0956-48-3831
〃 五島家畜保健衛生所	0959-72-3379
〃 壱岐家畜保健衛生所	0920-45-3031
〃 対馬家畜保健衛生所	0920-54-2179

3 通報を受けた家保等の対応

(1) 家保の対応

- 1) 通報者からの異常発生状況の聞き取り
通報を受けた家畜防疫員は、指針別記様式 1 により症状の電話聞き取りを行う。
- 2) 通報者等への指導
聞き取りにより、本病を疑う場合は、万が一の発生時に備え、ウイルス拡散防止対策の措置を指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。
- 3) 報告（聞き取りの結果、特定症状又はそれ以外の症状で鳥インフルエンザが疑われる場合）
 - ①当該家保は、畜産課及び中央家保（検査課）へ指針別記様式 1 をメール送信し、電話で状況を説明する。
 - ②当該家保は、局内幹部職員へ報告する。
 - ③当該家保は、他家保と情報を共有する。
 - ④（2）の 2）により畜産課からのメールを受理した他家保は、現地防疫対策本部構成員にメールを転送し、情報を共有する。

(2) 県畜産課の対応

- 1) 国（動物衛生課）への報告
畜産課は、指針別記様式1を動物衛生課へメール送信し、異常通報受理を報告する。
- 2) 関係者への異常通報受理情報伝達
畜産課は、「異常家さん通報時の連絡体系」（I－4）に基づき、関係者へ様式2（様式集）をメール送信する。

4 初動防疫の準備

(1) 現地防疫対策本部（発生地振興局）の対応

■家保の対応

- ①家保は、初動防疫報告票1～6（様式集）を作成し、電子メール又は大容量ファイル一時受渡しフォルダを介し県防疫対策本部へ提出する（フォルダ名：「年月日」（地域）鶏 初動防疫報告票）「例：20200822(中央)鶏初動防疫報告票」



作成した初動防疫報告票を大容量ファイル一時受渡しフォルダに保管する場合、受渡しフォルダの農林部々畜産課に「年月日」（地域）鶏 初動防疫報告票」のフォルダを作成し保存する。
※ファイルの取り扱いは厳重に注意すること。

- ②現地防疫対策本部内で情報を共有する。
- ③異常通報農場が属する組合等に、情報管理を徹底の上、電話で内容を伝える。

○初動防疫報告票

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
1 (発生農場の概要)	発生農場の概要	位置図、農場、埋却地平面図、バス経路図、テント配置図	【平時の対応】 ○後方支援センターは駐車可能台数を確認しておく。 ○農場拠点は可能な限り農場に近い場所とする。 ○埋却予定地は年に一回は現地確認をしておく。また <u>所有者を確認しておく。自己の所有する土地でない場合は、埋却への合意書等を書面で交わす指導を行う。</u> ○農場に立ち入りした際に、農場所有の機械の種類・台数。操作資格者を確認しておく。
	関連農場・施設等の概要	位置図	
	後方支援センター	位置図	
	農場拠点	位置図	
	自衛隊前進拠点		
	埋却（焼却等）予定地		
	農場所有の機械類 農場の特記事項（農場敷地面積、鶏舎面積、農場出入口箇所数、通行遮断場所箇所数） 発生状況確認検査	位置図	
2 (制限区域情報1)	制限区域情報（区域内の飼養戸数・羽数）	プロット図	※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
	制限区域内の関連施設	プロット図	
2 (制限区域情報2)	移動制限区域（市町区域名）		
	搬出制限区域（市町区域名）		

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
3 (消毒ポイント)	ポイント情報	設置位置図	【平時の対応】 ○年に一度はリストアップされた場所を現地で確認しておく。 ※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
4 (防疫作業従事者 必要人員数)	発生農場防疫作業 発生状況確認検査 消毒ポイント		
5 (発生農場の疫学 関連情報 1)	家さん及び家さん卵に関する疫学情報 人・車両に関する疫学情報		
5 (同 2)	疫学関連農場一覧		
6 (必要機材・資材 数量)	基礎数値入力表 防護服関連資材 (1クール (4 時間) ごと) 防護服関連資材 (24 時間ごと) 必要資材 (防護服関連以外) (作業箇所ごと) 必要資材 (防護服関連以外) (品目ごと) 備蓄資材搬出数量 資材振り分け先 作業箇所別資材管理表 資材購入関係		【平時の対応】 備蓄資材の確認を定期的を実施する。



初動防疫報告票 6 関係

県備蓄資材数量は、平時は中央家保が数量管理を行い、変動がある度、随時最新のデータを県対策本部資材班と各家保で共有する。



初動防疫報告票は全てを完成させて報告するのではなく、項目ごとに出来た分から報告すること

■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法

	発生地管轄 (●)	制限区域が跨る等の管轄外 (○)
9:00 異常通報 12:30 簡易検査 陽性	<制限区域情報の速報> ●発生地家保 ・防疫マップで区域設定 ・制限区域の速報伝達 「発生農場名」、「制限地域及び制限農場」を電話連絡 <様式1 (発生情報)> ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式1」をメール送信し、制限地域を電話連絡 <初動票2-1、2-2 (制限区域情報)> ●発生地家保 ・「初動票2-1、2-2」を作成 ・制限区域情報の伝達 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票2-2」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票2-1」も提供 <初動票3 (消毒ポイント情報)> ●発生地家保 ・事前共有したポイントを確認し、該当家保へポイント変更の有無を電話確認 ・該当家保からの回答を受け、ポイントを決 定 ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ・該当家保からの報告を受け、最終的なポイントを決 定 <様式3 (簡易検査結果)> ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式3」をメール送信し、電話連絡	○管轄外家保 (制限区域が跨る) ・制限区域の速報受理 <様式2 (個人情報なし)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式2」をメール送信し、制限地域を電話連絡 ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「初動票2-2」大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票2-1」も提供 ○管轄外家保 ・事前共有したポイントを確認し、電話回答 ・変更がある場合は、直ちに所長決裁後の「初動票3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信 ○管轄外家保 ⇒ 局、消毒Pを設置する市町 ・「初動票3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ又はメール (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※変更する場合は、所長決裁後の「初動票3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信 <様式4 (個人情報なし)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式4」をメール送信し、電話連絡

■各作業班の対応

防疫作業に必要な準備作業に当る。

○作業動員者：各所属へ動員可能者を照会

○資材調達

【リース資材】連絡先（東建リース（株）長崎北営業所）へ異常通報の内容を電話連絡。

【購入資材】内容・数量の確認及び発注様式の準備（初動防疫報告票6）

【照明車】県と国土交通省九州地方整備局の防災協定に基づく借用申請（土木部経由）

○動員者輸送用バス（後方支援センター⇔農場拠点）の確保

【バス会社】バス運行計画作成

【農大】農大バス借用の可否を電話確認

【レンタカー会社】必要台数を電話連絡、【局】運転士の派遣要請

○埋却作業準備：建設業協会該当支部へ異常通報の内容を連絡

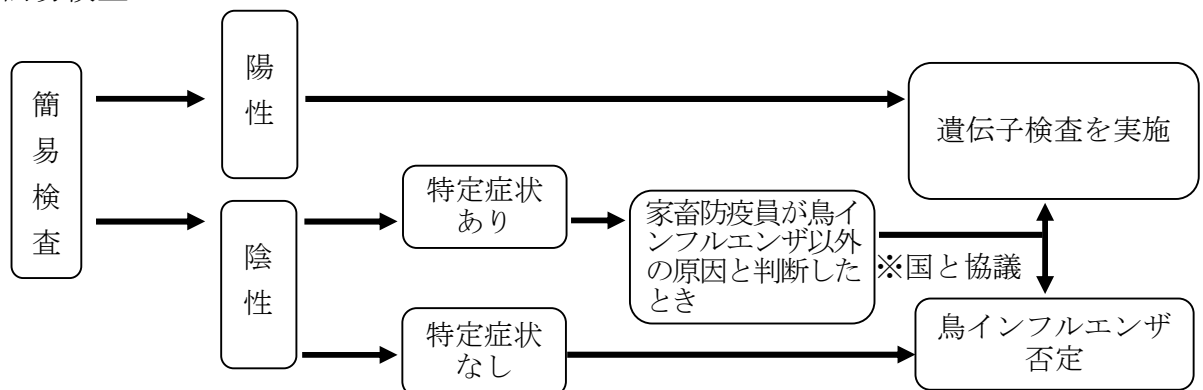
（2）市町の対応

- ・市町は、家保から送信された初動防疫報告票1に記載の後方支援センターや自衛隊前進拠点（必要に応じて設置）に充てる施設や農場拠点を設置する場所が使用可能か否かを確認して家保へ連絡する。
- ・使用不可である場合は、代替施設や場所の提案を行う。
- ・市町職員が担当する作業要員の確保に当る。

5 農場への立入検査（簡易検査の方法）

異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。

＜簡易検査のフロー＞



6 簡易検査結果の連絡

- ①家保は、簡易検査の結果を陽性、陰性に関わらず直ちに振興局と県畜産課及び当該市町へ連絡する。家保から県畜産課への報告は様式3（様式集）を用いる。
また、簡易検査陽性時にはさらに以下について実施する。
- ②県畜産課は、「簡易検査陽性時の連絡体系」（I－4）に基づき、様式4（様式集）により関係者へ連絡する。
- ③簡易検査陽性の場合、家保は、養鶏団体等の協力を受け、制限区域に入ることになる農家へ電話連絡を入れ、家きんや家きん卵等の移動自粛要請を行う。
- ④簡易検査の結果に関わらず、当該家保は指針別記様式2－1により立入検査の状況を取りまとめ、畜産課と検査課へメール送信の上、電話で状況を説明する。
- ⑤畜産課は、動物衛生課（国）へ指針別記様式2－1をメール送信の上、電話で状況を説明する。

7 病性鑑定材料の輸送

確定診断のため、検査材料を中央家畜保健衛生所へ輸送する。また、ウイルス亜型の特定のため、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（本所）へ輸送する。

（1）検体発送

【現地家保】

- ① 現地家保は、材料（気管スワブ（鶏以外はクロアカスワブ含））が検査課へ到着する予定時間を県畜産課、検査課に連絡する。
- ②現場家保用病性鑑定リスト（様式集）を作成。
- ③畜産課及び検査課へ②をメール送信。

【中央家保】

- ④検査課は、指針別記様式3（検査依頼文書）及び病性鑑定送付材料リストを作成。
- ⑤作成した指針別記様式3及び病性鑑定送付材料リストを畜産課（家畜衛生班）へメール送信。
- ⑥検査材料を梱包し動物衛生研究部門へ郵送。
- ⑦検査課は、検体の到着予定日を畜産課へメール及び電話で報告。

【畜産課】

- ⑧家畜衛生班は、動物衛生研究部門へ指針別記様式3、指針別記様式2－1、病性鑑定送付材料リストを電子メールにより提出する。併せて検査材料の到着予定日を連絡する。

（2）荷物（検査材料）の送付先

検査機関名	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（本所）
所在地	〒305-0856 茨城県つくば市観音台 3-1-5
電話	029-838-7707（直通）
F A X	029-838-7907
受取窓口	疾病対策部行政連携室 行政連携調整役

8 疫学情報の確認

- ①現地立入検査を行った家保獣医師は、疫学情報を調査し家保に報告する。
- ②家保は、その情報を指針別記様式2-2（様式集）に整理し、畜産課に報告する。
- ③畜産課は動物衛生課に提出する。

9 隣県からの通報に対する本県の対応

隣県である佐賀県又は熊本県で発生した際に、本県の一部が制限区域に入る場合の対応は、下記のとおりとする。

【佐賀県】

	佐賀県からの通報内容	本県の報告様式		通報を受けて対応する内容
		様式番号	件名	
1	異常通報を受け、農場で簡易検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性は未確定の段階	様式7	佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確認事例について	本県で発生した場合の、「異常家きん通報時」の対応を実施
2	検査材料を佐賀県中部家保へ送付し、再度簡易検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性を確定した段階	様式8	佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確定事例について	本県で発生した場合の、「簡易検査陽性時」の対応を実施
3	佐賀県中部家保で、遺伝子検査を実施し、陽性を確認	様式9	佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について	本県で発生した場合の、「遺伝子検査陽性時」の対応を実施

【熊本県】

	熊本県からの通報内容	本県の報告様式		通報を受けて対応する内容
		様式番号	件名	
1	異常通報を受け、農場で簡易検査を実施し、陽性を確認 ↓ 簡易検査陽性を確定した段階	様式8	熊本県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査陽性確定事例について	本県で発生した場合の、「簡易検査陽性時」の対応を実施
2	熊本県中央家保で、遺伝子検査を実施し、陽性を確認	様式9	熊本県における高病原性鳥インフルエンザ遺伝子検査の結果について	本県で発生した場合の、「遺伝子検査陽性時」の対応を実施



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

IV 簡易検査陽性から疑似患畜決定までの作業

1 対策本部の設置

簡易検査陽性により、長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部設置要綱に基づき、本庁では、知事を本部長とする長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部（以下「県総合対策本部」という。）を設置し、本部長の指示のもと長崎県鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県防疫対策本部」という。）を設置する。また、現地では、振興局長を本部長とする鳥インフルエンザ現地総合対策本部（以下「現地総合対策本部」という。）を設置し、本部長の指示のもと鳥インフルエンザ現地防疫対策本部（以下「現地防疫対策本部」という。）を設置する。

2 疑い事例（簡易検査陽性）のプレスリリース等

- ①県防疫対策本部と動物衛生課は、公表の内容、今後の防疫方針について調整の上、農林水産省と県がそれぞれ公表を行う。
- ②県防疫対策本部は、疑い事例が発生した農場所在地の市町長に通報するとともに、関係団体等、九州各県へ通知する。
- ③県防疫対策本部は、県総合対策本部と調整の上、防疫措置等に関し、必要に応じ報道機関に適宜情報提供を行う。また、まん延防止のため、マスコミに対して、疑い事例をはじめ、鳥インフルエンザ関係については、本庁一括（畜産課、農政課対応）にて広報するため、発生地域等への取材は自粛するよう要請する。

3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

現地防疫対策本部は、発生農場、埋却地等の周辺住民に対して、法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。説明会には家保・発生市町職員等のほか、保健所の職員も同席し、人の健康危機管理対策について説明を行う。

4 緊急防疫作業

県畜産課と動物衛生課が協議して疑似患畜と決定されるまでの間、まん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

（1）家保の対応

家保職員は、関係機関等と協力し、次の措置を講じる。

- 1) 農場の外部の見やすいところに発生 of 標識と家畜伝染病のまん延を防止するための立入禁止の掲示を行い、ロープ等で出入口を封鎖するとともに、農場の出入口を1カ所に限り、消毒槽及び噴霧消毒（動噴）施設を設ける。
- 2) 当該農場への部外者の立入を制限する。
- 3) 消石灰等の散布を行うことにより、農場出入口の消毒を行うとともに、農場で使用している衣類・使用器具を消毒する。

- 4) 振興局、市町に協力を要請し、農場周辺の通行の自粛、道路への消毒薬の散布などを行う。
- 5) 県防疫対策本部の指示により、法第 32 条第 1 項の規定に基づき、次の物品の移動を制限する。
 - ①生きた家きん
 - ②家きん卵（ただし、GP センター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）
 - ③家きんの死体
 - ④家きんの排せつ物等
 - ⑤敷料、飼料、家きん飼養器具

（2）振興局・市町の対応

- 1) 農場周囲の通行自粛の対応及び通行制限の準備
- 2) 農場周辺の通行自粛・制限に係る警察への連絡・協議
- 3) 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する協力
- 4) 消毒等に使用する水及び電気の確保

（3）県防疫対策本部の対応

県防疫対策本部は、HPAI 又は LPAI のまん延を防止するため、法に基づく（1）の 5）の移動制限を決定するとともに、現地防疫対策本部へ指示する。

5 初動防疫の準備

簡易検査陽性を確認した段階で、疑似患畜決定に備え、初動防疫作業が迅速かつ的確に実施できるよう作業現場の事前確認を行う。

（1）先遣隊の派遣と現地調査

1) 先遣隊の構成員

構成員は下記の通りとする。（◎はリーダー）

◎家保	1 名
振興局農業土木職	1 ～ 2 名
振興局畜産担当	1 名
保健所担当	1 名
市町担当	1 名
建設業協会担当	1 名

2) 調査事項

発生現地に出向き、先遣隊調査票（様式集）を使用して各構成員は連携をとり調査を行う。現地での調査には、事前調査情報（防疫作業場所、発生農場及び周辺の見取り図、農場拠点の見取り図等）を使用する。

**【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】**

- 先遣隊の構成員に畜産技術職員を追加
- 先遣隊の確認内容のうち、平時に確認できる内容については、事前に済ませておくこと。(機械の所有状況、水源、鶏舎間口、その他施設概要)
- データを確認しておくこと（年に1回は農場等を確認しデータ更新）。

■調査箇所及び確認内容

区域	施設等	確認内容
農場	農場敷地	・農場内通路幅 ・排水溝 ・防疫資材（特にガスボンベ）の収容場所 ・作業者の動線 ・汚染物品の搬出経路等 ・防疫フェンスの設置内容（必要な場合） ・その他
	農場設備等	・所有する機械の種類・数量及び操作可能者の人数 ・電源・基盤 ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・その他
	鶏舎	・鶏の飼養状況 ・ローダー等機械類の侵入の可否 ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・電源の場所 ・鶏糞量 ・排水溝 ・その他
	堆肥舎	・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・堆肥の量 ・その他
	飼料タンク	・数量・容量（残飼の推定量） ・排出弁の状態 ・その他
	水源 (水道栓等)	・場所 ・水タンク保有数量・容量 ・水圧の確認 ・その他

区域	施設等	確認内容
埋却地		・確保場所の規模（面積） ・埋却溝のレイアウト ・埋却可能数量（処理鶏、飼料、堆肥） ・トラック及び重機の進入の可否 ・必要な重機の種類・台数 ・照明器具（照明車、投光器）の設置場所・数量 ・その他 【埋却地が農場敷地外にある場合の追加項目】 ・動力噴霧器の設置場所
農場周辺	通行遮断ポイント	・ポイントの場所と数 ・ポイントの運営に必要な人員 ・照明器具の設置場所・数量 ・案内掲示板の設置場所の確認 ・その他
	農場拠点	・設置場所と規模（面積） ・設置に必要な資材 ・着脱場所 ・ゾーニングの実施 ・簡易トイレの設置場所 ・照明器具の設置場所・数量 ・農場から離れて位置する場合は、農場そばに仮設ポイントの設置を検討（トイレ休憩時の脱着用等に利用）
	農場拠点から農場までの経路	外灯の設置状況、必要であれば照明器具の設置場所・数量、道案内掲示板の設置の要否

（２）防疫作業計画の策定

現地防疫対策本部は、疑似患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、先遣隊の情報を基に、下記作業ごとに作業班編成と進捗管理ができる工程表を作成し、県防疫対策本部と内容を確認する。

作成した工程表は、県防疫対策本部と現地防疫対策本部で共有する。

- １）殺処分作業
- ２）鶏糞除去作業（又は鶏舎内での発酵消毒作業）
- ３）飼料除去作業（飼料タンク、飼槽）
- ４）鶏卵除去作業（採卵鶏での発生時のみ）
- ５）鶏舎消毒
- ６）堆肥舎内の鶏糞除去作業（又は発酵消毒作業）
- ７）汚染物品の運搬及び埋却作業（又は焼却作業）
- ８）埋却地の掘削・埋却作業



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 進捗管理が可能な防疫計画資料を作成する。
- 鶏糞除去作業等で機械を使用する場合は、作業箇所ごとに機械を使用する時間帯、機械の種類・台数を記載すること。
- 併せて、機械オペレーター（農林部職員）の動員計画も作成する。

(3) 全体防疫作業計画の決定

県防疫対策本部は、現地防疫対策本部から提出のあった初動防疫報告票並びに防疫計画の内容を確認し、作業計画を決定する。

- 動員計画
- 作業計画
- 消毒ポイント設置箇所



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

(4) 初動防疫作業準備

1) 現地防疫対策本部

- 動員要請（一般、建設業協会等）
- 資材調達（購入資材・リース資材・食糧）
- 資材運搬用赤帽トラック（後方支援センター⇒農場拠点）の確保
- 移動用マイクロバス（後方支援センター⇄農場拠点）の調達
- 後方支援センター及び農場拠点の設営

2) 県防疫対策本部

- 国との連絡調整
- 動員要請・調整
- 移動用バス（各振興局⇄後方支援センター）の調達
- 県備蓄資材輸送準備
- 自衛隊への動員要請（必要な場合）
- 隣県との消毒ポイント設置場所調整（制限区域が隣県に跨る場合）

6 動員の考え方

- ①全体動員計画は、発生規模別必要人員数の表のとおりとする。（P.10～22）
- ②各地域の動員計画は、毎年度別に定める。
- ③農場作業者が確保できない場合は、総務動員者確保班（農政課）から他部へ動員を要請する。
- ④農場作業に協力する九州農政局等の国職員の動員は、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超える養鶏場での発生を要請の目安とする。国からの動員者調整は、県本部で行う。
- ⑤農場内の鶏糞等の処理に農技センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センターの、ホイルローダーの有資格者を動員する。有資格職員は、県防疫対策本部動員枠とするため、地域の動員者リストには含めない。

- ⑥自衛隊への動員要請は、原則として、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超える養鶏場での発生時を要請の目安とし、発生鶏舎の殺処分作業を依頼するが、それ以下の規模での発生であっても、人員が不足する場合にあってはこの限りではない。
- ⑦防疫作業従事者に対しては、防疫作業従事除外基準（慢性心疾患で通院加療中の者等）に基づく確認や作業前の健康調査を行うとともに、作業前後における防護服の適切な着脱指導等をもって感染防止対策を徹底する。
- ⑧各作業箇所に作業管理者として責任者と情報連絡員を配置する。
- ⑨責任者と情報連絡員は、一般職員の動員リストとは別に動員者を選定する。

■作業班

○後方支援センターサポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳						作業時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名以上	27名	1	8	8	8	1	1	

※上記表には、家畜防疫員、健康管理者及び防護服の脱着サポートは含まない。

○農場拠点サポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳			作業時間／クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6名	1	3	2	8時間
100名	9名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名以上	18名	1	15	2	

※上記表には、家畜防疫員、健康管理者、防護服の脱着サポートは含まない。

（埋却地拠点サポート班員）（一般職員）

埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳		作業時間／クール
		資材係	消毒係	
関係なし	2名（固定）	1（固定）	1（固定）	8時間

※農場と埋却地が離れている場合に設置

※上記表には、家畜防疫員、健康管理者、防護服の脱着サポートは含まない。

(自衛隊対応サポート) (一般職員)

自衛隊動員数	役割	人数	配備箇所	作業時間／クール
関係なし	連絡係	2名(固定)	前進拠点※1	8時間
	資材係	2名(固定)※2	後方支援センター	

※1：状況によって、情報伝達のため前進拠点と支援センターを往復することがある。

※2：資材係は第1クール(0～8時間)のみ配置する

(防疫作業員) (一般職員)

作業班	作業箇所	人数/班	作業時間／クール	作業内容等
農場通行規制班	農場外	2名	8時間	発生農場に至る通路の遮断
農場車両等消毒班	農場内	2名	4時間	農場から出る車両・作業員の消毒
殺処分班	農場内	班長(家保等)	8時間	
		25名	4時間	捕鳥係6、運搬係8、炭酸ガス注入係1、袋詰め係5(結紮2、消毒1、搬出2)、フレコンバッグ詰め係4、搬出補助係1
農場清掃・消毒班	農場内	25名	4時間	殺処分作業後の鶏舎清掃・消毒
埋却地班	埋却地	衛生班長(家保)	8時間	
		土木班長(農業土木職)	8時間	
		4名(班数は固定)(6名)	4時間	埋却補助4名(埋却地が農場敷地外にある場合は、車両消毒係を2名追加)
消毒ポイント班		5名	8時間	作業開始3日後頃から外部委託に切り替え
ローダー有資格者	農場	2名※	8時間	鶏糞除去等におけるホイールローダー等の操作

※ローダー有資格者は1農場につき、1クール(8時間)あたり2名配置する。

(埋却作業) (建設業協会)

	飼養規模	
	9万羽以下	9万羽超え
現場管理係	1名	1名
掘削係	4名 (OP 2名、玉掛技能者 2名)	6名 (OP 3名、玉掛技能者 3名)
搬出積込	3名	3名

※記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

※埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務（トラック輸送）が必要となる。

■作業管理者

○作業責任者

責任者	人数	作業時間	管理区域
後方支援センター責任者（家保）	1名	8時間	後方支援センター
農場拠点責任者（家保）	1名	8時間	農場拠点
埋却地拠点責任者（家保）	1名	8時間	埋却地
農場全体責任者（畜産関係職員）	1名	8時間	農場
農場防疫責任者（家保）	1名	8時間	農場（防疫作業に限定）

※埋却地拠点は、埋却地が農場から離れた場所に位置する場合のみ設置するが、埋却地拠点責任者は、埋却地衛生班長が兼務する。

○情報連絡員

配置箇所	配置職員	人数	作業時間	備考
後方支援センター	畜産関係職員	1名	8時間	
農場拠点	〃	1名	8時間	
農場	〃	2名	8時間	肉改C、農技畜研部門、 農大畜産学科
埋却地	〃	1名	8時間	農業敷地外の場合に配置



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

農場での業務管理と情報伝達体制を改善するため、新たに各作業箇所に責任者と情報連絡員を配置した。

2 :埋却地が農場地敷地内⇒1、埋却地が農場地敷地外⇒2
:埋却地が農場地敷地外であるが、農場近隣のため埋却地掘点不要⇒3

[illegible]

2 :埋却地が農場地内⇒1、埋却地が農場地外⇒2
:埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

IV-11

2 :埋却地が農場地敷地内⇒1、埋却地が農場地敷地外⇒2
:埋却地が農場地敷地外であるが、農場近隣のため埋却地掘点不要⇒3

IV-12

2

:埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

IV-13

○ 発生規模別必要人員数(採卵鶏)

2:埋却地が農場地内⇒1、埋却地が農場地外⇒2

:埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

[illegible]

2

:埋却地が農場地敷地内⇒1、埋却地が農場地敷地外⇒2

：埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

IV-15

○ 発生規模別必要人員数(採卵鶏)

2:埋却地が農場地内⇒1、埋却地が農場地外⇒2

:埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

[illegible]

○ 発生規模別必要人員数(採卵鶏)

2 :埋却地が農場地内⇒1、埋却地が農場地外⇒2

:埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

[illegible]

※1 殺処分班長は防疫作業員25名あたり1名(自衛隊は責任者が対応)

※2 25人／班体制、1クール4時間で交代(途中に適宜休憩時間を設ける)

※3 農場出入口1か所を想定。出入口数に応じて増員(1か所あたり2名)

※4 建設業協会との委託業務内容により減

※4 建設業協会との委託業務内容により減員
※5 2箇所を想定。道路事情等により増員

※6 掘削地が農地と隣接している場合は、掘削地掘削点を設置

※6 埋却地が農場と離れている場合は、埋却地拠点
※7 埋却地拠点責任者は埋却地衛生班員が兼務

※7 埋却地拠点責任者は埋却地衛生班長が兼務
※8 自衛隊創設の支援者：各一林班一土壌班2名

※8 自衛隊対応の支援センターサポート資材係2名()

※9 自衛隊前進拠点に連絡係2名(固定)を追加配備
※10 連携作業における人員は各経路異動・別添欄参照

○ 発生規模別必要人員数(肉用鶏)

2:埋却地が農場敷地内⇒1、埋却地が農場敷地外⇒2
:埋却地が農場敷地外であるが、農場近隣のため埋却地掘点不要⇒3

[illegible]

2 :埋却地が農場地敷内⇒1、埋却地が農場地敷外⇒2
:埋却地が農場地敷外であるが、農場近隣のため埋却地掘点不要⇒3

IV-19

2 :埋却地が農場地敷内⇒1、埋却地が農場地敷外⇒2
:埋却地が農場地敷外であるが、農場近隣のため埋却地掘点不要⇒3

IV-20

2 :埋却地が農場地内⇒1、埋却地が農場地外⇒2
:埋却地が農場地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

IV-21

2 :埋却地が農場地敷地内⇒1、埋却地が農場地敷地外⇒2
:埋却地が農場地敷地外であるが、農場近隣のため埋却地拠点不要⇒3

- ※1 疫区発生班長は防疫衛生班員25名あたり1名(南地区に兼任者を含む)を対応
- ※2 25名/班制、1クール4時間交代で1日8回(1回中に昼食時間を含む)
- ※3 機動出入口を所定思想、出入人数に応じて増員(1か所あたり2名)
- ※4 建設協会と委託業者内容により減員
- ※5 2箇所を想定。道路事情等により増員
- ※6 増却地が農場と離れている場合は、増却地指向を設置
- ※7 増却地指向員は増却地衛生班員が兼務
- ※8 自衛隊対応の支援センターサポート費2名(固定、1クールのみ)を追加増員
- ※9 自衛隊前哨班2名に連絡係2名(固定)を追加増員
- ※10 準備作業にかかるとは、各県別で別途調整

HPAI・LPAI発生時防疫作業従事者確保手順

簡易検査陽性

※獣医師動員は、別途定める獣医師動員手順書に従い実施する。

○発生地振興局は現地確認に基づき、県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）へ動員要請書提出（様式1-1）

- ・要請人数
- ・集合場所
- ・集合時間

○県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）は各地域対策本部、農林部等へ配分する案を作成し、本部長に確認

※原則として、採卵鶏6万羽又は肉用鶏7万羽を超えて飼育する農場の場合は、自衛隊派遣要請のため基地対策・国民保護課へ連絡

○発生地外の各地域対策本部、県本部・総務動員者確保班（農政課）は確保人員を取りまとめ（振興局以外の管内各所属を含む）、県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）に報告（様式3-1、3-2）

○本部長承認後、各地域対策本部、県本部・総務動員者確保班（農政課）、団体等に動員要請（様式2-1）

※動員要請がない場合もその旨報告

各振興局と動員人員調整＊

○現地・地域対策本部は、調整結果を基にバス会社と詳細について調整し、後方支援センターまでの移動用バス、現地移動バスを確保（後方支援センターへ直接集合することも可とする）。

○地域対策本部は、動員数、バスの出発予定時間及び到着予定時間を県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）に報告（様式3-1）

○県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）は、バス協会との支援協定に基づき移動用バスの確保協力を要請。協会との調整結果を、各振興局に提供する。

○現地对策本部は防疫作業従事者の班編成を行い（様式4-1）、後方支援センター受付係及び県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）に提出する

○現地对策本部は、乗車地の記載がある自局動員者名簿を県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）提出する。

○防疫作業従事者を現地専用バスで後方支援センターから農場拠点（発生地等）へ移動さ

○県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）は、県本部・総務動員者確保班（農政課）及び現地防疫対策本部に確保人員等を報告（様式3-1、3-2）

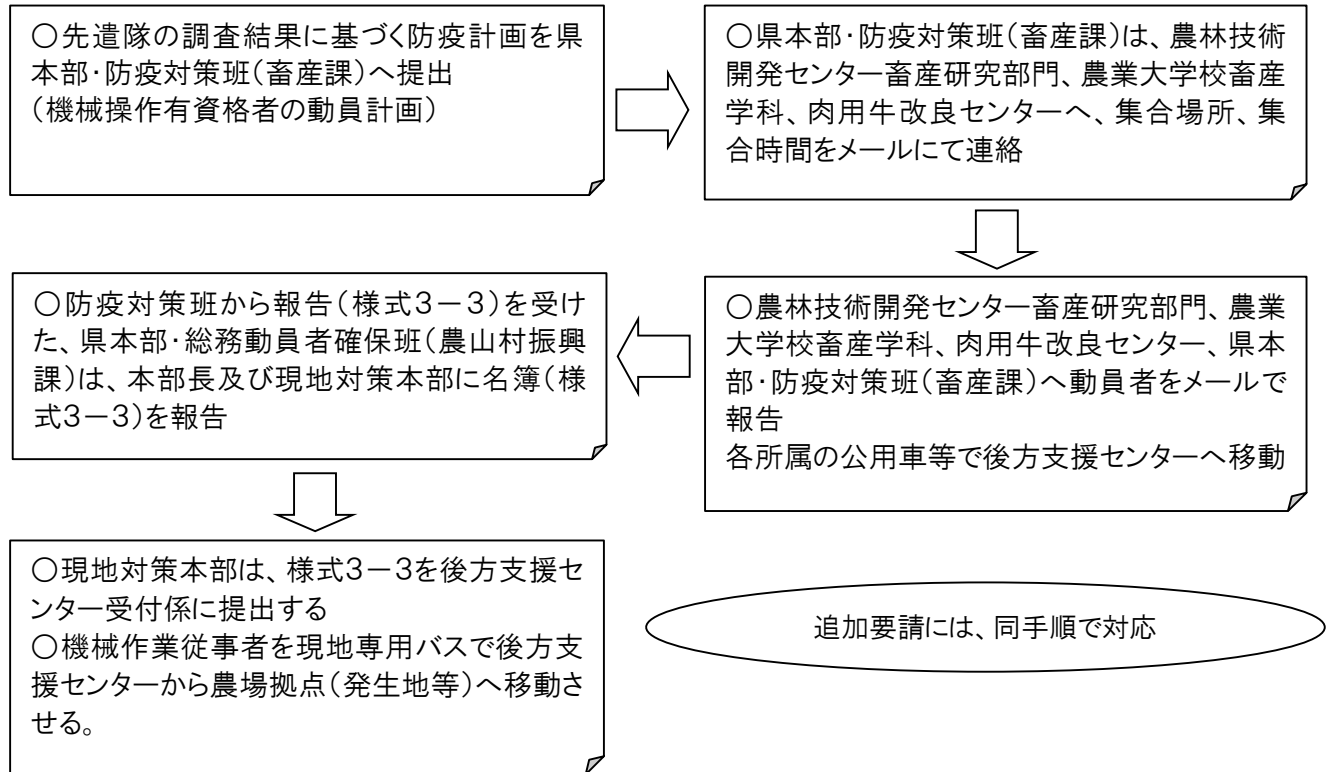
○県本部・総務動員者確保班（農山村振興課）は、乗車地である県央振興局に動員者名簿を情報共有する。（様式3-2、4-1）

追加要請には、同手順で対応

- ・動員要請は、段階的に行い、追加調整を同手順で行う。
- ・防疫作業従事者の後方支援センター（駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所。体育館、公民館等）、農場拠点（農場の近くでコンテナやテント等が設置できる場所）は現地对策本部で決定する。
- ・後方支援センターと農場拠点が近い場合は徒歩で移動する。

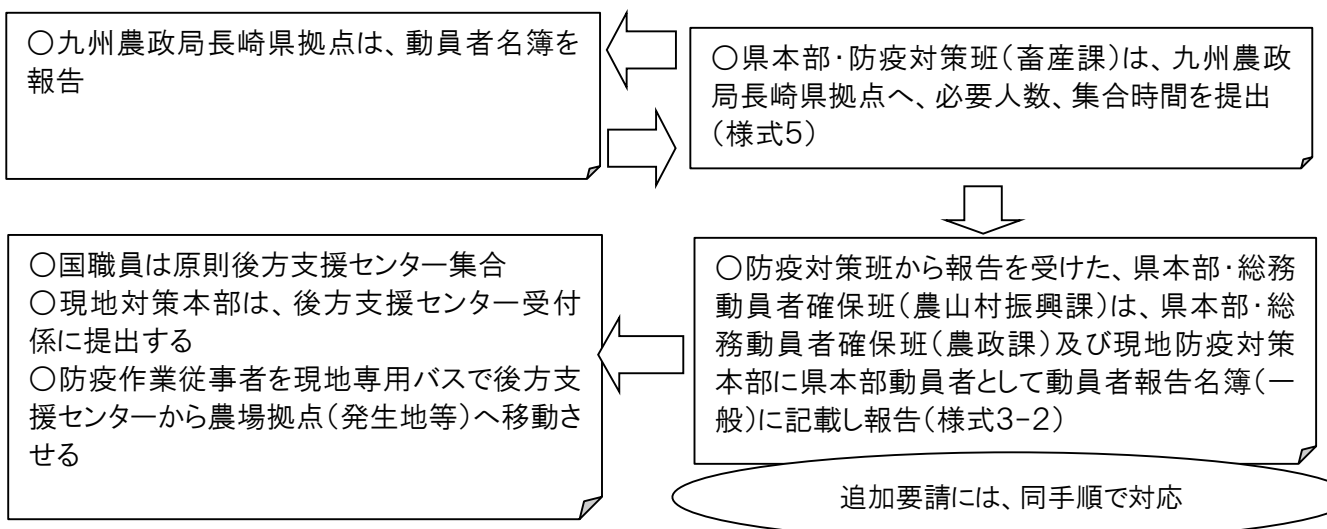
農場機械作業従事者確保手順

簡易検査陽性



国職員作業従事者(一般)確保手順

簡易検査陽性



獣医師確保手順

簡易検査陽性

○発生地家保は必要な人員を算定し、全家保、畜産課家畜衛生班へメールと電話で獣医師動員要請。

- ・家保動員様式は家保へ送信
- ・食検獣医師動員要請書は畜産課へ送信

○各振興局（家保）は、動員様式を発生地家保にメールで報告。

○県本部・防疫対策班（畜産課）は県民生活環境部生活衛生課へ食検獣医師動員要請書を送付

○県民生活環境部長（生活衛生課）は、動員者表を農林部長（防疫対策班）にメールで報告。

○防疫対策班は、発生地家保へ動員者表を発生地家保へメールで報告。

○発生地家保は各所からの報告に基づき、班編成を行い、全家保、畜産課家畜衛生班へメールで報告。

7 防疫作業従事者の輸送バスの確保

一般社団法人長崎県バス協会との支援協定

- 県庁及び各振興局から後方支援センターまでの防疫作業従事者が移動するための貸切バスの運行
- その他、必要と認める貸切バスの運行

(1) 県庁及び各振興局から後方支援センターまでのバス運行

県対策本部は、次頁のスキーム図のとおりバス協会代表幹事会社等と連携しバスを確保する。また、バス協会での確保が不足した場合は、県議会事務局へバスの運行を要請する。

下記の点に留意し、運行計画案を事前に作成しておく。

- ①出発地、経由地を明確にし、目的までの所要時間を算定
- ②後方支援センターにバスの待機場所が確保できない場合は、近辺（片道30分以内を目安）にバスの待機場所を確保し、平時に土地管理者の許可を得ておく
- ③バス運転手の拘束時間（バス営業所を出発し、営業所に戻るまで）を13時間以内とする
- ④バス運転手との連絡担当者

<想定されるルート>

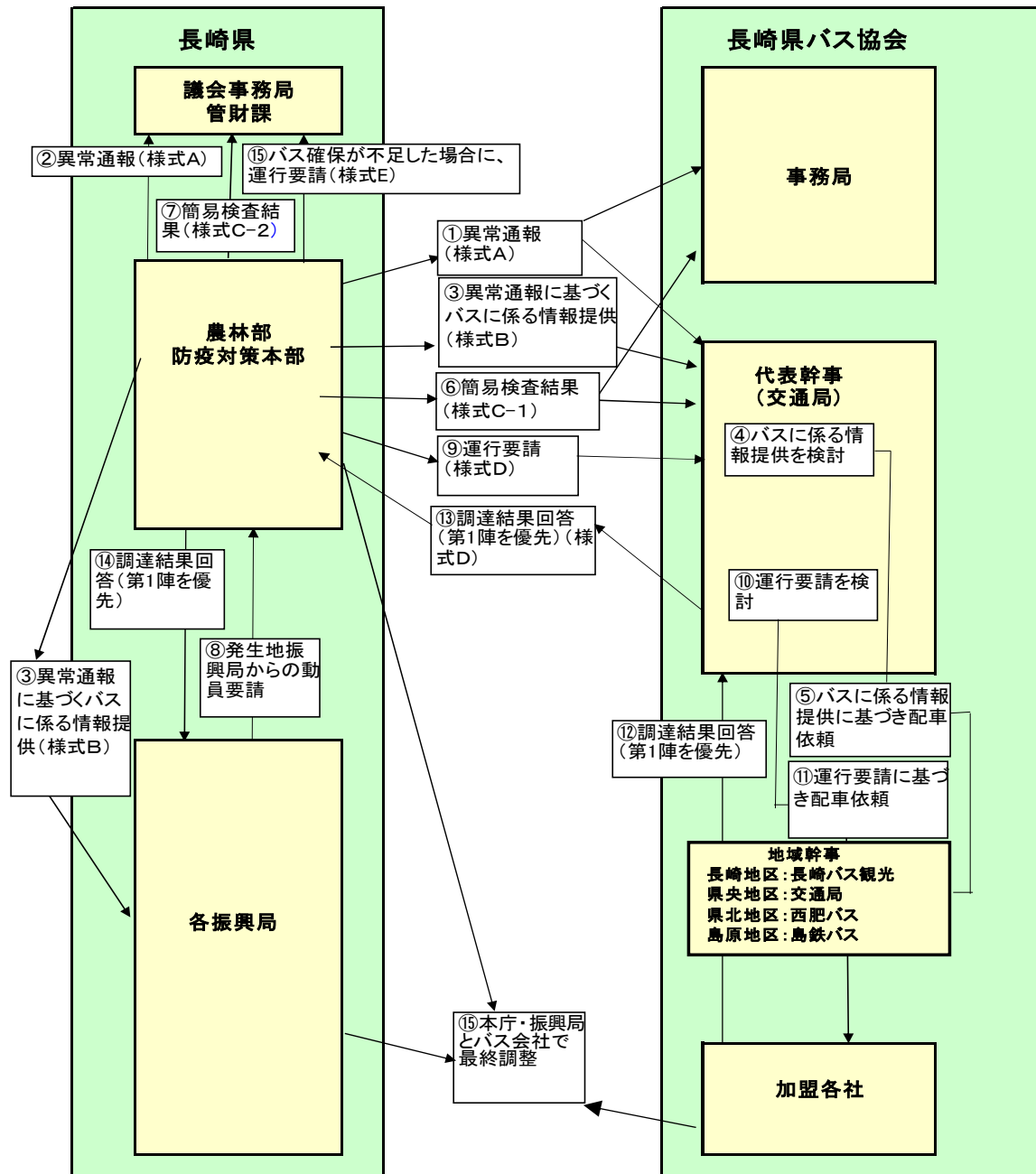
振興局、県庁出発→県央振興局→目的地（後方支援センター）



【R4.12.22の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 島原、県北地域勤務職員は、振興局（島原・県北）以外にも県央振興局での乗降車を可能とした。
- 長崎、県央地域勤務職員が乗るバスは、発生地によって、出発地を県庁発又は県央振興局発の可変とし、県庁と県央振興局での乗降車が可能とした。

家畜伝染病発生時の防疫作業従事者輸送バス確保にむけたスキーム図



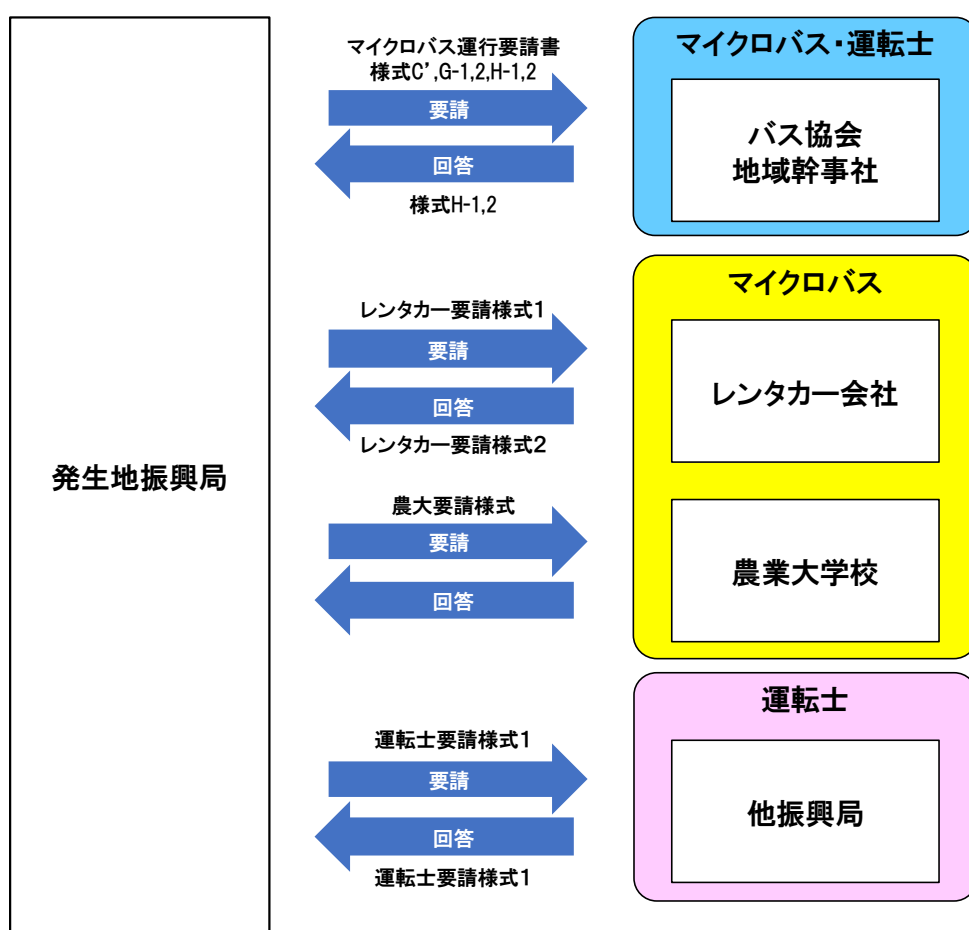
(2) 後方支援センターから農場拠点等までのバス運行

発生地振興局は、①バス協会地域幹事会社、②農業大学校、③レンタカー会社および④他振興局（運転士）と調整しバスを確保する。



後方支援センターから農場拠点等までのバス経路図を事前に作成しておくこと。

(参考)マイクロバスの調達にかかる手順



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

○建設業協会員と一般作業者は、動員サイクルが異なるため、輸送手段は別々に確保する。

8 必要資材調達と運搬

(1) 現地防疫対策本部

- ①資材調達班は、購入予定資材(食糧を含む)やリース資材の現地調達を開始する。
- ②赤帽トラックに輸送依頼を行う。
食糧：パン工場（諫早）⇒ホームセンター（カップ麺等）⇒後方支援センター
防疫資材：後方支援センター⇒農場拠点

(2) 県防疫対策本部

- ①県備蓄資材の搬送準備を行う。（県トラック協会への搬送作業協力要請）
- ②国備蓄資材の供出を動物検疫所企画管理部危機管理課へ要請する。
- ③照明車の借用を国土交通省九州地方整備局へ要請する。（土木部経由）



資材搬送依頼時の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について（令和4年12月27日付け4消安第5299号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（要約）

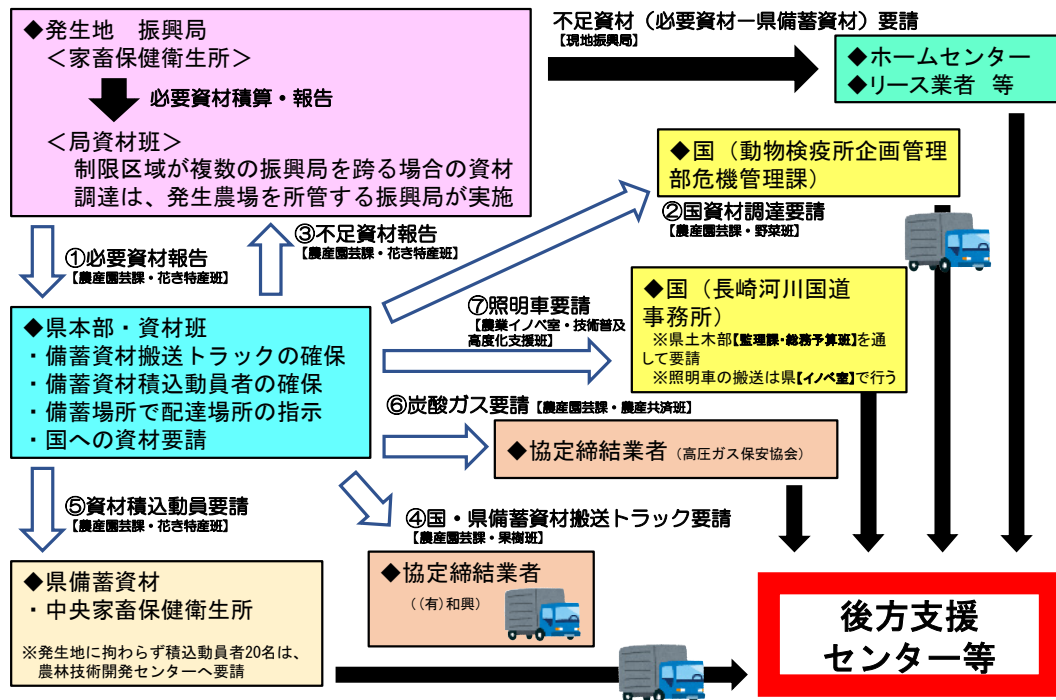
令和4年12月23日付けで改善基準が改正され、厚生労働省労働基準局長からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通達）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」（令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、令和4年12月27日から防疫資材等の運搬業務が改善基準の適用を受ける業務から除外されることとなった。）

防疫資材を依頼する場合には、下記の対応を実施する。

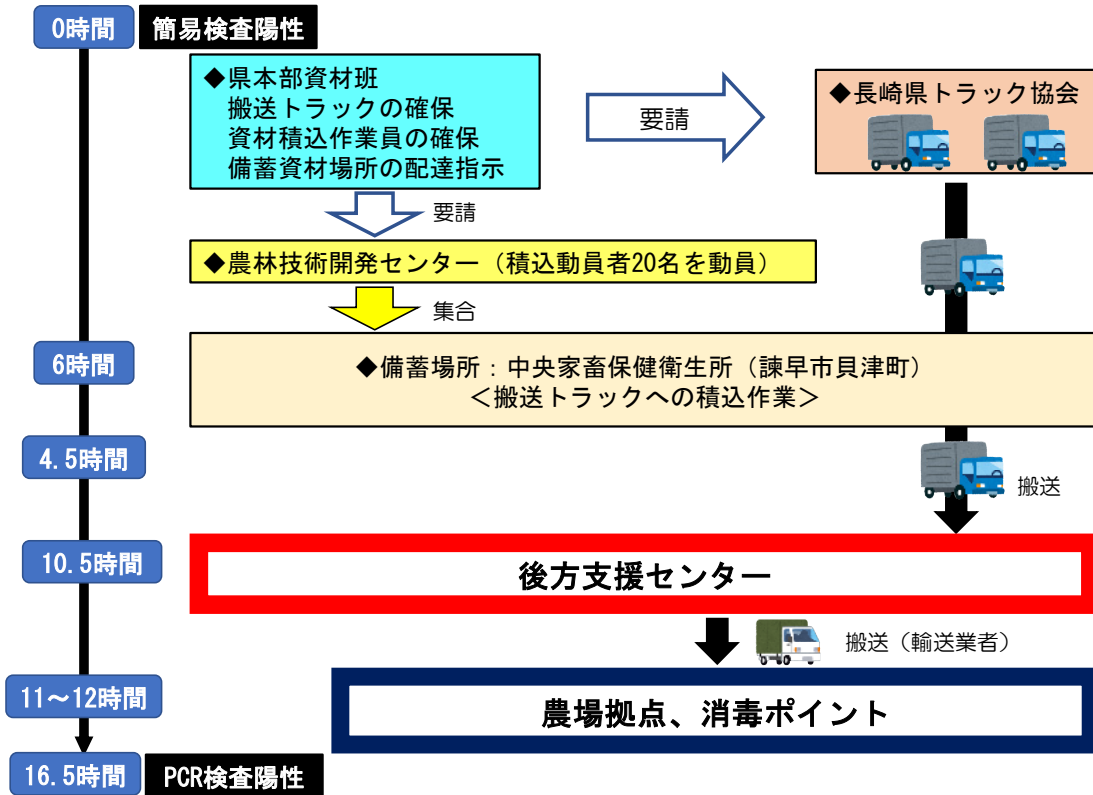
記

- 1 防疫資材等の運搬を依頼する事業者団体又は個別の事業者に対して、家畜伝染病予防法に基づき防疫資材等を運搬することを依頼する文書（以下「依頼文書」という。）を発出すること。
なお、依頼する事業者が所属する団体に当該文書を発出する場合には、団体に所属する個別の事業者にも文書を発出する必要はない。
- 2 依頼文書には、依頼する運搬業務の内容（運搬に係る物資等、区間、期日等）を具体的に記載すること。
- 3 当該文書は、事業者が防疫資材等の運搬業務が実施される前に発出されることが望ましいが、運搬業務の実施後の発出でも差し支えない。

HPAI・LPAI発生時の資材調達フロー（本土地域）



HPAI・LPAI発生時の県備蓄資材の搬送（本土地域）



9 準備状況のチェック及び報告

現地防疫対策本部は、事前チェック票により準備状況の確認を行う（様式集）。なお、準備状況については、「初動防疫報告票」（様式集）により県防疫対策本部へ報告すること。

10 後方支援センター、農場拠点の設営

(1) 設営作業

簡易検査陽性後、遺伝子検査により陽性が確定した段階で農場作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう専任の作業員（事前準備班）を動員し、事前に後方支援センター及び農場拠点の設営を完了させる。

1) 組織体制：事前準備班構成員

- ①後方支援センター責任者（家保）：1名
- ②農場（埋却）拠点責任者（家保）：1名
- ③農場防疫責任者（家保）：1名
- ④埋却地衛生班長（家保）：1名
- ⑤後方支援センター設置要員（県市町）：各振興局で調整
- ⑥農場（埋却）拠点設置要員（県市町）：各振興局で調整
- ⑦フォークリフトオペレーター：1名

2) 事前準備班の集合時間及び場所

県備蓄資材が後方支援センターに到着する時間（またはテントの到着時間）を考慮して決定した時間及び場所に集合する（後方支援センターあるいは農場拠点）。移動手段は公用車やタクシー。

3) タイムフロー（12:30 に簡易検査陽性を確認した場合の参考）

時間	経過時間	事 項
12:30	0:00	簡易検査陽性
13:00	0:30	備蓄資材搬送準備
15:00	2:30	備蓄資材積込班移動開始
16:00	3:30	備蓄資材積込開始
17:00	4:30	備蓄資材トラック出発
18:30	5:30	事前準備班集合
19:30	6:30	後方支援センターへ備蓄資材搬入完了
20:30	8:00	農場拠点へ備蓄資材搬出、農場拠点設営開始
21:30	9:00	後方支援センター、農場拠点設営完了
8:00	19:30	防疫作業開始

4) 作業内容

①後方支援センター設営

- 後方支援センターにトラックで搬送された県備蓄資材の荷降ろしと施設内への運び込み。荷下ろしには、フォークリフトとオペレーターが必須。
- 仕分け表により、使用する場所ごとに資材を分類し配置。
- レイアウト図に基づき設営。
- 農場・農場拠点・埋却地拠点に配置する資材を赤帽トラックへ積載。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 備蓄資材の荷下ろし用フォークリフト調達
現地でフォークリフトを調達する。
 - 【レンタル業者】
 - トヨタ L&F 福岡株式会社
 - 【連絡先】
 - ・長崎・県央地域、島原半島地域発生時（長崎営業所）
諫早市多良見町化屋 1858
TEL (0957) 43-4009 FAX (0957) 43-0440
 - ・県北地域発生時（佐世保営業所）
佐世保市指方町 562-11
TEL (0956) 58-4009 FAX (0956) 58-5578
 - ※操作資格者の確保が必要
- 資材の仕分け作業
初動防疫報告票 6 の仕分けシートにより使用する作業箇所ごとに仕分けする。
- 暖房器具の設置
気象状況によって必要な数量の暖房器具を設置する。
- パーテーションの設置
防疫作業者の更衣スペースには、目隠し用のパーテーションを設置。

②農場拠点（埋却地拠点）設営

- レイアウト図に基づき農場拠点テントを設営。
- 後方支援センターからトラック搬送された資材の荷下ろし。
- レイアウト図に基づき資材等を配置。
- 農場拠点（埋却地拠点）で使用する資材、農場で使用する資材を仕分け。
- 農場拠点・農場間に必要に応じ照明器具を設置。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置
外灯の設置状況を見て、安全性確保に少しでも不安があれば設置する。
- 道案内掲示を設置
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- トイレの設置
 - ・女性専用トイレ（男女の表示）を設置する。配置場所に考慮する。
 - ・洋式トイレを優先して設置する。
 - ・設置場所が分かりづらい場合は、案内掲示を設置する。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
 - 必要最小限の資材と 1 班 25 名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

③農場（埋却地）への資材の搬送

- 農場（埋却地）で使用する資材は必要数量を家保等の軽トラックでピストン輸送。
- 農場（埋却地）内に資材を搬入。



農場内（汚染区域）に資材を搬入する際の注意点

- 車両乗り入れ時の対策
 - ・農場内は汚染区域内なるため、車両を乗り入れる場合は、車両の窓は完全に閉め、空調は循環とする。運転手は車両から降りない。
 - ・農場から出る際に、タイヤ周り、車両全体の消毒を受ける。
- 人が出入りする際の防護対策
 - ・農場に入る作業者は、必ず防護服・長靴・手袋、N95 マスクを着用する。
 - ・退場時は防護服の上から全身消毒を受け、脱衣後は手指の消毒を行う。長靴も洗浄・消毒を行う。

（２）防疫作業開始に際しての準備

後方支援センターへ情報管理用の O A 機器を設置する。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターに O A 機器を設置する。

【準備する資機材】

通信機能付き PC（家保職員公用 PC） 1 台、プリンター（A3 印刷可能） 1 台、延長コード、コピー用紙（A 3 ・ A 4）、ホワイトボード

V 疑似患畜決定後の作業

1 疑似患畜の決定

- ①中央家畜保健衛生所は、県防疫対策本部へ遺伝子検査の結果を様式5（様式集）により連絡する。
- ②県防疫対策本部は、様式6（様式集）により関係者へ連絡するとともに、陽性の場合、農林水産省動物衛生課と協議の上、「疑似患畜」と決定する。
- ③県防疫対策本部は、疑似患畜の決定を受け知事への報告を行うとともに、現地防疫対策本部に必要な防疫措置を指示する。

2 疑似患畜決定のプレスリリース等

- ①県防疫対策本部は、農林水産省動物衛生課と公表の内容、今後の防疫方針について協議した上で、原則として農林水産省と県が同時に公表を行う。
 - ②県防疫対策本部は、法第13条第4項に基づき農林水産大臣へ発生報告するとともに、発生農場の所在地を管轄する市町長及び関係団体、九州各県へ連絡する。
 - ③防疫措置などに関する報道機関への情報提供は、必要に応じて県防疫対策本部で適宜行う（県総合対策本部と調整）。
- 併せて、まん延防止のため報道関係者に対して、発生農場や周辺農場、家さん以外の鳥類飼養場所等への取材の自粛を要請する。

3 制限区域内農家等への周知

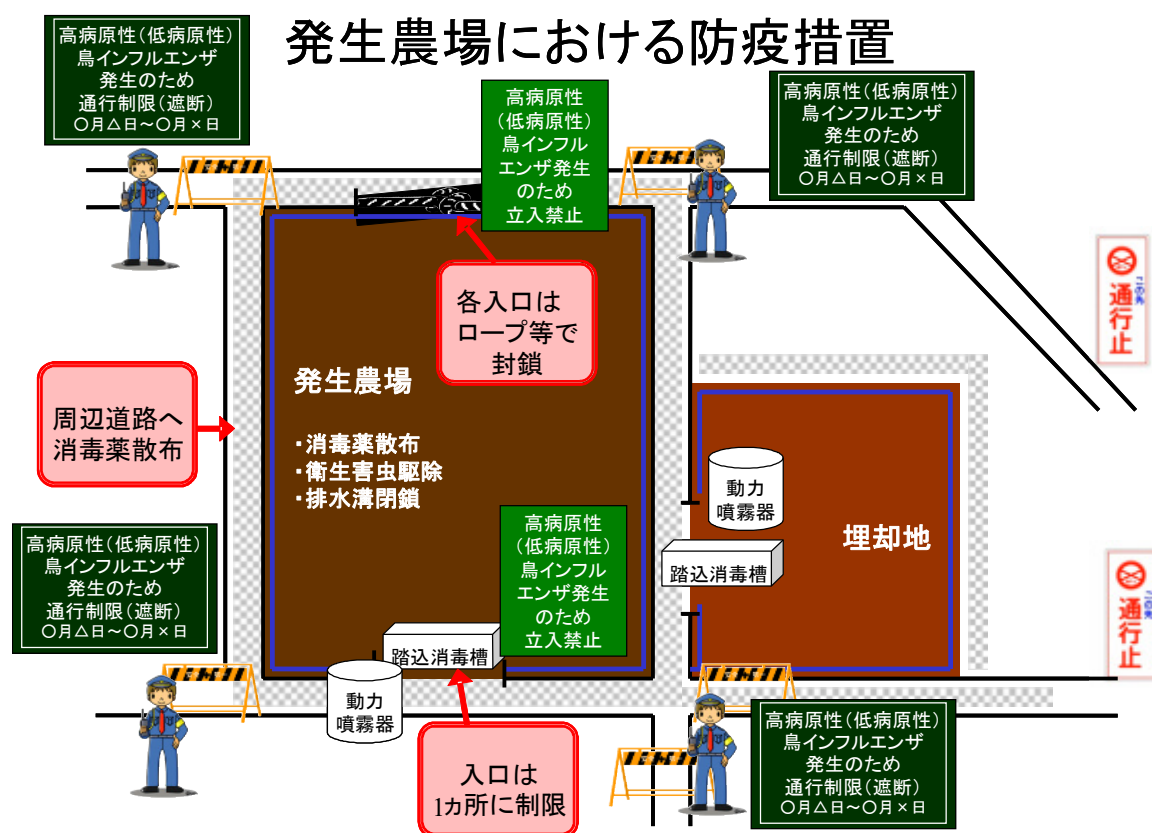
家畜保健衛生所は、市町、養鶏団体等の協力を仰ぎ、電話により速やかに制限区域内のすべての家さん飼養農場へ、また市町の協力を仰ぎ家さん以外の鳥類の所有者へ次のことを周知する。

- ①発生の概要
- ②貴農場が制限区域内に入ること
- ③今後の防疫措置
- ④制限内容
- ⑤農場の出入口に踏込消毒槽の設置
- ⑥農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒

4 通行の制限又は遮断

- ①現地防疫対策本部は、法第15条の規定に基づき、先遣隊の情報をもとに、疑似患畜確定後速やかに、管轄の警察署及び市町の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。
- ②通行の制限又は遮断を行うポイントにおいては、制限等を行う旨及びその理由を掲示するとともに、ロープ等により明確に識別できるようにする。

- ③通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、動力噴霧器又は消毒用マット等により十分な消毒を行った上で、認めることとする。
- ④法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合は、道路管理者等と協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう調整する。
- ⑤関係市町の住民に対しては、市町の協力のもと、原則として事前にその概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。



5 家きん及び汚染物品の評価

法第 58 条に基づく手当金の額を算定するため、殺処分開始前に評価を行う。

(1) 評価人の選定（法 58 条第 4 項）

以下のア～ウにおいて各 1 名以上を選定

- ア 家畜保健衛生所職員
- イ 発生した市町の畜産担当者
- ウ 発生農場が所属する養鶏団体の職員

(2) 殺処分時における評価物の確認

評価人は、物品等評価調査票（様式集）に下記評価物を記録する。

ア 家きん

- ・飼養羽数、日齢、導入日などについて確認し記録。
- ・と殺対象の代表的な個体について、体格が分かるように写真撮影。

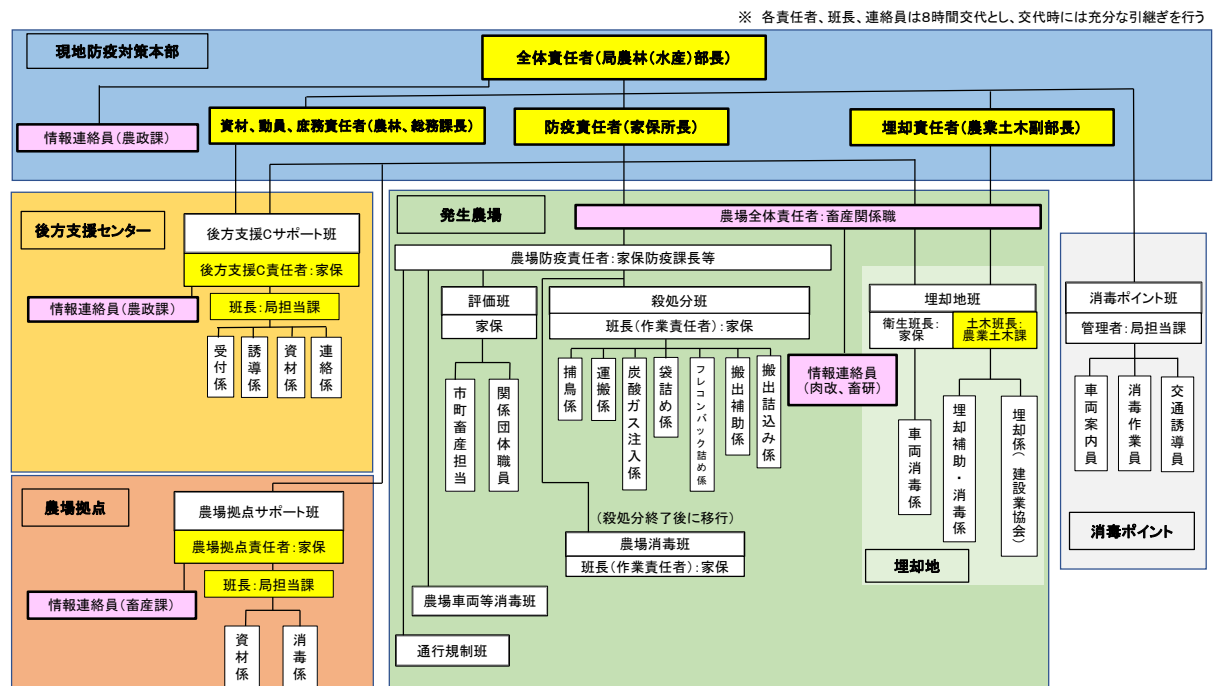
イ 汚染物品（防疫指針に規定）

焼埋却の対象となる汚染物品について物品の内容や数量等を確認。

- ・家きん卵
- ・種卵
- ・排せつ物
- ・敷料
- ・飼料
- ・その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

6 防疫作業

(1) 現地の防疫態勢



■ 現地防疫対策本部

現場作業の進捗管理、作業指示、県防疫対策本部との連絡調整を行う。

○事務所 振興局又は分庁舎の1箇所とする。

○役割

- ・全体責任者：農林部部長・副部長等
- ・防疫責任者：家保

- ・埋却責任者：農業土木職員
- ・資材責任者※
- ・バス責任者※
- ・動員責任者※
- ・庶務責任者※ ※兼務もあり
- ・情報連絡員（農政課）

○人員配置

原則各責任者1名体制とし、8時間交代（1名×3クール）とする。

（２）作業員サポート体制

■後方支援センター

○防疫作業者の作業前準備をサポート

- ・受付、健康調査場所、私物の預かり、防護服等の配布（着替え）、作業説明、バス乗車（農場拠点行き）案内

○防疫作業者の作業終了後の帰り支度をサポート

- ・健康調査、着替え、預かった私物の返却、食事の配布、バス乗車（各局等）案内

①班体制

役 割	所 属	設定人数	ビブスの色
責任者	県（家保）	1名（固定）	赤色
班長	県	1名（固定）	黄色
受付係	県・市町	2名／防疫作業者50名	あずき色
誘導係	県・市町	2名／防疫作業者50名	〃
資材係	県・市町	2名／防疫作業者50名	〃
連絡係	県	1名（固定）	〃
資材運搬係	県	1名（固定）	〃

○防疫作業者人数別の必要人員数（責任者、情報連絡員、健康管理係を除く）

農場・埋却地防疫作業者数	人数	内訳						作業時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名以上	27名	1	8	8	8	1	1	

○自衛隊動員がある場合の追加対応

	人数	県	市町	配置箇所
連絡係	2名（固定）	1（固定）	1（固定）	自衛隊前進拠点※ ²
資材係※ ¹	2名（固定）		2（固定）	後方支援センター

※¹ 第1、2クール（0～8時間）のみ配置

※² 状況によって自衛隊前進拠点と後方支援センター間を往復することあり。

②作業内容

役 割	主な作業内容
責任者	・後方支援センター作業全体のマネジメント ・バス運行調整（各局⇄後方支援C、後方支援C⇄農場拠点）
班長	・各係員への業務説明、作業指示
受付係	・名簿による防疫作業者の確認 ・私物の預かり・保管・返却
誘導係	・防疫作業者の会場内誘導 ・受付時に配布した役割カードの回収
資材係	・防疫資材の準備・配布、在庫の確認と補充 ・作業終了後の防疫作業者への食事（カップ麺等）の準備
連絡係	・班内の連絡
資材運搬係	・農場拠点等への資材搬送

③後方支援センターでの作業の流れ

●防疫作業に入る作業者の受け入れ

ア 受付

バス到着後、誘導係は防疫作業者を受付に誘導し、受付係は防疫作業者の受付を行い、体調が優れない場合には届けるように指示する。また、担当する作業班等を振り分けるカードを配布する。

イ 健康調査（必要に応じ問診・診察）

ウ 防護服の配布

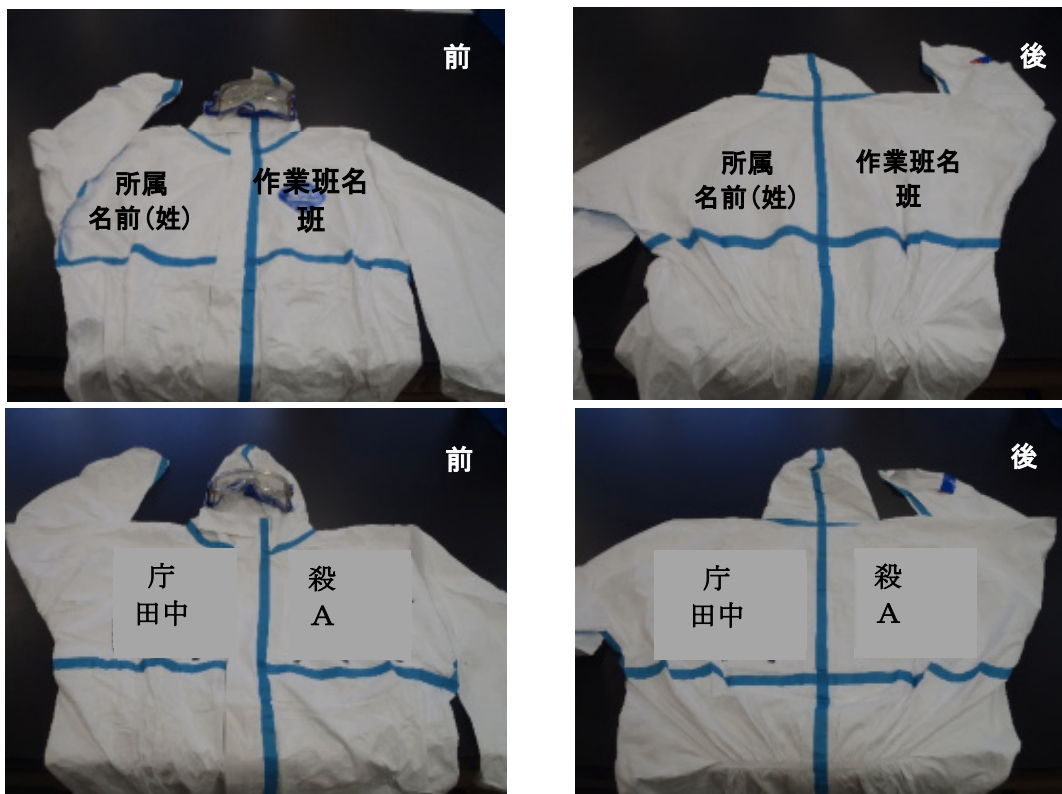
①資材係は、防護服の着用方法を説明

②外側（2枚目）の防護服の胸・背中にマジックで「所属」「名前（姓）」「作業班名」「班（殺処分班、農場消毒班のみ）」を下図の要領で大きな文字で記入するよう指示する。

③所属は、本庁は『庁』、振興局は『長崎』『県央』『島原』『県北』『五島』『壱岐』『対馬』、地方機関は機関名（略称可）、建設業協会は『建』と記入させる。

④作業班名は、殺処分班は『殺』、農場車両等消毒班は『車』、埋却地班は『埋』、農場消毒班は『消』と記入させる。

班は、25名毎にA・B・C・Dに分け、『A』『B』『C』『D』と記入させる。



- エ 防護服の装着
専用の更衣場所（パーテーションを設置）へ誘導する。
- オ 私物の保管
防疫作業者は農場内に持ち込めない私物（汚染物は持ち帰れない）を受付係に預ける。
- カ 作業内容の説明
責任者は、防疫作業者を班ごとに集合させ、ホワイトボードで進捗状況を共有し、拡声器を用いて作業当日の日程、作業内容及び留意事項等について説明する。
- キ 農場拠点への移動
移動用バスに乗車する際に、配布した担当する作業班等を記載したカードを回収する。
移動用サンダルに履き替えて後方支援センターから農場拠点まで専用バス等で移動する。雨天時はシューズカバー等を配布する。



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

- 責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- 説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- 更衣用のパーテーション設置を確認する。
- 受付時に動員者に担当班等を記載したカードを渡し、役割を認識してもらう。
農場拠点に移動するバス乗車前にカードは回収する。
- 雨天時等には、バスに乗車する前にシューズカバーを配布する。



搬入された防疫資材



会場内

●防疫作業を終えた作業者の受け入れ

防疫作業者が帰り支度をする際に、健康調査と、自宅等に帰ってからの注意事項を説明する。

- ア 受付係は、後方支援センターへ戻ってきた防疫作業者を名簿で確認する。
- イ 預かり私物の受け取りと着替え
- ウ 健康調査
防疫作業者全員の健康調査を行う。必要に応じ医師の診察を受ける。
- エ 食事の支給
カップ麺等を支給する。
- オ 帰庁
防疫作業者を、専用バスに乗せて帰庁させる。

■農場拠点

- 設置場所は発生農場に近く、できれば隣接地が望ましい。テント等を使って設置する。
- 農場拠点は、防疫作業開始前の作業者の最終的な準備（防護資材の着用等）や、防疫作業終了後の作業者によるウイルスを拡散するための消毒や作業着の脱衣等を行う。
- 建設業協会の作業者は、作業途中の食事を農場拠点に設置したコンテナハウス又はテントでとるため、食事（カップ麺等）を準備する。

①班体制

役 割	配置職員	設定人数	ビブスの色
責任者	県（家保）	1 名（固定）	赤色
班長	県	1 名（固定）	黄色
資材係	県・市町	県 1 名（固定）＋ 市町（3 名／防疫作業者 50 名）	あずき色
消毒係	県・市町	県 2 名（固定）	〃

○防疫作業者人数別の必要人員数（健康管理係を除く）

農場・埋却地防疫 作業者数	人数	内訳			作業時間 ／クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6 名	1	3	2	8時間
100名	9 名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名以上	18名	1	15	2	

②服装

○責任者・班長、資材係、情報連絡員

清浄エリアでの作業となるので、通常の作業服で可。気候に応じ各自防寒着等を準備すること。

○消毒係

準汚染エリアでの作業となるので、通常の作業服等の上に防護服、マスク、手袋、長靴を着用すること。

③作業内容

役 割	主な作業内容
責任者	・農場拠点作業全体のマネジメント ・バス運行（後方支援センター⇄農場拠点）に関する後方支援センター責任者との連絡調整
班長	・農場拠点サポート班各係員への作業内容説明、作業指示
資材係	・防疫作業員への資材配布、在庫管理 ・建設業協会作業員への食事（カップ麺等）の準備
消毒係	・防疫作業を終えた作業者の全身消毒（蓄圧式噴霧器）

④農場拠点内での作業の流れ

●防疫作業に入る作業者の受け入れ

ア 防疫作業者の受入

農場拠点責任者は、バスで到着した防疫作業者を受け入れ、拡声器を用いて農場拠点内での動きの説明を行う。

イ 防疫資材の配布・装着（手袋、マスク、ゴーグル、長靴等）

- ・資材係は、防疫作業者に作業用の資材の配布を行う。
- ・防疫作業者に、手袋、マスク、ゴーグル、長靴等を装着させる。

ウ 作業場所への移動

- ・農場拠点責任者は、準備が完了した防疫作業者に発生農場（埋却地）への移動を指示する。



農場拠点で配布する資材

1 キャップ



2 ゴーグル



3 マスク



4 薄手のゴム手袋



5 厚手のゴム手袋



6 長靴



最終的に
防護用資材
を装着した
状態



17



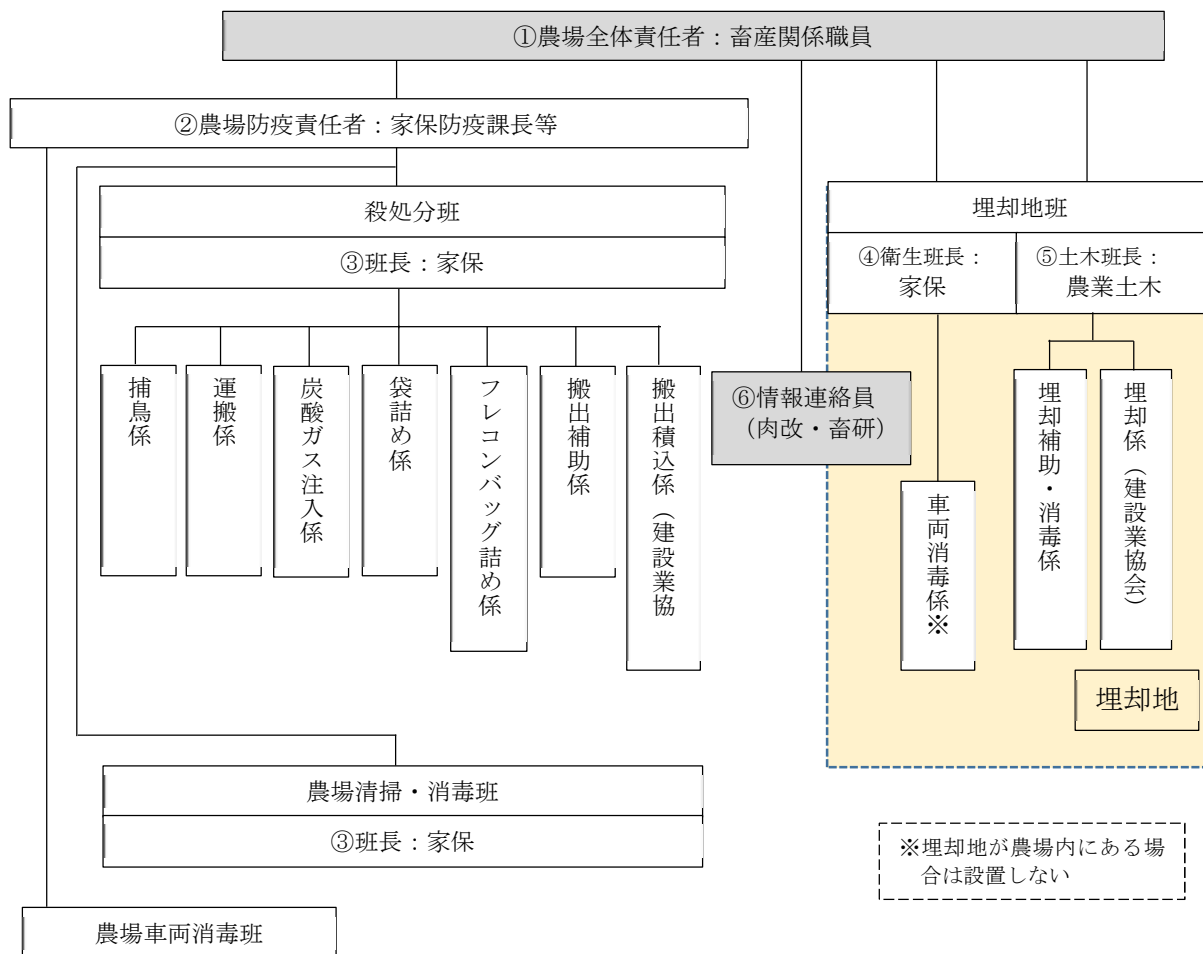
【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置
安全性確保に少しでも不安があれば設置すること。
- 道案内掲示
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- 責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- 説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- 埋却作業に当たる建設業協会作業者の食事休憩は、農場拠点に設置したコンテナハウス又はテント内で行うようにする。

●防疫作業を終えた作業者の受け入れ

- ア 農場拠点出入口での消毒
農場を退場した防疫作業員に対し、消毒係は農場拠点に入る前に全身消毒を行う。
- イ 防疫服等の脱衣
農場拠点手前（準汚染ゾーン）で、手袋、マスク、ゴーグル、長靴、防護服等の脱衣の補助を行う。
※防護服等の廃棄物は廃棄用の容器に投入する。
※ゴーグル、長靴は再利用する。
※防疫作業員は脱衣後、手洗いをする。
- ウ 防護服の着用
長靴を脱いだ後はゴムスリッパに履き替えさせる。
資材係は防疫作業員に移動用の新しい防疫服を配布し着用させる。
- エ 後方支援センターへの移動
農場拠点班長は、防疫作業員に対し、専用バス等で後方支援センターへの移動を指示する。

(3) 現場作業態勢



○作業班体制

責任者・班長	人数	作業時間/ クール	識別 (ビブス)
① 農場全体責任者（畜産関係職員）	1名	8時間	緑色
② 農場防疫責任者（家保）	1名	8時間	赤色
③ 殺処分（農場清掃・消毒）班長（家保）	1名/作業班 (25名)	8時間	黄色
④ 埋却地衛生班長（家保）	1名	8時間	黄色
⑤ 埋却地土木班長（農業土木職）	1名	8時間	あずき色

作業班員	作業時間/クール
殺処分（農場清掃・消毒）班員（一般）	4時間
機械操作（畜産関係職員）	8時間
埋却作業班員（一般）	4時間
埋却作業班員（建設業協会）	8時間

(4) 情報伝達・共有体制

○各作業に関する作業現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との作業情報伝達は、情報連絡員を通じて行う。

○情報連絡員は、後方支援センター、農場拠点、農場、埋却地に配置する。

配置箇所	所属等	人数	作業時間 /クール	識別 (ビブス)
後方支援センター	農政課	1名	8時間	青色
農場拠点	畜産課	1名	8時間	青色
農場	肉改又は農大 畜産学科、 畜研	1名	8時間	青色
埋却地		1名	8時間	青色

○関係する情報

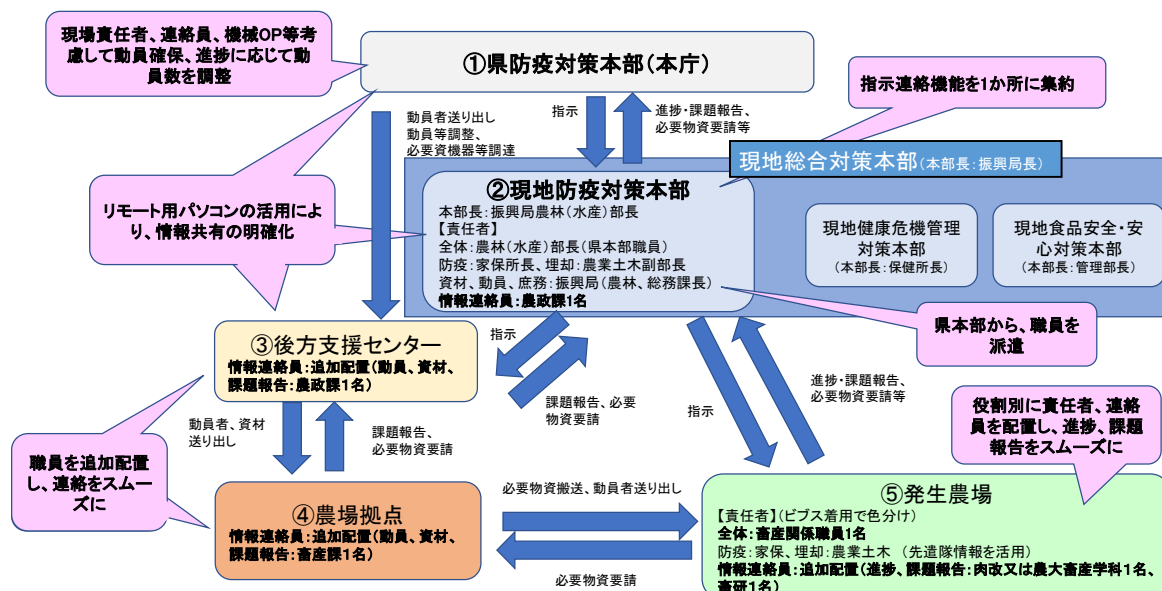
後方支援センター：作業進捗状況、動員、バス運行、資材、課題等

農場拠点：動員、バス運行、資材、課題等

発生農場：作業進捗状況、動員、資材、課題等

埋却地：作業進捗状況、動員、資材、課題等

連絡体系図





【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

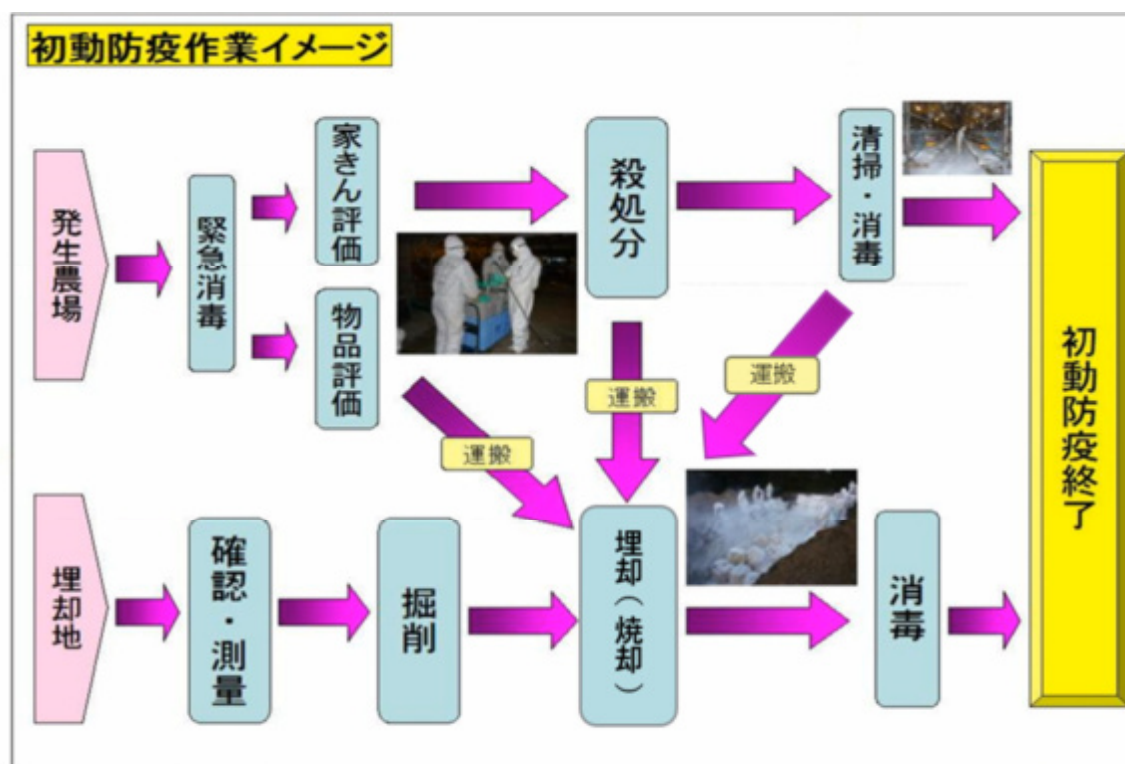
現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターに OA 機器を設置する。

【準備する資機材】

通信機能付き PC（家保職員公用 PC）1 台、プリンター（A3 印刷可能）1 台、延長コード、コピー用紙（A3・A4）、ホワイトボード

（５）農場での防疫作業

疑似患畜決定後直ちに、発生農場において、緊急消毒、家きん・物品の評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒の行程で（下図参照）防疫措置を行う。



■防疫作業の時間的目安（国防疫指針）

肉用鶏 5～10 万羽、採卵鶏 3～6 万の飼養規模を想定した目安時間

殺処分終了 疑似患畜確定から 24 時間以内

埋却処理終了 " 72 時間以内



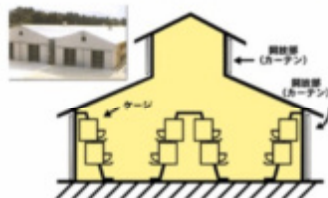
【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

- 農場・埋却地の責任者、班長、情報連絡員は必ずビブスを着用し、周囲から識別できるようにする。
- 作業班長は、拡声器を使用し、作業班員に分かり易く作業内容を説明する。
- 作業班長は、作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員と協力し、概ね 30 分間隔で時間をアナウンスする。
- 作業班長は、作業の進捗状況も随時説明する。

採卵鶏農場

低床開放鶏舎

換気が良く、鶏の作業がし易い鶏舎ですが、自然の影響を受けやすく、冬場はカーテンなどで密閉します。収容羽数は少なく、換気は自然で行う鶏舎です。

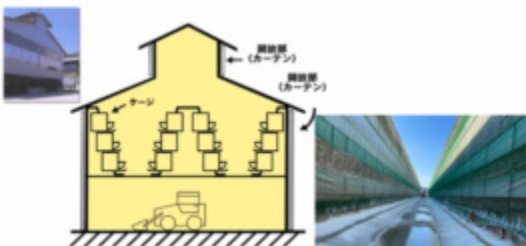


低床開放鶏舎



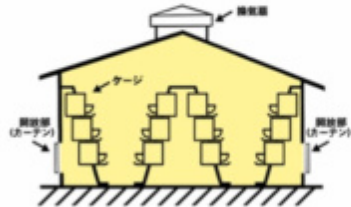
高床開放鶏舎

低床開放鶏舎を2階建てにし、1階をタイヤショベルなどを使い糞尿の搬出がしやすいとした鶏舎で、鳥獣害内では成鶏舎としては1番多い建て方です。



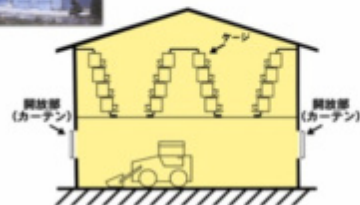
低床セミウインドレス鶏舎

低床開放鶏舎の壁構造の大部分を壁にして、自然の影響を受けにくくした鶏舎です。換気は、自然と換気扇を併用します。



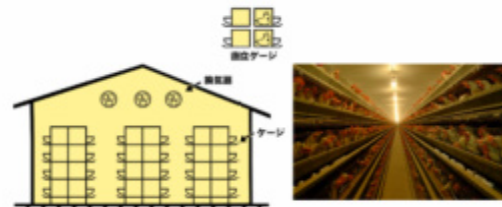
高床ウインドレス鶏舎鶏舎

低床セミウインドレス鶏舎を2階建てにし、1階をタイヤショベルなどで鶏糞の搬出がしやすいようにした鶏舎です。



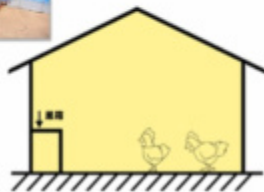
低床ウインドレス鶏舎

低床開放鶏舎を壁によって密閉して、自然の影響を非常に受けにくくした管理がしやすい鶏舎です。換気扇による換気によって大羽数の飼育が可能です。



平飼い鶏舎

鶏舎の床面に直接鶏を飼育します。産卵は巣箱の中です。野外に遊び場を設けた場合は、放し飼いと言います。また一定割合以上の鶏を同時に飼育して生産されたたまごは、有精卵になります。



肉用鶏農場



鶏舎内部



●防疫作業者の一日の流れ



農場拠点

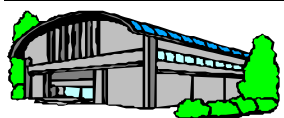


- ① 農場拠点に入る前に、再度全身消毒を受ける。
- ② 保健所の指導に従い脱衣
※防護服は2枚とも脱衣する。
ゴーグル、長靴は再利用のため指示された場所に返却
- ③ 手洗いを実施
- ④ 新しい防護服（移動用）に着替える。
- ⑤ ゴムスリッパに履き替え退場



（バス等で移動）

後方支援センター



- ① 受付で確認を受ける。
- ② 預けた荷物を受け取り、着てきた衣服に着替える。
- ③ 必要に応じ医師の診察
※防護服着脱が不適の場合、医師の診察後、タミフルの予防的投与
- ④ 帰宅

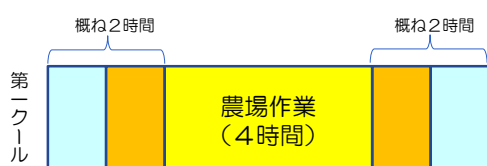


自宅・職場等

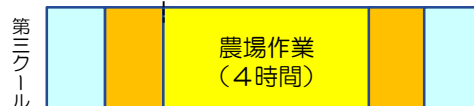
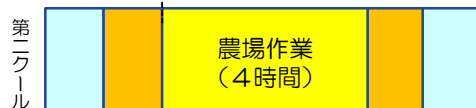
- ・衣類の洗濯、入浴（特に入念に洗髪）を行う。

農場防疫作業班作業ローテーション

（殺処分作業・農場清掃・消毒作業、埋却補助作業）



- 1 時間おきに農場内での休憩時間を設ける。
- 水分補給・トイレ休憩は必要に応じて設ける。
その場合、農場外となるため、防護服の脱着が必要。



準備（後方支援センター） 準備（農場拠点）

⋮

1) 殺処分作業

①班体制

●殺処分班（25名／班）に係る担当業務及び割当人数

担当業務（係）		人数	
捕鳥係		6名	
運搬係		8名	
炭酸ガス注入係		1名	
袋詰め係		5名	
	(うち結紮)		(2名)
	(うち消毒)		(1名)
	(うち搬出)		(2名)
フレコンバッグ詰め係		4名	
	(うち詰め)		(3名)
	(うち記録)		(1名)
搬出補助係		1名	
合 計		25名	

※埋却地が農場敷地外の場合は別に搬出同行（家畜防疫員等）1名が必要。

※搬出積込係として、業者3名（重機1名、トラック1名、玉掛け作業員1名）が必要。（業者との事前協議が必要）



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

【殺処分班長の役割】

○必要資材の確認

防疫作業開始前までに必要な資材が搬入されていることを確認する。

○作業動線の確認

先遣隊からの情報をもとに台車のルート、炭酸ガスの注入場所、殺処分鶏の袋詰め・フレコンバッグ詰め場所を設定。また、殺処分鶏等を埋却地まで運搬する作業動線についても設定する。

○必要資材の配置

作業動線の設定に基づき、必要資材をそれぞれの作業場所に配置する。

○作業班員に拡声器を使用し、分かり易く作業内容を説明する。

○農場所所有の重機の確認及び農場主へ防疫作業への協力要請する。

農場所所有の重機を有効活用する。防疫作業開始前に農場所所有の重機を確認し、必要に応じ農場主へ重機の利用及び防疫作業への協力（重機の運転等）を要請する。

○適宜、作業班員の休憩時間を設ける。



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

- 必要に応じデモンストレーションを行う。
- なお、説明時には確実に声が届くように拡声器を用いること。
- 経過時間の確認
 - 作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員と協力し、概ね 30 分間隔で時間をアナウンスする。

〔農場拠点から離れた場所にしか設置できない場合の対応〕

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
 - 必要最小限の資材と 1 班 25 名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の脱着指導を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）



トイレ等で農場拠点に移動後に農場に再入場する場合は、「所属」「氏名」「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

②殺処分作業

①捕鳥系の作業（採卵鶏）



ケージから鶏を引き出し、ペール缶に収容（10羽）

② 運搬系の作業（採卵鶏）



ペール缶に収容（10羽）した鶏を台車で炭酸ガス注入場所まで運搬

①捕鳥系の作業（肉用鶏）



コンパネで囲いを作り捕鳥する。
ペール缶に収容（10羽）

②運搬系の作業（肉用鶏）



ペール缶に収容した鶏を台車で炭酸ガス注入場所まで運搬

③炭酸ガス注入系の作業



ペール缶と蓋の隙間から炭酸ガスを注入
(5秒間以上)
鶏は、ガス注入後約1分で死亡

④袋詰め系の作業



殺処分した鶏を**必ず10羽ずつ**ビニール袋
に入れる。袋の口を結紮後、消毒し搬出

⑤フレコンバック詰め系の作業



フレコンバックに死亡鶏を10羽収容した
ビニール袋を15袋投入
(投入羽数は記録を作成のこと)

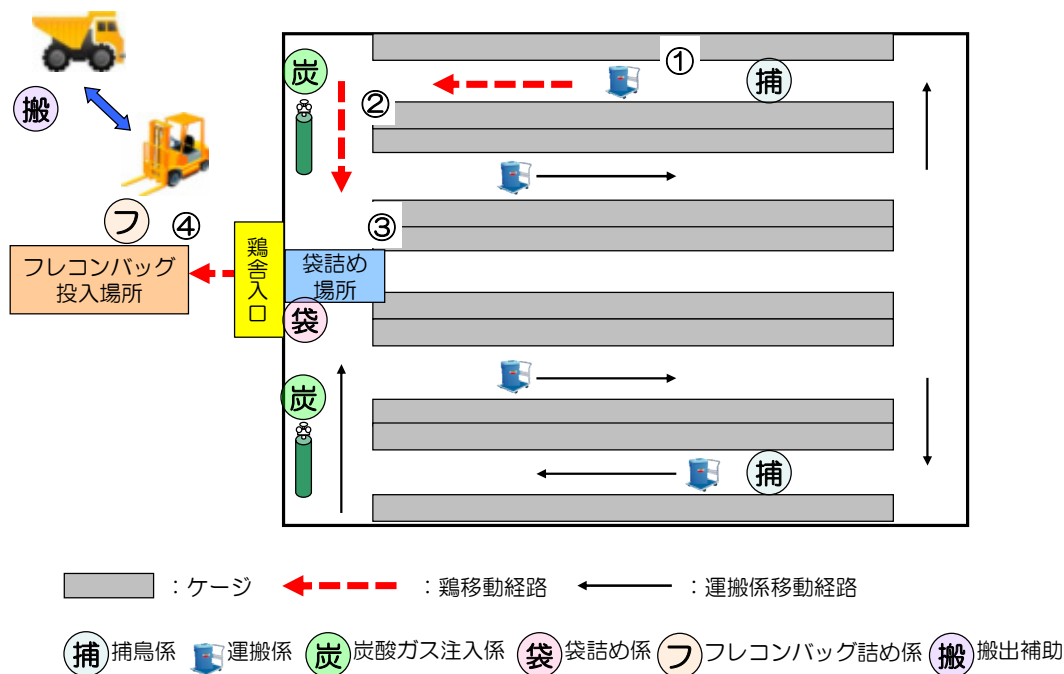
殺処分羽数の記録

記載例

殺処分羽数報告 (第 1 陣、 2 クール)				[総括]	
対象家畜・方法:	鶏	1袋当たりの羽数			
ステージ(種):	肉用鶏 (採卵鶏、ひな)	10羽			
鶏舎番号:	3号鶏舎	作業中 (殺処分完了)			
記録者: 所属	〇〇振興局△△課	氏名: □□ □□			
提出日時:	〇月 〇日 〇時 〇分				
正	正	正	正	正	
正	正	4E	4E	50	
55	60	65	70	75	
100	110	115	120	125	
130	135	140	145	150	
155	160	165	170	175	

※ 1時間ごとに班長へ提出

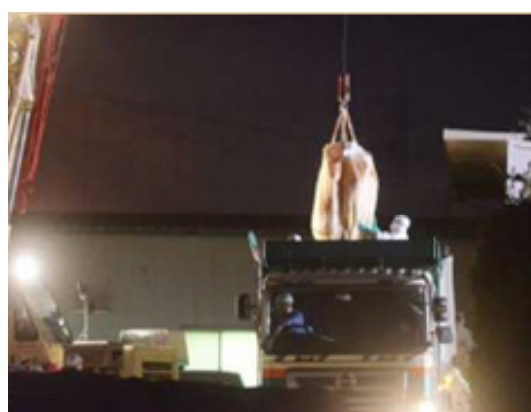
作業配置図（参考：ケージ飼養）



⑥搬出補助系の作業 （フレコンバッグ詰め係も協力）



フレコンバッグをトラックへ積載する際の補助（ブルーシートかけ等）



クレーン作業時の安全確認補助（フレコンバッグの積み込みはクレーンで実施）

2) 清掃・消毒等の作業

殺処分終了後に、鶏卵の処分（採卵鶏）、飼料の処分、鶏糞除去、堆肥除去を行い、その後、鶏舎消毒、農場敷地消毒を行う。

鶏舎施設の構造や、内部の状況（鶏糞の量等）によって、各種作業を分担して行う。

①班体制

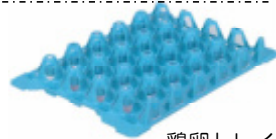
- ・ 1 班 25 名（班長の指示により、各種作業を分担する。）

※鶏舎施設の構造や内部の状況（鶏糞の量等）により、作業工程が変わるので班長は効率的な作業が行えるよう、各種作業について明確に指示する。

②清掃・消毒作業

○鶏卵の処分

自動集卵装置付き農場



鶏卵トレイ

作業分担の一例（状況に応じ変動）

- コンテナ詰め係：6名
- 集卵もれ確認係：2名
- フレコンバッグ詰め係：4名

○コンテナ詰め係は、自動で集まってきた鶏卵を農場の鶏卵専用トレイに詰め、トレイをコンテナに収容する。

○集卵もれ確認係は、ケージ等に引っ掛かって自動集卵されない鶏卵を集卵ベルトの上にのせる。

○フレコンバッグ詰め係はトレイの数量で鶏卵数を記録し、トレイから鶏卵を取り出しポリ袋（二重）に入れ、結紮バンドで封をする。

○ポリ袋の表面を消毒後、鶏舎出口でフレコンバッグに収容する。



自動集卵装置なし農場（手作業）



作業分担の一例（状況に応じ変動）

- 〔 コンテナ詰め係：6名
- 〔 フレコンバッグ詰め係：4名

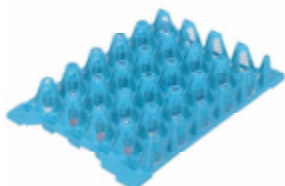
○コンテナ詰め係は、ケージ前の鶏卵を手作業で回収し専用トレイに詰め、トレイをコンテナに収容する。

（農場備え置きの資材の内容により対応が異なる）

○コンテナ詰め係は、鶏卵を回収しながら、台車で鶏舎出入口まで運搬する。

○フレコンバッグ詰め係はトレイの数量で鶏卵数を記録し、トレイから鶏卵を取り出しポリ袋（二重）に入れ、結紮バンドで封をする。

○ポリ袋の表面を消毒後、フレコンバッグに収容する。



鶏卵トレイ



○飼料の処分（飼料タンク）



排出口

作業分担の一例

タンクー基当り2名（状況に応じ変動）

○飼料タンク排出口下にフレコンバッグを設置

○排出口から飼料を出し、フレコンバッグに受け入れる。

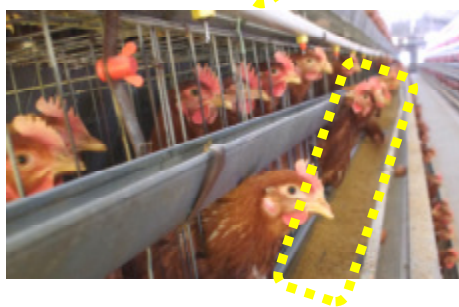
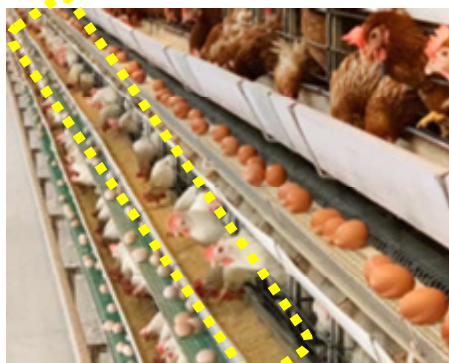
○タンク下からフォークリフト等で引き出し可能な容量にとどめる。

○フォークリフト等により飼料タンク下から引き出す。

※飼料タンク下部と地面との距離が狭い場合は、フレコンバッグはタンク下ではなく、タンク下から離れた場所にフレコンバッグスタンドにより設置し、コンテナ等で一旦受けて、フレコンバッグに投じる。

この場合はタンク1基当り3名。（状況に応じ変動）

○飼料の処分（飼槽残り餌）



※ 殺処分完了後に行います。

鶏舎の規模に応じて必要な人員を配置する。

○飼槽に残った飼料を手作業で床にこぼす。
こぼした飼料は、鶏糞と一緒に搬出する。

○鶏糞除去と鶏舎の洗浄・消毒

鶏糞除去（低床式鶏舎）



○農場所有の機械を有効に活用する。

○農場従業員にも積極的に防疫作業に対応してもらう。

○また、機械操作資格者を有する農林関係職員も機械操作を行う。

○機械だけでは除去できない、ケージ下等については、かき板、スコップ等による人力の作業が必要になる。

※そのまま石灰を散布し、ブルーシートで覆い堆肥化させることも防疫指針では認められている。状況に応じ堆肥化処理も検討。



鶏糞除去（低床式鶏舎）



作業分担の一例（状況に応じ変動）

- ・かき板係：6名
- ・スコップ係：6名
- ・竹箒係：3名
- ・一輪車係：3名

○かき板係及び竹箒係は、鶏舎に残った鶏糞をかき集める。

○スコップ係は、かき集めた鶏糞を一輪車に乗せる。

○一輪車係は、鶏舎入口に鶏糞を運搬する。

○鶏糞除去

フレコンバッグ投入



○フレコンバッグへの投入が効率的にできるようフレコンバッグスタンドを備蓄済み。

○ローダーバケットからフレコンバッグへ投入する際のかき出し作業、またこぼれた鶏糞の回収作業が必要。

※農場敷地内に埋却地がある場合には、フレコンバッグに収容せず、そのままトラック荷台に直積み搬送し、埋却溝へ投入する。（状況を見て判断する。）

状況に応じて人員を配置

- ・かき板係
- ・スコップ係
- ・竹箒係

○鶏糞除去

(肉用鶏糞舎)



○農場所所有の機械を有効に活用する。

○農場従業員にも積極的に防疫作業に対応してもらう。

○また、機械操作資格者を有する農林関係職員も機械操作を行う。

○かき板、スコップ、竹箒等で残りを除去する。

状況に応じて人員を配置

- ・かき板係
- ・スコップ係
- ・竹箒係

○フレコンバッグに収容する。

※農場敷地内に埋却地がある場合には、フレコンバッグに収容せず、そのままトラック荷台に直積み搬送し、埋却溝へ投入する。(状況を見て判断する。)

※そのまま石灰を散布し、ブルーシートで覆い堆肥化させることも防疫指針では認められている。状況に応じ堆肥化処理も検討。(堆肥舎内の堆肥についても同様の方法を検討。)

○鶏糞搬出(堆肥舎内の堆肥を含む)



○埋却地が養鶏場敷地内にある場合は、ダンプトラックに直積みし搬送する。

○埋却地が農場敷地外の場合は、搬送中の漏出を防止するためフレコンバッグに収容するか、直積みする場合は、荷台にブルーシートを設置し、鶏糞を下から包み込むようにパックする。

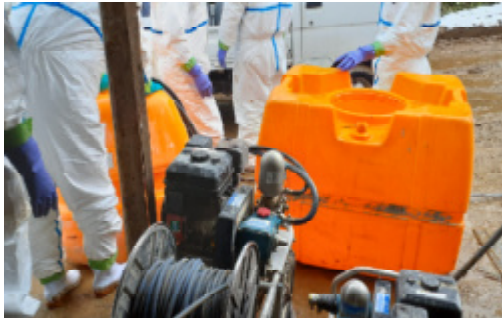
○スコップ係及び竹箒係は、重機で鶏糞をトラック荷台に積込む際にこぼれた鶏糞を集める。

作業分担の一例(状況に応じ変動)

- ・ブルーシート係：2名
- ・スコップ係：3名
- ・竹箒係：2名



○鶏舎の洗浄・消毒



(採卵鶏鶏舎)



○動力噴霧器で床面・壁面にこびりついた鶏糞等に消毒液を散布し、デッキブラシで擦り取る。

○その後、鶏舎内全体（床面・壁面・天井）を十分に消毒する。

状況に応じて人員を配置

- ・動力噴霧器ノズル係
- ・動力噴霧器ホース係
- ・デッキブラシ係
- ・水タンク係

ノズル係：ノズルをもって消毒薬を噴射し、洗浄・消毒を行う。

ホース係：ノズルにつながるホースの誘導を行う。

デッキブラシ係：床面・壁面にこびりついた鶏糞等を除去する。

水タンク係：給水ホースが消毒液中に浸かっているかの確認

排水ホースが消毒液タンク内にあるかの確認

消毒薬タンクの交換

水の補給、消毒薬の調整（500倍希釈）

●前回の発生時対応の反省を踏まえ、水の確保を図る。（消火栓の活用等）

○鶏舎の洗浄・消毒

(肉用鶏鶏舎)



○動力噴霧器で床面・壁面にこびりついた鶏糞等に消毒液を散布し、デッキブラシで擦り取る。

○その後、鶏舎内全体（床面・壁面・天井）を十分に消毒する。

状況に応じて人員を配置

- ・動力噴霧器ノズル係
- ・動力噴霧器ホース係
- ・デッキブラシ係
- ・水タンク係

●前回の発生時対応の反省を踏まえ、水の確保を図る。



【R4.12.22 佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえての対応】

【平時に確認しておくこと】

- 水源の確認（農場で確保できない場合は、消火栓や農業用ため池等を確認）
- 動力噴霧器、水タンクの所有台数
- 排水溝

○農場敷地の消毒（消石灰散布）



○一輪車等で袋詰め消石灰を運び、適当な場所で開封し袋をひっくり返す。

○山積みになった消石灰を竹箒で広げる。

●省力化のため、石灰散布機を配備。機械と人力による二本立てで作業を行う。



○器具機材の洗浄・消毒



○殺処分、清掃・消毒で使った器具機材を動力噴霧器、デッキブラシ、たわし等を用いて清掃・消毒を行う。（建設業協会が調達した機械類は除く。）

3) 車両等の消毒作業

殺処分、清掃・消毒班とは別に、農場入口1か所あたり2名配置。動力噴霧器にて、下記の消毒を実施する。

- ・農場に入退場する車両を消毒する。車両の消毒は、車体全体を消毒し、特にタイヤ周りや荷台の泥等を洗い流すようにする。
- ・農場から退場する防疫作業員（作業時間終了時、トイレ等一時退場含む）の防護服及び長靴を消毒する。防疫作業員に足をあげてもらい、長靴の底の泥も落とすようにする。
- ・殺処分、清掃・消毒で使用した器具機材を消毒する。泥や消石灰等が付着している場合は、デッキブラシ、たわし等を用いて可能な限り洗い流す。

(6) 埋却地での作業

埋却場所は、原則として発生農場内又はその近くに確保するよう努める。

なお、発生農場内あるいはその付近での埋却地の確保が困難な場合は、以下の点に留意して埋却地まで輸送する。



○輸送中のウイルス拡散防止のため、輸送車両の荷台をブルーシートで覆い全体を消毒する。

○運搬終了後（再度、運搬のため農場に戻る場合も含む）は、車両及び輸送に使用した資材を直ちに消毒する。

①組織体制：埋却地班

役割	所属	飼養規模		作業時間/ クール
		9万羽以下	9万羽超え	
土木班長	県 (農業土木職)	1名	1名	8時間
衛生班長	県（家保）	1名	1名	8時間
現場管理係	建設業協会	1名	1名	8時間
掘削係	建設業協会	4名 (OP2、玉掛技能2)	6名 (OP3、玉掛技能3)	8時間
搬出積込係	建設業協会	3名	3名	8時間
埋却補助係	県	4名	4名	4時間
車両消毒係	県	2名	2名	4時間

※記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

※埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務（トラック輸送）が必要となる。

※車両消毒係は、埋却地が農場敷地外にある場合に配置する。

※埋却補助・消毒係の作業は、埋却溝掘削後の作業となることから、概ね防疫作業開始から8時間後（第3クール）からの動員とする。

※埋却補助係の人数は、建設業協会と協議のうえ、必要に応じ増員する。

②各係の作業内容

役割	所属	主な作業内容
土木班長	県 (農業土木職)	・掘削・埋却等の工事作業管理
衛生班長	県（家保）	・埋却地内の衛生管理、車両消毒係への指示
現場管理係	建設業協会	・土木班長とともに掘削・埋却等の工事作業管理
掘削係	建設業協会	・掘削・埋却に関する作業
搬出積込係	建設業協会	・農場における汚染物品の積込及び農場から埋却地への運搬
埋却補助係	県	・消石灰散布補助、（埋却溝シート張り※）
車両消毒係	県	・埋却地の出入り口での車両消毒（埋却地出入り際、運転手及び車両内部も含め厳重に消毒を実施

※建設業協会だけでは対応できない場合に、県職員も対応する。



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】 農場拠点を経営から離れた場所にしか設置できない場合の対応

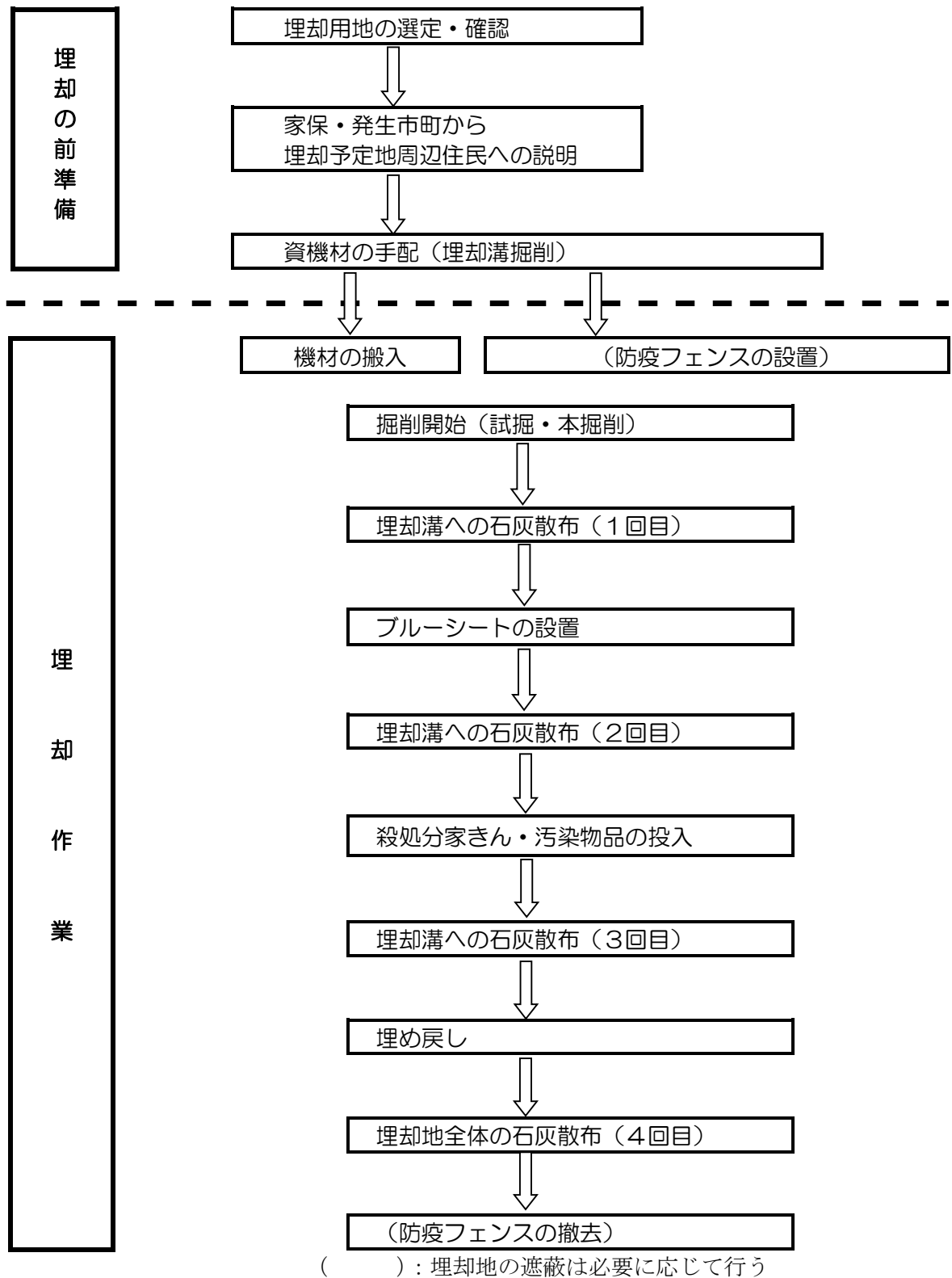
- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、暖房器具、脱着サポート（少人数）



【R4.12.22 の佐世保市での発生時対応の反省点を踏まえた内容】

- 責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- 説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- 埋却地での作業は、危険が伴うため、安全面に配慮し、作業員には必ずヘルメットを着用させるようにする。
- 休憩時間の取り方は、作業開始前に土木班長と建設業協会の管理係等と打ち合わせを行い決定しておく。
- 埋却作業に当る建設業協会作業員の食事休憩は、農場拠点到設置したコンテナハウス又はテント内でするように誘導すること。

★埋却処分について



【基本事項】

○農場内

※埋却場所での作業に従事する人員の選定等に関する注意事項

- ・作業に従事した場合、7日間、家きん（家きんを飼育している人）との接触を避けること。

※積込・運搬に関する注意事項

- ・農場から出る際に車両全体の消毒を実施する。農場から出た後、移動又は搬出制限をまたぐ場合は消毒ポイントで消毒を実施する。
- ・バックホウ等の建設機械への給油は、給油車（ローリー車等）で行うが、給油車が農場現場から出る際、消毒ポイントで消毒を実施する。農場から出た後、移動又は搬出制限をまたぐ場合は消毒ポイントで消毒を実施する。
- ・ダンプトラックの運転手・給油車の運転手は、現場内で下車することがないようにすること。（車両の窓を開けることもできない（現場で車両の外に出た場合、運転手はもちろん、運転席の内部まで消毒しなくてはならない）ので注意すること）

○堆肥等

※家きん糞・飼料等の汚染物品の処理に関する注意事項

- ・農場内の汚染物品（堆肥・家きん糞・飼料・家きん卵等）は、原則埋却処分する。
- ・堆肥や家きん糞については、含水比が高く、ダンプトラックでの積込・運搬が困難な場合も想定されることから、積込時には農場清掃・消毒班長の指示により行うこと。

○埋却現場での作業は、土木班長及び現場管理係の監督下で行い、ウイルス拡散防止に関する事項は衛生班長の指示に従うこと。



トイレ等で農場拠点に移動後に農場に再入場する場合は、「所属」「氏名」「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

【その他注意事項】

- 建設業協会へ支援活動出動要請書の提出、施工業者との打ち合せを行うこと。
- 家畜伝染病発生時における支援活動に関して、一般社団法人長崎県建設業協会各支部と各振興局で協定を締結している（協定締結団体は資料編参照）。
- 各団体への支援要請については、現地防疫対策本部で協定書に基づき、「支援活動要請書」により出動要請を行うとともに、速やかに請負契約を締結し費用負担を明確にする。
- 契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約で行う。

【埋却の基本事項】

ア 必要資機材

（ア）機 械

- ・バックホウ 0.8m³級程度（クレーン仕様）

※吊込作業があるため、クレーン仕様が必要。

- ・場内用ダンプトラック 2～3 トン、埋却地が農場外の場合は 4 トン以上

※重機の種類及び台数は、先遣隊調査の結果により最終的に決定する。

※その他、農場の重機があれば活用する。

(イ) 資 材

- ・ブルーシート (10m×10m)
※埋却現場、ダンプトラック荷台に使用
- ・フレコンバッグ
- ・消石灰 (20kg) ※必要袋数については、別途計算
- ・測量杭 (60cm×4.2cm×4.2cm)、木槌又はハンマー (杭打に使用)
- ・土嚢 ※ブルーシートの仮止めや押さえに使用
- ・敷鉄板 (作業スペースの地盤がゆるい場合)
- ・脚立
- ・一輪車
- ・照明器具 (持ち運び可能なもの)
- ・ポータブル発電機
- ・ガソリン缶、ガソリン (灯油缶、灯油)
- ・画板、筆記具
- ・メジャー
- ・スコップ、竹箒
- ・ヘルメット
- ・PP ロープ、鎌又はカッターナイフ (ロープ切断用)

(ウ) 防疫フェンス

- ・H=3m 程度で、単管パイプとクランプの必要量を別途発注
※目隠し材は寒冷紗又はブルーシート等を使用

(エ) 投 光 器、照 明 車

- ・夜間作業時に使用

(オ) その他

- ・防護服、ゴーグル、マスク、長靴、ヘアーキャップ、ゴム手袋、軍手等を着用

イ 作業人員

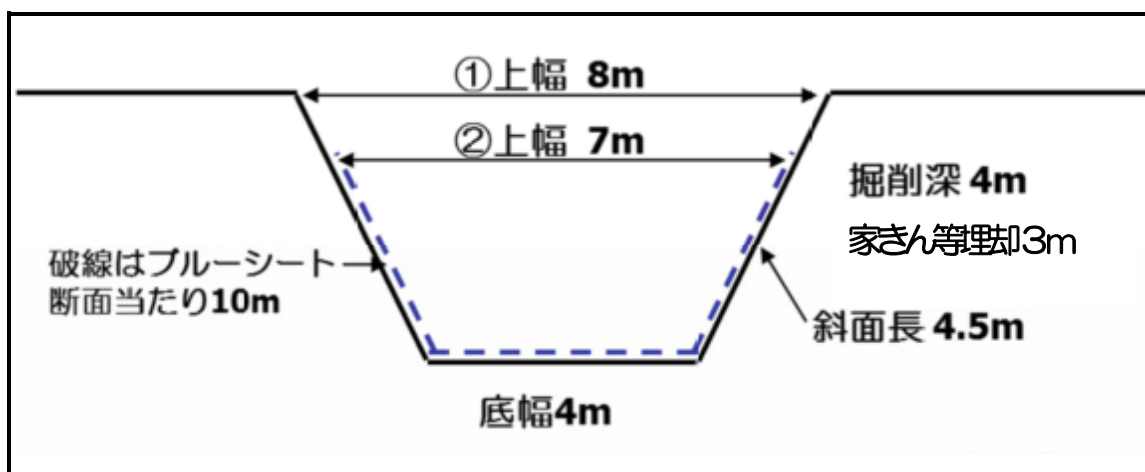
フレコンバッグに入った処分家さん等の吊降ろし作業に 2 名程度必要 (業者)。

また、ブルーシートの設置や消石灰散布等の作業は埋却補助・消毒係と業者で対応するが、追加で人員が必要となった場合は殺処分班から抽出して対応する。

ウ 埋却溝掘削断面

- (ア) 掘削にバケット 0.8m³ 級のバックホウを使用する場合、基本断面は図-1 を参照。

- (イ) 直掘は危険なので法面は 5 分の勾配を取るようにする (基本は 5 分勾配であるが、土質などの現場条件を考慮して勾配を検討する。)



図－1 基本断面

参考：消石灰の必要量の試算（埋却溝分）

[鶏 10,000 羽の場合]

フレコンバッグ 1 袋当たり：50羽分の鶏の死体、鶏糞、飼料など

- ・ 10,000羽÷50羽＝200袋
- ・ 1m幅でフレコンバッグを3段に12袋積み
- ・ 17m で 17 列並べる

- ・ 石灰 1 回目 底面＋法面： $(4\text{m} \times 17\text{m}) + 2 (4.5 \times 17\text{m}) = 221\text{m}^2$
- ・ 石灰 2 回目 ブルーシート設置後底面： $4\text{m} \times 17\text{m} = 68\text{m}^2$ (埋却溝底面積)
- ・ 石灰 3 回目 ブルーシート被覆後上面： $7\text{m} \times 17\text{m} = 119\text{m}^2$
- ・ 石灰 4 回目 覆土後上面： $8\text{m} \times 17\text{m} = 136\text{m}^2$ (埋却溝上面積)

$$527\text{m}^2 \times 1\text{kg} = 527\text{kg} \quad (1\text{m}^2 \text{に約} 1\text{kg} \text{ 散布})$$

※埋戻し後の埋却溝周辺にも消石灰を散布する必要があることから、必要量を 5 トンとした。

埋却作業に必要な重機械及び資材等の一覧（一定数量あたり）

重機械・資材	規 格	飼養規模 10,000 羽	準備	備 考
バックホウ	0.8m ³	2 台	業者	掘削、吊下げ用
ダンプトラック	4 トン以上	作業効率により決定	業者	
ブルーシート	10m×10m	7 枚	県	
消石灰（埋却溝分）	20kg 袋入	県備蓄分	県	
消石灰（埋却溝分）	フレコンバッグ	5 トン	県	
ロープ （ビニールテープ）	丈夫なもの 100m 巻き	300m程度	県	ブルーシート固定用
杭	60cm	200 本程度	県	
土嚢		100 袋程度	県	
木槌・ハンマー		2～3 個	業者	
鎌・カッターナイフ	ロープ切断用	2～3 個	業者	
はしご	5m 程度	2 台	業者	
敷鉄板		必要に応じて準備	業者	
防疫フェンス	H=3.0m 程度	必要に応じて準備	業者	
投光器		必要に応じて準備	業者	
照明車		必要に応じて準備	県	国土交通省借用
フレコンバッグ		10 袋	県	
埋却溝の長さ （底幅 4m×深さ 4m の場合）		17m		

※埋却作業終了後、作業領域を含めて埋却地全体に消石灰を散布する必要があるため、埋却地全体の面積×1kgの石灰量を別途準備する。

※防疫フェンスは、単管パイプ、クランプを使用し、目隠し材は寒冷紗またはブルーシート等を利用

※ダンプトラックの荷台用にビニールシート及びブルーシートが必要

【埋却地までの運搬】

ア 農場において重機等により、殺処分された家きん等を収容したフレコンバッグをトラックへ積み込む。

イ 埋却地が農場外の場合、トラックの荷台をブルーシートで覆い農場外に出る際に、トラック全体を消毒する。

※トラックの移動により病原体が飛散する恐れがあるため、十分に消毒を行う。

※殺処分班搬出同行1名（家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等）がトラックに同行する。

③埋却の手順

下記作業方法例を参考に、家畜防疫員の指示の下、建設業者の判断で実施する。

ア 埋却溝の準備

(ア) 埋却用地の選定

- ・埋却用地の選定に当たっては、疑似患畜決定前に先遣隊が土地所有者等の立ち会いにより現地確認を行う。

(イ) 消石灰の散布（第1回目）

- ・掘削完了後、埋却溝の底面と法面（斜面）に消石灰を散布する（約1 kg/m²）。

(ウ) ブルーシートの設置（例 図－3 参照）

- ・掘削断面にブルーシート（10m×10m）を設置する。
- ・ブルーシートの4隅を3m程度の紐で結ぶ。
- ・ブルーシートの長辺（10m×10m）を穴3つ置きに3m程度の紐で結ぶ。
- ・埋却溝の最初と最後に敷くブルーシートについては、短辺1辺だけを穴3つおきに3m程度の紐で結ぶ。
- ・シートに結んだロープは、事前に埋却溝の上端周囲に打った杭に結束して止める。（その場合、ある程度たるみを持たせておかないと家畜投入時シートが破けるので、泥や石を投げ、シートの仮抑えを行う。）
- ・基本断面の場合、シート天端が地表から1m程度下がる状態が良い。
- ・次のシートは2m程度の重ねをとって設置する。
- ・シートの長辺のみを上記と同様に3m程度の紐で結ぶ。
- ・シートの浮上り防止に土嚢を投入する。

※埋却溝のブルーシートは、底面部と側面部（フレコンバッグの高さ）に設置。

(エ) 消石灰の散布（第2回目）

- ・底面を中心にブルーシート全体に消石灰を散布する（約1 kg/m²）。
- ・バックホウのバケットに消石灰を投入し散布する。

イ フレコンバッグ（処分家きん等）の埋却準備

(ア) フレコンバッグ（処分家きん等）の投入

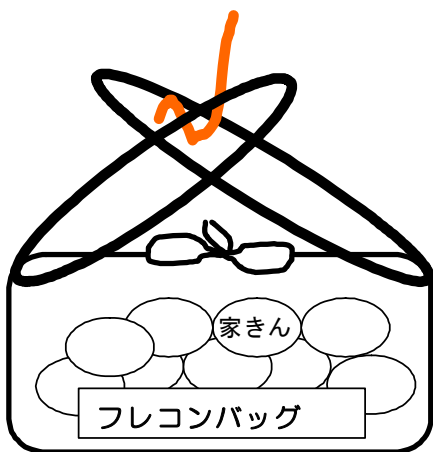
- ・フレコンバッグのロープを、図－2のようにバケットのフックに掛けて吊し投入する。

(イ) 埋却方法

- ・バックホウにより処分家きん等の入ったフレコンバッグを埋却溝に降ろす。
- ・はしごを使い、埋却溝内に入り、バケットのフックから処分家きんの入ったフレコンバッグをはずす（十分な勾配がとれない場合は、埋却溝内での作業は行わず、バケットによる積降ろしを行う）。

※必ず埋却物からの土かぶり厚1.0mを確保する必要がある、積み重ねすぎないように注意すること。

※吊り下げ作業については、最大荷重を超えないよう留意し、オペレーターと現場管理者が打ち合せを行ってから、作業を実施すること。



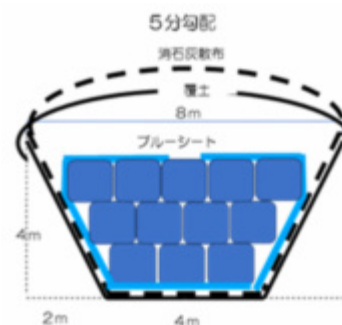
図－ 2



(愛知県写真)

○埋却地面積基準表（埋却溝上面積）

飼育羽数	必要面積 (㎡)	埋却溝延長 (m)
<1,000	16	2
2,000	32	4
5,000	72	9
10,000	136	17
20,000	272	34
50,000	672	84
100,000	1,336	167
150,000	2,400	300
200,000	2,672	334



※面積の目安：フレコンバッグ 1 袋 (1m³) に 50 羽の死体、および鶏糞、飼料などを含めると、150 羽分でフレコンバッグ 3 袋。

鶏の埋却に必要な面積（5 分勾配時上面）：8 ㎡/12 袋

埋却溝の深さ：4m ※埋却溝の深さは最低でも 2m 必要。

※作業エリアを考慮すると約 3 倍の面積が必要。

（死体、物品を入れてもなお地表まで 1m 以上の余地を残す深さとする。）

○参考例（作業領域を含む必要面積）

例（鶏 10,000 羽飼養）

フレコンバッグ 1 袋当たり：50 羽分の家さんの死体、鶏糞、飼料など

10,000 羽÷50 羽＝200 袋

1m 幅でフレコンバッグを 3 段に 12 袋積み

17m で 17 列並べる

17m×8m×3（埋却溝面積＋作業領域）＝408 ㎡

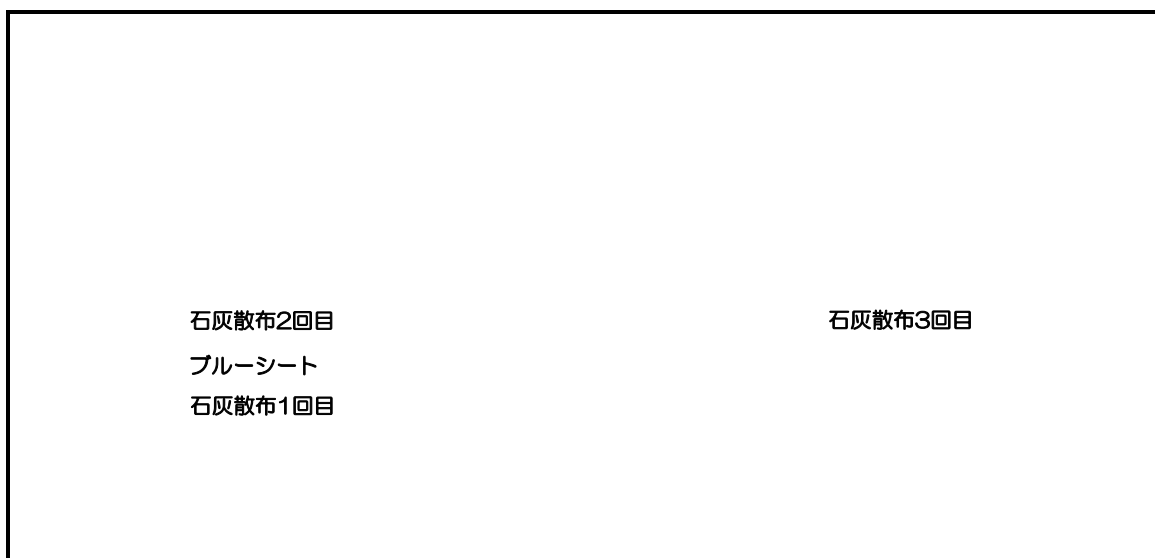


フレコンバッグへの汚染物品の収容量は作業の都合上様々である
 (特に飼料や鶏糞) ため、理論どおり埋却溝 1 m 幅にきれいに 12 個を積み上げることは不可能。あくまでも埋却地容積算定のための根拠として考える。

ウ 埋却後処理

(ア) 消石灰散布 (第 3 回目) : 図－ 3

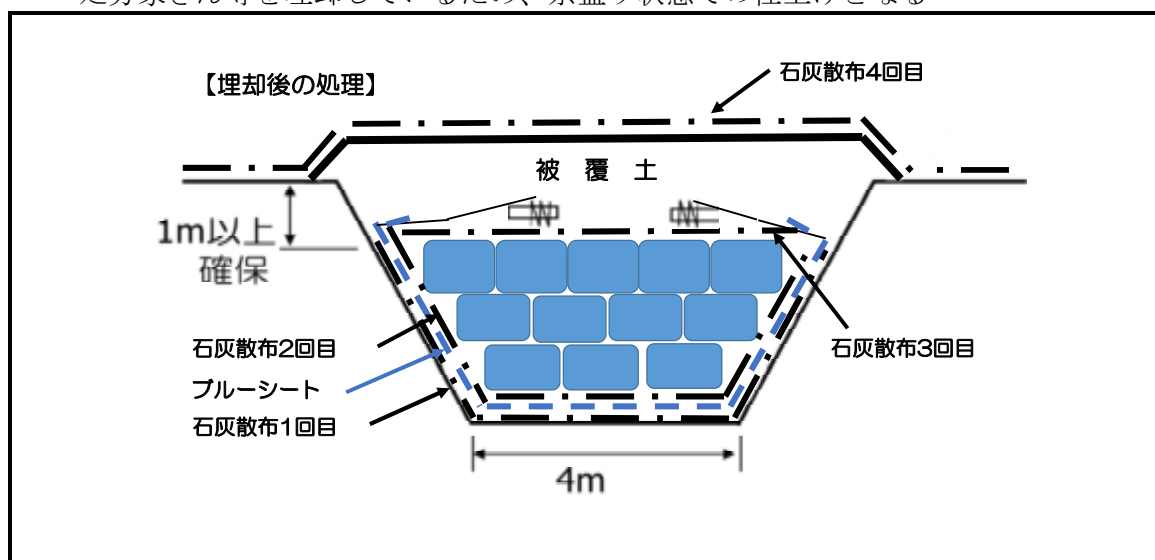
- ・埋却し終わったら、フレコンバッグの上に消石灰を散布する。
 (におい消しと防疫の効果有り) (厚さ 1 cm 程度)



図－ 3

(イ) 埋戻し及び消石灰散布（第4回目）：図－4

- ・掘削土を埋め戻し、4回目の消石灰を散布し作業終了
- ・厚さ1 cm 程度
- ・重機で締め堅めは行わない、バケットで押さえる程度
- ・作業幅を含め埋却ヤード全体に消石灰を散布する
- ・処分家さん等を埋却しているため、余盛り状態での仕上げとなる



図－4

※埋却場所の特定をする必要があることから、埋却溝の四方に標柱（ポール等）を設置すること。

※余盛高があまりに高い場合は、埋却ヤード全体で土砂を調整することもある。

エ 立看板の設置（法第24条、施行規則第32条）

埋却場所には、家畜保健衛生所の準備した看板を立てること。

※看板には、埋却年月日・3年間発掘禁止である旨を明記する。

告

当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

〔病名〕 高病原性鳥インフルエンザ

〔家畜の種類〕 ○○

〔埋却年月日〕 ○○年○○月○○日

〔発掘禁止期間〕 上記埋却年月日から3年間

○○年○○月○○日
○○家畜保健衛生所

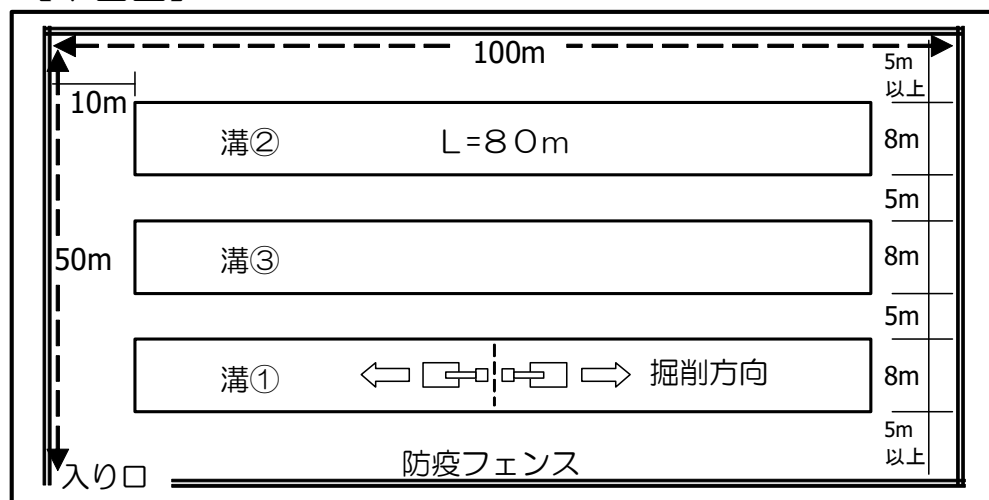
④埋却溝の配置と作業手順（50aの矩形用地（100m×50m）の場合）

下記作業手順例を参考に、家畜防疫員の指示の下、建設業者の判断で実施する。

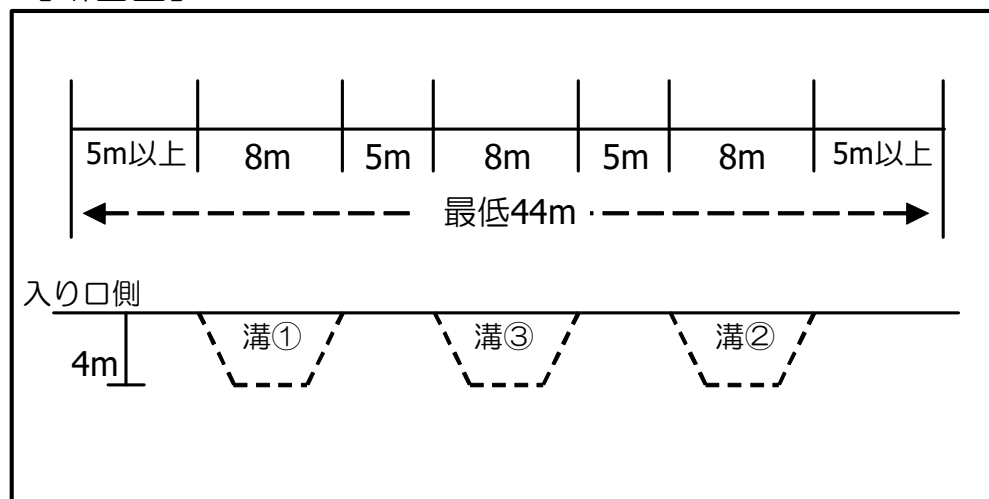
ア 基本事項

- 埋却溝の配置は図－5の様な形を基本とする。この場合、標準断面の溝が3本（総延長 $L80m \times 3 = 240m$ ）確保できる。
- 溝周辺の作業スペースは10m程度確保することが望ましい。
- 掘削延長が長い場合や搬入数が少ない場合など、受け入れ状況を勘案し1本の溝を数本に分割して掘削することも検討すること。（用地の有効利用）

【平面図】



【断面図】



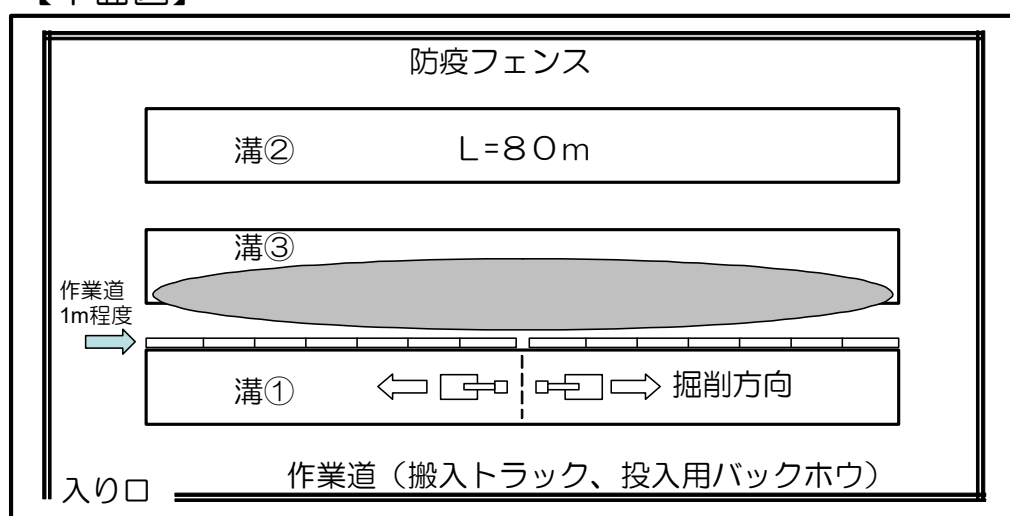
図－5

イ 掘削の手順

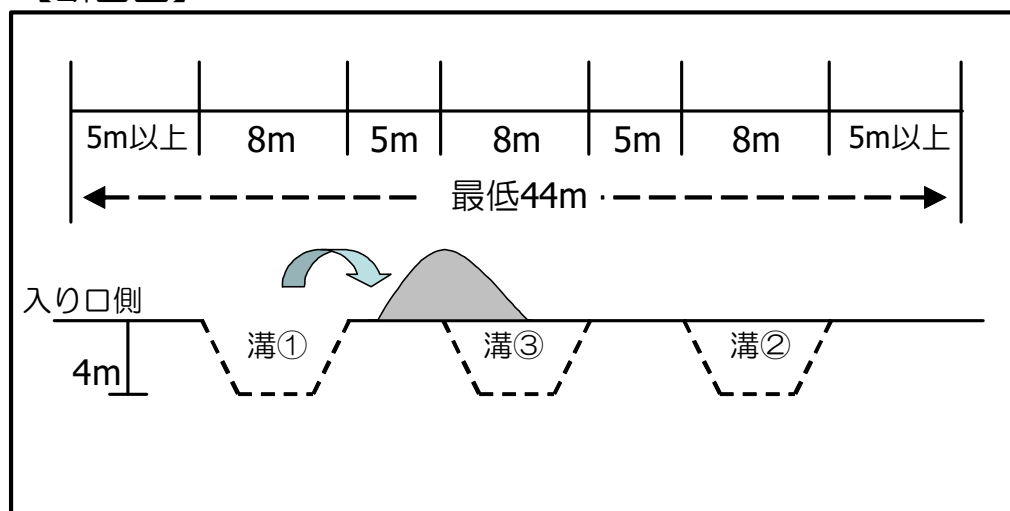
【1本目】

- 掘削は溝番号①→②→③の順に掘削する。(図－6)
- バックホウが2台稼働の場合は中央から向かい合って掘削すると効率的。
- 経験的に良好な土質の場合、 0.8m^3 バケットのバックホウで $7\sim 8\text{m/h}$ 程度 (0.8m^3 バケットの値) の掘削が可能。
- この場合掘削土は溝③側に上げるが、杭打ちやシート埋却のため、人間が動ける程度の作業道(幅 1.0m 程度)を確保する必要がある。
- 掘削土と反対側は家畜搬入や埋却機械の作業ヤードとする。

【平面図】



【断面図】



図－6

【2本目】

○溝番号①の次は溝②を掘削する。掘削土は溝③をふさぐ形で中央に上げる。

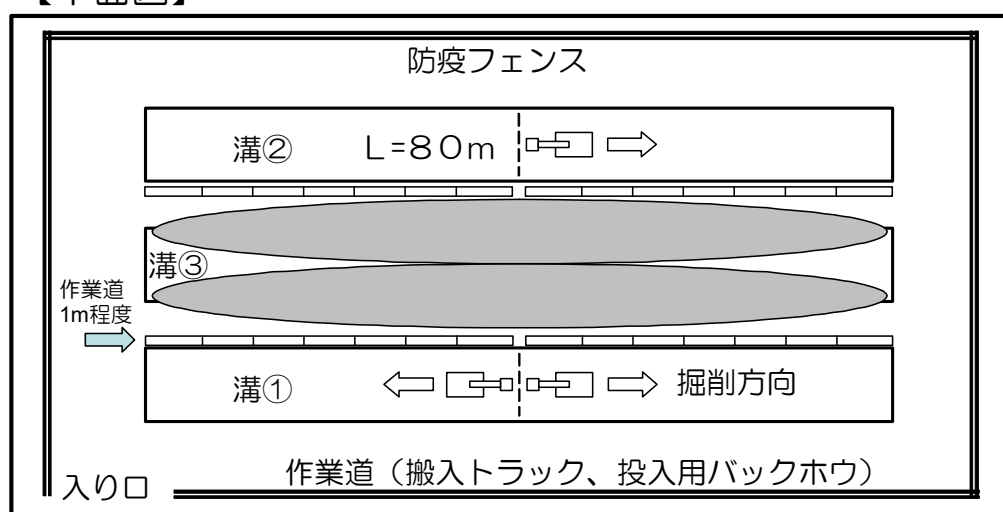
(図－7)

○このように、急ぐ場合はフレコンバッグ（処分家さん等）が到着する前でも埋却溝を、2本確保することができる。

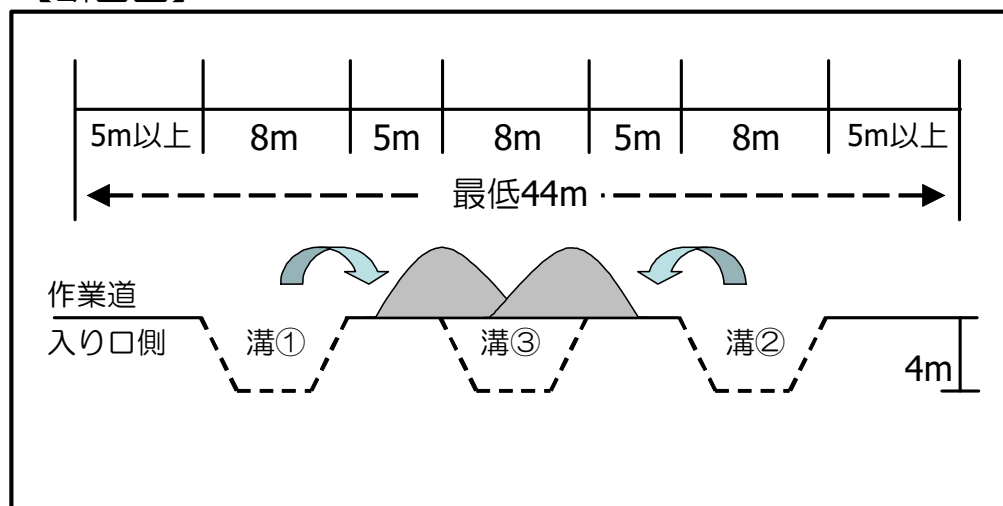
○埋却溝①の掘削終了後にフレコンバッグの受入が始まった場合は、フレコンバッグの投入を行いながら溝②の掘削を開始する。

○以上のことから、バックホウは、現場状況に応じて適切な配置をする必要がある。先遣隊の調査で必要台数・必要人員数を設定する。

【平面図】



【断面図】



図－7

【3本目】

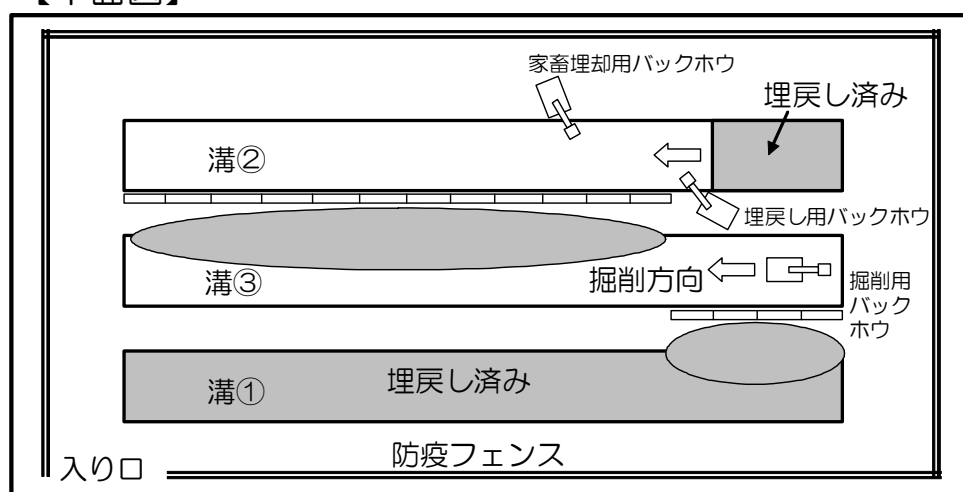
○3本目（溝③）の掘削は、溝①の家きん等の埋却と埋め戻しが終了し、溝②の埋め戻しがある程度進んだ状態から開始する。

（溝②の掘削土が溝③を一部塞いでいる状況となっている）

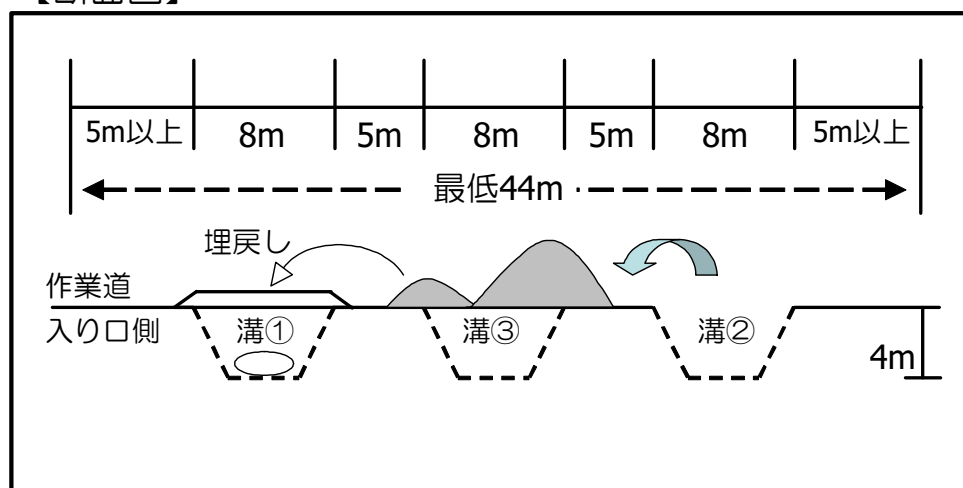
○急ぐ場合は別バックホウで掘削土を整形し掘削場所を確保しながら掘削を進めることも可能。

○図－8の様な状況ではバックホウ3台が必要となる。

【平面図】



【断面図】



図－8

【参考】

I 埋却場所に関する注意事項

埋却場所の選定に当たっては、所有者及び関係者、関係機関と事前に十分協議する。
(土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を考慮すること。)

※ 埋却場所の条件は以下のとおりである（家畜伝染病予防法施行規則第 30 条及び令和 2 年 2 月 26 日付け消安第 5374 号農林水産省消費・安全局長通知「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」に基づく）。

- ① 人家、飲料水（井戸）、河川及び道路から離れた場所。
- ② 水資源等の影響がないこと。
- ③ 最低 4 m 程度の掘削が可能であること。
- ④ 埋却後 3 年以上発掘される可能性がないこと。
- ⑤ 機械、資材の搬入が容易であること。

II 埋却に関する注意事項

掘削後、作業員は埋却溝の中でも作業をすることになるので、十分な安全対策を講じること。

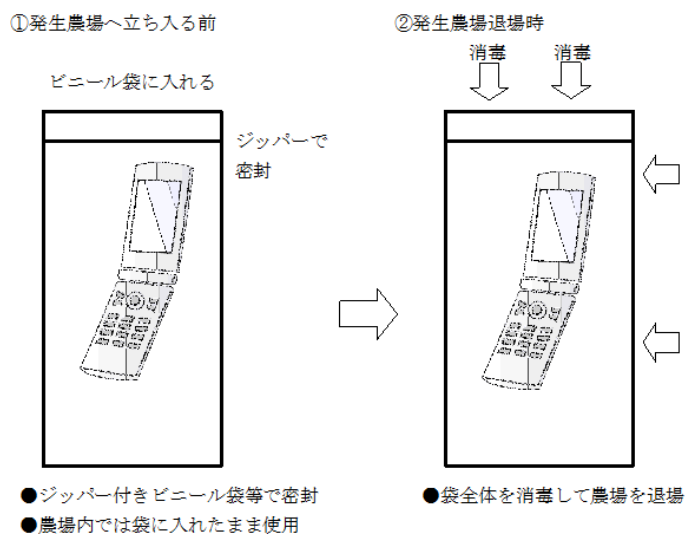
III 作業終了後の注意事項

①作業終了後は、車両、資材は、汚染物品の処理に準じて直ちに消毒、焼却処分等すること（私物であっても、現場で所持していた物は全て対象となる）。

②作業員は、自らが病原体飛散の原因になる恐れがあるため、着用した衣類、長靴等を消毒、焼却処分等を行うこと。

※建設機械、トラックの運転手についても同様の対応となるよう、十分に周知徹底すること。

※携帯電話はジッパー付のビニールに包んで使用し、農場から出る際にビニールの上から消毒して持ち出すこと。



(7) 汚染物品の埋却以外の処理方法

①発生農場における次の物品は、汚染物品として、焼却、埋却又は化製処理を行う。

上記による処理が困難な場合は、動物衛生課と協議の上、消毒を行う。

ア 家きん卵（ただし、病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理されていたもの、GPセンター等で既に処理されたもの及び種卵を除く。）

イ 種卵（ただし、病性等判定日から遡って14日目の日より前に採取され区分管理されていたものを除く。）

ウ 排せつ物

エ 敷料

オ 飼料

カ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

②焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。

ア 焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

イ 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

ウ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

エ 処理後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から投入場所までの経路を消毒する。

(8) 家きん舎等の消毒

法第25条の規定に基づき、と殺の終了後、疑似患畜等の所在した家きん舎等における消毒を、農林水産省令に定める基準に従い、1週間間隔で3回以上実施する。

消毒は、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液、高温蒸気等を用いて行う。

(9) 撤収作業

防疫措置完了後、農場、農場（埋却地）拠点、後方支援センターの撤収作業を速やかに実施する。ただし、防疫措置完了時間が遅い場合は、翌日に撤収作業を開始する。

1) 器具・機材の消毒・積み込み

農場で使用した資材については動噴で洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。

2) 炭酸ガスボンベ回収・分別

炭酸ガスボンベの回収と未使用と使用済みボンベを分別する。

業者がボンベを回収する際に家保職員が立ち会う。

3) リース資材の回収

リース資材とそれ以外の資材を仕分ける。農場で用いた資材は消毒する。

リース業者が資材を回収する際に家保職員が立ち会う。

4) 予備資材の回収・積込

本部と鶏舎作業用の予備資材を回収しトラックに積み込む。

5) 農場内で使用した重機の搬出

重機を搬出する前に、建設業協会が動噴で消毒を実施する。

消毒の際は家保職員が立ち会う。

6) 場内の最終確認係

鶏舎内、場内を巡回し、ケージ内に取り残した鶏がないか等の確認を行い、放置された機材や資材等があれば回収する。

7) 農場等で使用した防護服等の処分

農場拠点や後方支援センターで回収した使用後の防護服等は、ビニール袋に入れ、ビニール袋の表面を消毒した上でフレコンバッグへ収容する。フレコンバッグは封をして表面を消毒した上で産業廃棄物として業者へ委託処理を行う。

7 安全管理対策等

(1) 事故防止対策

- 防疫作業を安全に行うため、機械類（重機等）のオペレーター、埋却作業の作業従事者については、ヘルメットを装着させる。
- 各作業班長は作業に入る前に、防疫作業者に対し、重機動線付近で作業する場合は重機の動きに十分注意するよう説明する。
- 農場と農場拠点が離れている場合は、その道中に夜間照明区具を設置する。

(2) 防寒対策

- 後方支援センター、農場拠点到暖房器具を十分に配置するとともに、防寒資材として、カイロ、靴下用カイロ、シューズカバーを後方支援センターにおいて防疫作業者に配布する。

(3) 食事等の支給

- 防疫作業者に対しては、防疫作業終了後、後方支援センターにおいてパンや温かい飲食物（カップ麺、スープ等）を支給する。埋却作業に当たる建設業協会の作業従事者については、農場拠点で支給する。
- なお、後方支援センター、農場拠点（埋却地拠点）で作業を行うサポート班員にもそれぞれの作業場所において飲食物を支給する

8 制限区域内の周辺農場の調査

発生農場周辺の清浄性を確認するため、移動及び搬出制限区域において臨床検査と簡易検査を実施する。

<立入検査体制>

立入検査班長：家畜防疫員（1名）（庁内待機、他業務との兼務可）

└─ 検査係 1 名（獣医師1名）
└─ 案内係 1 名（市町・団体1名）

※検査係1名、案内係1名で1班体制とする。

（1）発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜決定後、原則として24時間以内に以下の農場（家きんを100羽以上飼養する農場に限る。）への立入り等により、臨床検査を行うとともに、死亡率の上昇、産卵率の低下等の異状を認めた場合には簡易検査を行う。

なお、臨床検査については電話やオンライン会議システムを活用できる。

①HPAIの場合 移動制限区域内の農場

②LPAIの場合 移動及び搬出制限区域内の農場

（2）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に（1）と同様の検査を実施する。

（3）搬出制限区域解除検査

搬出制限区域内における清浄性を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、搬出制限区域内の農場戸数に応じて、下記戸数を対象とした（1）と同様の検査を実施する。

（4）監視強化区域解除検査

監視強化区域内における清浄性の維持を確認するため、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後28日が経過した後に、監視強化区域内の農場戸数に応じて、下記戸数を対象とした（1）と同様の検査を実施する。

○搬出制限区域解除検査、監視強化区域検査の母集団数に対する検査対象戸数

母集団数	検査対象戸数
1～19戸	6戸
20～29戸	7戸
30～99戸	8戸
100戸以上	9戸

(5) 県防疫対策本部の対応

- ①対象農場の決定
- ②対象農場を管轄する家保が複数に及ぶ場合は該当する家保への連絡
- ③他家保、食肉衛生検査所(県生活衛生課経由)及び農林水産省等へ獣医師動員要請
- ④動物衛生課への農場リストの送付

(6) 現地防疫対策本部の対応

- ①検査対象農場のリストアップ
- ②対象農場・関係機関への連絡、臨床検査を実施
(以下、農場に立入りし、簡易検査実施の必要がある場合)
- ③班編制、行程案の作成及び調整
- ④市町・関係機関等に対し、案内員の動員及び車両提供を要請
- ⑤発生規模に応じて県防疫対策本部と連携をとり、獣医師の動員を要請
- ⑥検査に必要な防疫資材の確保
- ⑦班毎の資材の準備

(7) 市町、団体等の対応

- ①検査のための行程案の作成に係る助言
- ②案内可能人員の確保
- ③車両の確保

(8) 必要資材

- ①防疫資材：作業着、長靴、防疫服、ブーツカバー、ディスポキャップ、ディスポ手袋、ディスポマスク
- ②記録資材：農場調査表、バインダー（紙挟み）、筆記用具
- ③消毒資材：バケツ、消毒薬（逆性石けん等）、携帯用噴霧器
- ④検査資材：簡易キット、綿棒（小）、はさみ、ピンセット、PBS入り遠沈管、タイマー、マジック、ゴミ入れ、ビニール袋、資材用カゴ、鶏搬送用コンテナ等

(9) 各種検査に係る作業手順

- ①臨床検査
 - ・家畜防疫員等は、農場立入前に直近1週間の死亡羽数、異常の有無を確認。
 - ・死亡率の上昇、産卵率の低下等の臨床症状を確認（電話やオンライン会議システムを活用できる）。
 - ・複数の農場に続けて立入る場合はウイルス拡散防止の措置を講じる。
 - ・臨床症状等に異常が認められた場合は、現地防疫対策本部に連絡し、簡易検査を実施する。

②簡易検査

- ・異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては8羽以上（8羽に満たない場合は全羽）、生きた家きんについては少なくとも2羽）を対象とした簡易検査を行う。
- ・鶏を対象とする場合は、気管スワブを1検体とし、鶏以外の家きんを対象とする場合は、気管スワブ及びクロアカスワブをそれぞれを1検体とし実施する。
- ・簡易検査陽性時は農場に緊急消毒を指示したうえ、簡易検査に供した家きんを持ち帰る。

（10）立入検査員の遵守事項

- ①発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、疫学調査及び発生状況確認検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセーフティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- ②当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ③帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④立ち入った農場の家きんについて異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

（11）例外協議に向けた準備

発生農場を所管する家畜保健衛生所（以下、「現地家保」という。）は、例外協議対象農場及び検査対象家きん舎数を算出し、搬入日と検体数を速やかに中央家畜保健衛生所検査課に報告する。検査課は例外協議のための出荷前検査に必要な資材を算出し、準備する。現地家保は検査材料とともに農場調査票を検査課に提出する。

VI 消毒ポイントの設置と作業

1 消毒ポイントの決定

各制限区域内の幹線道路付近・港湾等に消毒ポイントを設置し、車両消毒等を行うことにより移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止する。

(1) 設置場所、期間等

○設置場所

- ・発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲）、制限区域（移動・搬出）付近の道路・港湾等に設置する。
- ・感染拡大防止に有効と認められる最小限の箇所数とし、養鶏関係者には消毒ポイントを通過するルートを通るように周知する。
- ・発生地から遠ざかる畜産関係車両を消毒する。車両の進行方向を考慮し、設置場所を選定する。

○期 間

- ・移動制限区域の解除まで実施

※制限区域の解除（搬出制限区域解除→移動制限区域解除）に伴い、段階的に設置したポイントは撤去する。

○消毒対象車両

- ・畜産関係車両

※家畜伝染病のまん延が想定される場合は、法第28条の2の規定に基づき一般車両及び通行人の消毒を行う。

(2) 設置場所の条件

- ①大型車両の誘導、駐車可能なスペースを有すること。
- ②車両の出入りに際し、視界が確保されていること。
- ③交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- ④コンテナハウス、機材等を設置するスペースがあること。
- ⑤設置場所の地権者の了解を得られること。

(3) 役割分担

①県防疫対策本部

- ア 消毒ポイント設置場所の決定
- イ 消毒ポイントに係る業務委託事務（運營業務、交通誘導警備業務）
- ウ 消毒ポイント設置に係る公報
- エ 消毒ポイントにおける雇用人員の確保
- オ 制限区域が隣県に及ぶ場合の他県との調整

②振興局

- ア 消毒ポイント候補地の選定
- イ 消毒ポイントの設営、管理及び運営
- ウ 消毒ポイント作業人員の派遣

- エ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保
- オ 道路占用許可申請及び道路使用許可申請等に係る手続き
- ③家保
 - ア 消毒ポイント候補地の選定に係る協力
 - イ 消毒薬使用に係る指導及び助言
 - ウ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力
- ④市町
 - ア 消毒ポイント候補地の選定
 - イ 消毒ポイントに使用する水源及び電力確保に係る協力
 - ウ 消毒ポイントの設営及び運営
 - エ 消毒ポイント作業人員の派遣
- ⑤生産者団体（地域の役割分担による）
 - ア 消毒ポイント作業人員の派遣
- ⑥県土木部
 - ア 警備業者派遣のための公共工事の調整（振興局と連携調整）
※農林部農村整備課及び森林整備室も同様の対応

（４）設営作業

簡易検査陽性後、遺伝子検査により陽性が確定した段階で車両消毒作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう作業者（事前準備班）を動員し、事前に消毒ポイントの設営を完了させる。

１）作業内容

①資材搬入

後方支援センターで資材を受け取り消毒ポイントに搬入。

資材：防護服、手袋、キャップ、マスク、長靴、ガソリン缶、コーン、コーンバー、看板等

②機材の受け取り

消毒ポイントにリース会社が機材を搬入するので当該機材の受け取り（検収）。

機材：動力噴霧器、水タンク、投光器、コンテナハウス、トイレ、机、椅子等

③設営

消毒ポイント資機材の設置、看板の設置。

2) タイムフロー

時間	経過時間	事項
9:00	0:00	【異常通報】
12:30	3:30	【簡易検査陽性】
21:00	12:00	消毒ポイント資材到着・設営開始
22:00	13:00	消毒ポイント設置完了
5:00	20:00	【PCR検査陽性】
5:30	20:30	消毒ポイント動員者移動開始
6:00	21:00	消毒ポイント動員者到着
8:00	23:00	【疑似患畜決定】 消毒作業開始



消毒ポイントの設置について

- 1 消毒ポイント設置に際しては、周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮するとともに、農産物（米、麦、野菜、果樹等）への飛散防止についても十分配慮する。
- 2 車両消毒マットの設置については、安全性等を十分確認したうえで設置場所の選定を行う。
- 3 他県の消毒ポイントで消毒を受けた車両であっても、本県の消毒ポイントにおいて必ず消毒を実施する。
- 4 消毒ポイント設置に係る誘導看板、セーフティーコーン等の備品は、振興局の建設関係部署や市町関係部局へ調達要請を行う。
- 5 佐賀県で発生し、本県の一部が制限区域に入る場合、畜産関係車両の通行状況を勘案し、県境付近にポイントを設置。加えて、原則、移動制限区域と搬出制限区域の辺縁部にポイントを設置。県境での消毒ポイント設置については、該当県同士で、上り線、下り線を作業分担するなど、効率化を図る。



消毒ポイントの設置箇所数を減らすためには、畜産関係者へ消毒ポイントの設置場所を確実に周知し、ポイントを通るルートをとってもらうことが重要。

県HPやその他様々な媒体で広報を行う。

HPは、トップページから消毒ポイント設置場所の情報にリンクを張る



制限区域が佐賀県に跨る場合は、県境の消毒ポイント設置について、両県で協議する。（佐賀県での発生時も同様）



冬期においては、コンテナハウス等が配置されるまでは、安全性の確保等から、車中等で、待機や事務手続きを実施することも考慮する。



消毒ポイントの作業班には、家畜防疫員がいないため、事前に管理者を選定
のうえ、作業内容を十分に理解させておくことが必要

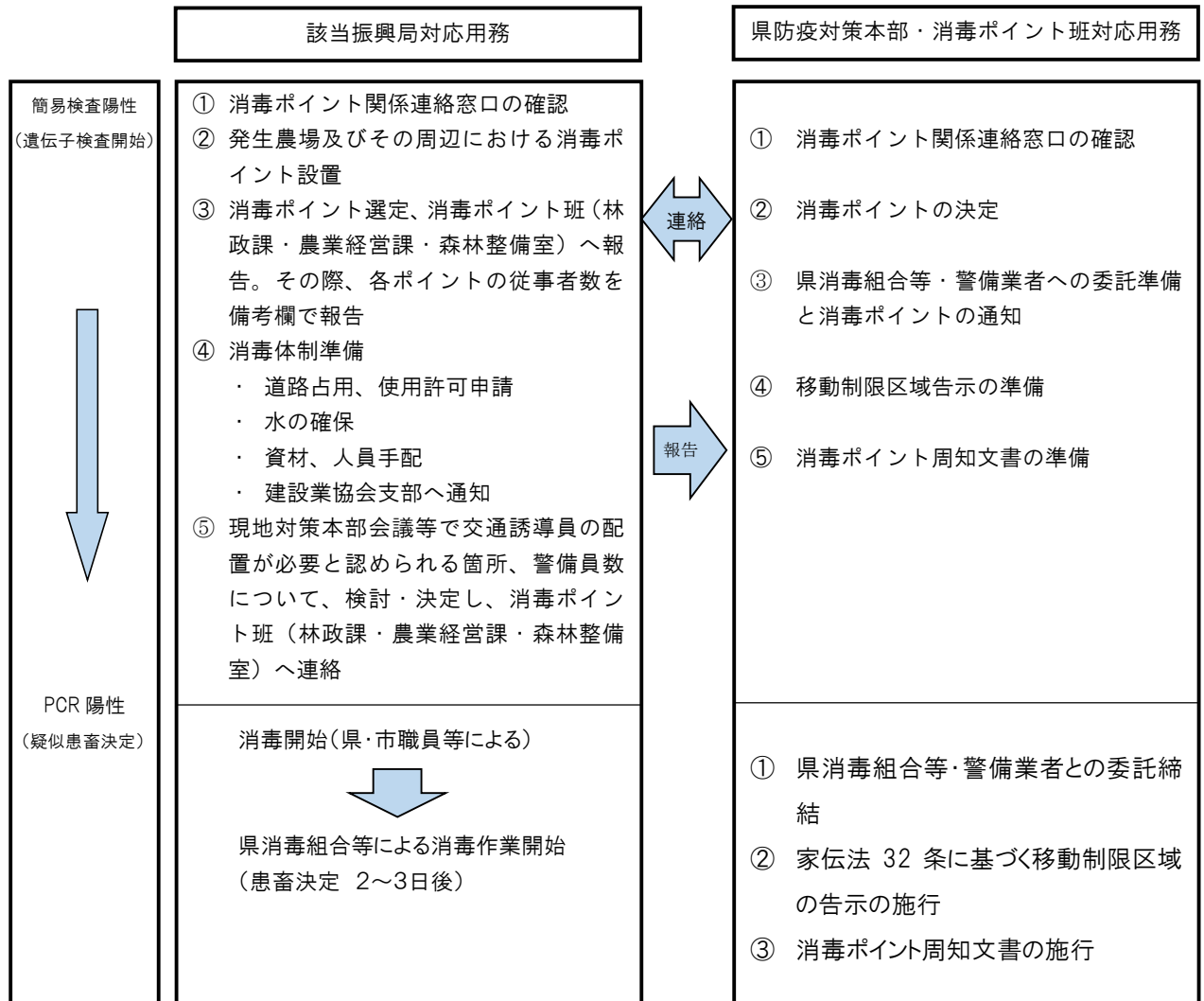


- 交代時には、車両消毒業務引継書（様式集）によって業務内容等を引き継ぐこと。
- 消毒作業時に着用する資材はコンテナハウス内に用意してあるので、着用のうえ作業に当ること。

【着用資材】 防護服、防護キャップ、マスク、インナー手袋、アウター手袋、
ゴーグル、長靴など

- 食事の支給：カップ麺、飲み物等を支給する。

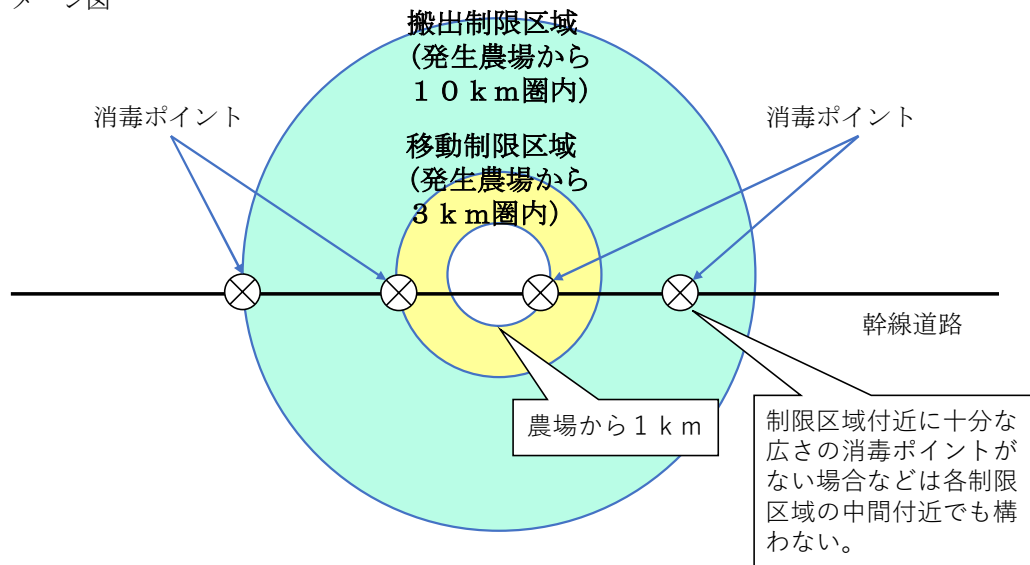
消毒ポイント設置の手順



消毒ポイント設置場所

搬出制限区域及び移動制限区域境界付近、農場から1 km以内の幹線道路及び港湾等に設置する。

イメージ図



※発生農場周辺の感染拡大防止及び制限区域外側への感染拡大防止に重点を置き、原則として、制限区域から出て行く車両を対象として設置する。

※発生当初は、HPAIウイルスであることを想定し3、10km付近に設置するが、病性決定後LPAIウイルスと判明した場合は、制限区域の縮小にあわせて1、5 km付近に縮小する。

2 消毒ポイントでの作業

(1) 消毒薬剤

逆性石けん液（500倍希釈）

(2) 消毒方法

畜産関係車両：動力噴霧器による噴霧消毒

一般車両：車両消毒マットによる消毒

通行人：踏込消毒槽による足底消毒（消毒マットでも可）

(3) 消毒時間

24時間体制（8時間3交代）

(4) 人員配置（1箇所当たり）

計3～5名（常時）

〔内訳〕

管理者 1名

消毒作業員 2名

必要に応じ交通誘導員、車両案内員を置く（0～2名）

※交通誘導員の配置が必要な場合においては、交通誘導員が車両案内員を兼務することができる。

※業者委託までは県及び市町職員等で実施。

(5) 作業内容

管理者：通行車両の記録、証明書の発行、資材等の調達

消毒作業員：動力噴霧器による車両消毒、車両消毒マットの消毒液補充

交通誘導員：消毒ポイントへの車両の誘導

車両案内員：消毒ポイント内の車両の案内

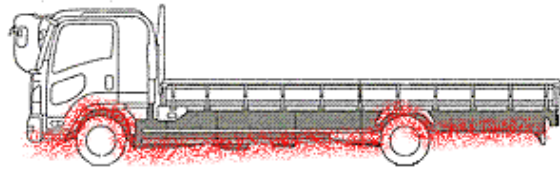
引き込み場所に入ってきた車両を、消毒する位置まで案内する。

(6) 委託業者への引継ぎ

3日程度経過後、県と協定締結団体の請負契約が締結されるので、最後の作業班の管理者は、車両消毒業務引継ぎ書（様式5）を作成し、委託業者と引継ぎを実施。

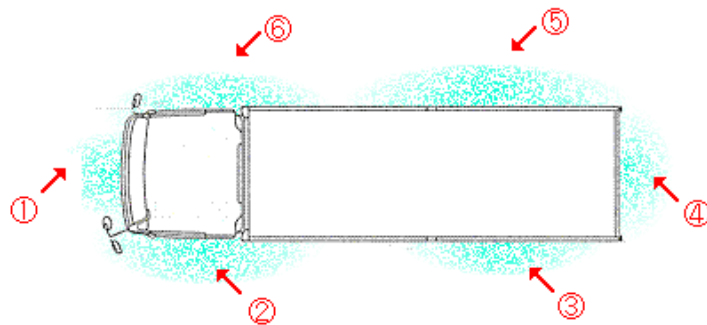
～消毒ポイントにおける車両消毒マニュアル～

消毒ポイントにおける動力噴霧器による消毒は、原則として畜産関係車両（家きん運搬車・集卵車・飼料運搬車など）を対象とし、必要に応じて一般車両も対象とする。



1. 消毒ポイントに進入してきた車両を動力噴霧器の場所に誘導。（車両案内員）
2. 車両の停止を確認し、車両消毒を実施。（消毒作業員）
3. 消毒は、車両の前面から消毒液を噴霧、続いて側面、後方、反対側面の順に車体上部から下部に向けて実施。荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。（消毒作業員）

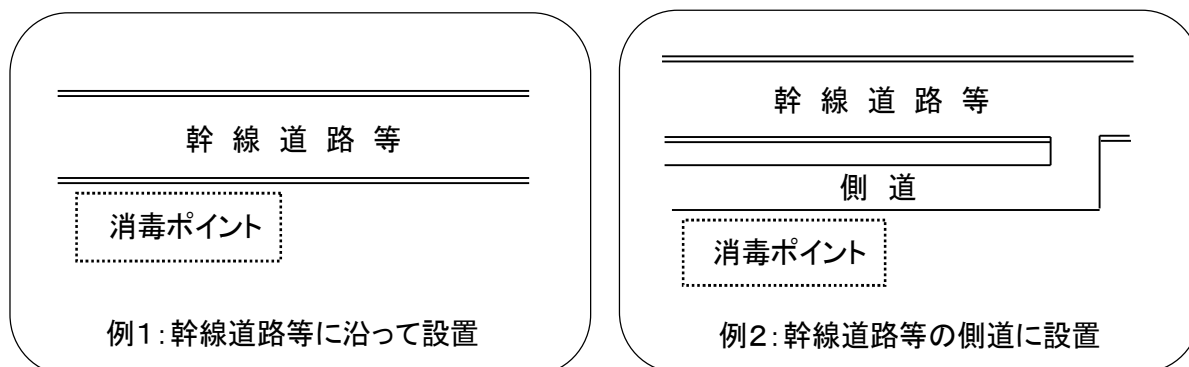
（例）



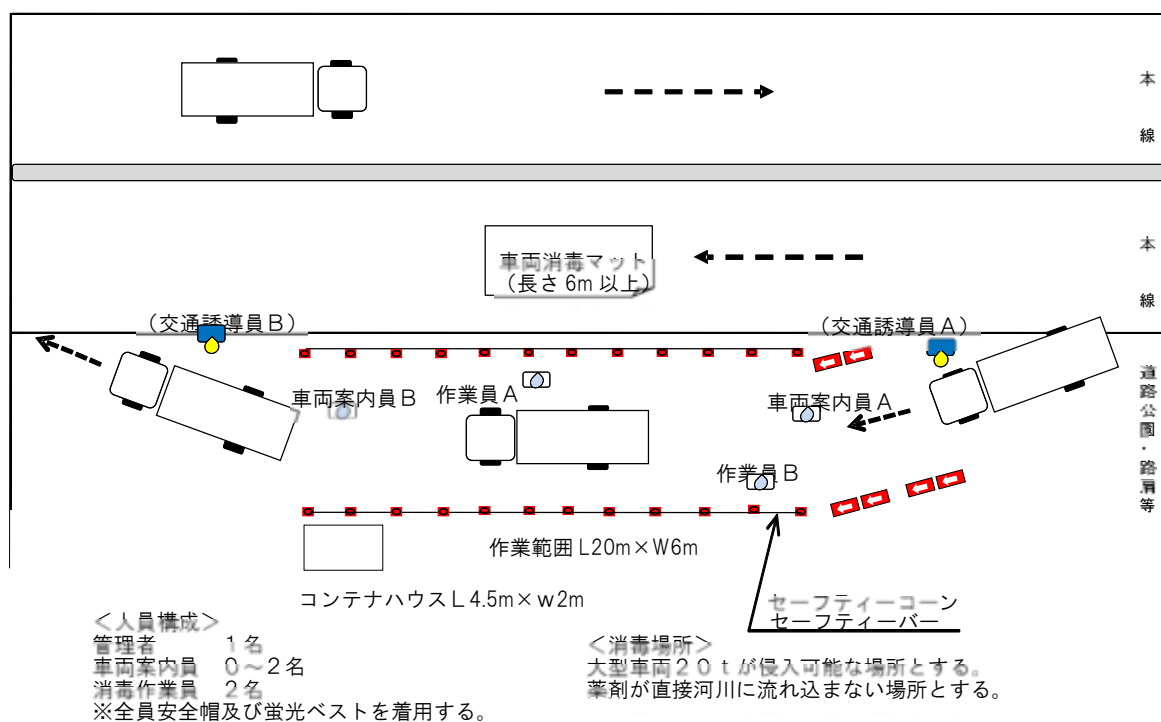
〔作業手順〕 消毒作業員 A：①→②→③、消毒作業員 B：④→⑤→⑥

4. 消毒作業中に運転手に下車してもらい、コンテナハウス内で聞き取りを行い、「車両消毒済証明書」（様式集）を作成するとともに、車両番号等を確認し「車両消毒実施記録」（様式集）に記録する。（管理者）
 5. 予め準備した消毒用スプレー及び消毒マットにより運転手に手指の消毒及び足底消毒を依頼するとともに、運転手の了解のもと車内（ハンドル、ペダル、フロアマット）を消毒する。（管理者）
 6. 消毒の実施後、「車両消毒済証明書」に押印して運転手に渡す。（管理者）
- ※ 必要に応じ、家畜伝染病予防法等に基づく車両消毒であることを説明する
 - ※ 交代時には、作業内容や状況を次の班に伝達する。
 - ※ 防護服、手袋等は使用后、防疫資材用ゴミ袋に廃棄する。
 - ※ 管理者は、使用した消耗品を「消毒関係消耗品等使用簿」（様式集）に記帳する。
 - ※ 管理者は、1日の作業状況を「消毒ポイント作業記録簿」（様式集）に記載し現地対策本部に報告を行う。（現地対策本部は、各消毒ポイントの車両消毒台数を取りまとめ県畜産課へ報告する）。

消毒ポイントの設置事例



消毒ポイント作業実施体系図



畜産関係車両の一例

《飼料運搬車》



《家きん運搬車》

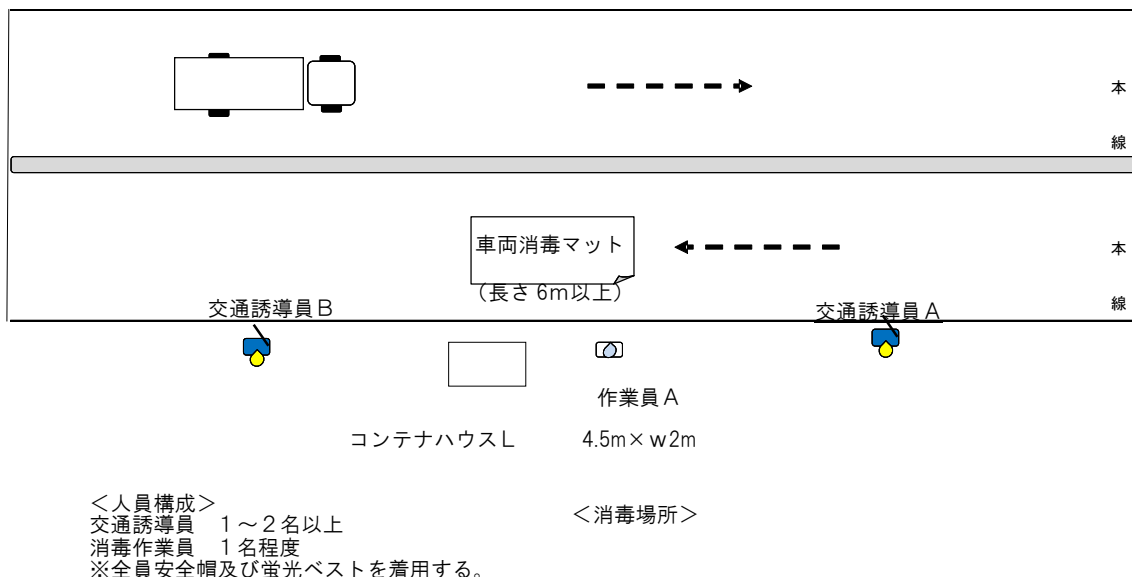


《集卵車》



※消毒マットによる車両消毒例

必要に応じて、一般車両等を消毒マットにより消毒を実施する。



3 消毒ポイント作業の委託

(1) 消毒ポイント運營業務

家畜伝染病発生時の車両消毒業務等に関して、長崎県消毒業協同組合、一般社団法人長崎県造園建設業協会、一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会及び一般社団法人長崎県建設業協会各支部と支援協定を締結している。（協定締結団体は防疫対策に係る協定書締結状況（ファイル集文書 No15652）参照）

協定締結団体への業務委託に際しては、協定書に基づき、消毒ポイント班（農業経営課・林政課・森林整備室）から支援活動要請書により各団体へ支援要請を行うとともに、同班が速やかに請負契約の締結を行う。

- 1 消毒ポイントにおける消毒作業は原則として業者委託とするが、業者へ委託するまでの発生初期については、現地対策本部と市町が協力して実施する。
- 2 委託団体の選定及び契約締結に係る事務は県対策本部が行う。
- 3 消毒作業は、一般社団法人長崎県造園建設業協会、長崎県消毒協同組合及び一般社団法人ビルメンテナンス協会が主体となっており、消毒作業員が不足する場合は一般社団法人長崎県建設業協会各支部が補完する。

※交通誘導員の配置については長崎県警備業協会と支援協定を締結済み。

なお、交通誘導員の配置が必要な場合は県対策本部で確保および契約事務を行う。

(2) 交通誘導警備業務

選定した消毒ポイントの中で、交通誘導業務が必要な箇所については、消毒業協同組合等協定団体に委託する場合には、当該交通誘導業務は、警備業法の規定により、警備業法の認定を受けた警備業者に委託する必要がある。

このため、県防疫対策本部においては、一般社団法人長崎県警備業協会と支援協定を締結し、警備業者の確保をお願いすることになっている。

現地対策本部においては、警察等と協議して、交通誘導員の配置が必要と認められる箇所、人数について、消毒ポイント班（農業経営課・林政課・森林整備室）に連絡し、同班は、同協会へ警備業者の確保について支援を要請し、同協会が確保した警備業者と委託契約をする。



警備業者の確保が困難な場合は、土木部建設企画課と農林部農村整備課、森林整備室は、県発注の工事の中から警備業者の融通について調整する。

(3) その他

○作業委託後の資機材の取扱い

初動防疫作業時に投入した資機材、特にリース機材については、業務委託後でも必要な資機材のため同作業場所で継承する。全ての防疫作業終了後の資材の収納作業については、以下のとおり。

- ①再利用できる資材については、各振興局で清掃・消毒を実施。
- ②資材の搬送については、各振興局が指定する場所に県防疫対策本部・資材班がトラックを手配。
- ③積み込み作業は各振興局で行う。
- ④資材の確認及び県備蓄倉庫への収納作業は県防疫対策本部・資材班が担当。
 - ※返還までの保管については、長期にならないよう各振興局で随時対応。
 - ※再利用不可能な資材の処分については、各振興局で行う。
- ⑤リース機材は、業者が引き取りにくるまで現地に残し、引き渡す。リース業者への連絡は現地資材班が実施。原則、リース終了後は洗浄消毒して返却する。
- ⑥簡易トイレのし尿処理及び清掃は現地資材班から地元衛生会社へ発注する。

4 道路・港湾等占用・使用許可の手続き

(1) 道路占用の許可

道路に工作物や物件等を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路法第 32 条の規定に基づき、道路管理者の許可が必要である。

〔申 請 先〕

○市町道：所管市町

○国道(指定外)及び県道等：所管振興局

○国道(指定)：国土交通省長崎河川国道事務所（佐世保、大村、小浜）出張所

○高速道路：NEXCO 西日本高速道路（長崎、佐賀）事務所

※誘導看板を複数の道路管理者が管轄する道路（県道、市道等）に置く場合は道路管理者ごとに占用許可が必要。

〔申請書類等〕

○道路占用許可申請書、道路占用届書（様式集）

○添付書類（道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面等）

※消毒ポイント候補地選定にあたっては、各道路管理者と事前に協議を行い、緊急時の届出対応（事後許可）や事前申請等を確認し、迅速な手続きが行えるよう準備する。

(2) 道路使用の許可

道路において作業をする場合や工作物等を設ける場合は、道路交通法第 77 条第 1 項の規定に基づき、管轄する警察署長の許可が必要である。

〔申 請 先〕

○道路を使用する場所を管轄する警察署

※道路を使用する区間が 2 以上の警察署の管轄にまたがる場合は、いずれかの警察署長の許可。

〔申請書類等〕

○道路使用許可申請書（様式集）

○添付書類（道路使用の場所、方法等を明らかにした図面等）

※詳細は所轄警察署に事前に確認が必要。

(3) 港湾施設用地目的外使用の許可

港湾施設の目的外使用を行う場合は、長崎県港湾管理条例第 8 条及び長崎県港湾管理規則第 2 条の規定に基づき、県知事の許可が必要である。

〔申 請 先〕

○港湾を所管する各振興局（長崎市、長与町、時津町の港湾は長崎港湾漁港事務所）

※申請書の提出は使用しようとする日の 2 か月前までとされているが、特別な理由がある場合はこの限りではない。

〔申請書類等〕

○港湾施設用地目的外使用許可申請書（様式集）

○添付書類（使用財産の見取図、物件設置状況図等）



関係法令に基づく許可等の手続きを迅速に行うため、原則として、初動防疫準備の際に現地防疫対策本部（当該振興局）と県防疫対策本部（本庁）が連携し、関係機関との調整を行うものとする。

5 警察機関への協力依頼

消毒ポイント設置に際しては、事前に県警察本部及び現地警察署に報告を行うとともに、円滑な運用を図るための協力依頼を行う。

なお、県警察本部への協力依頼は県対策本部が、現地警察署への協力依頼は現地対策本部が行う。

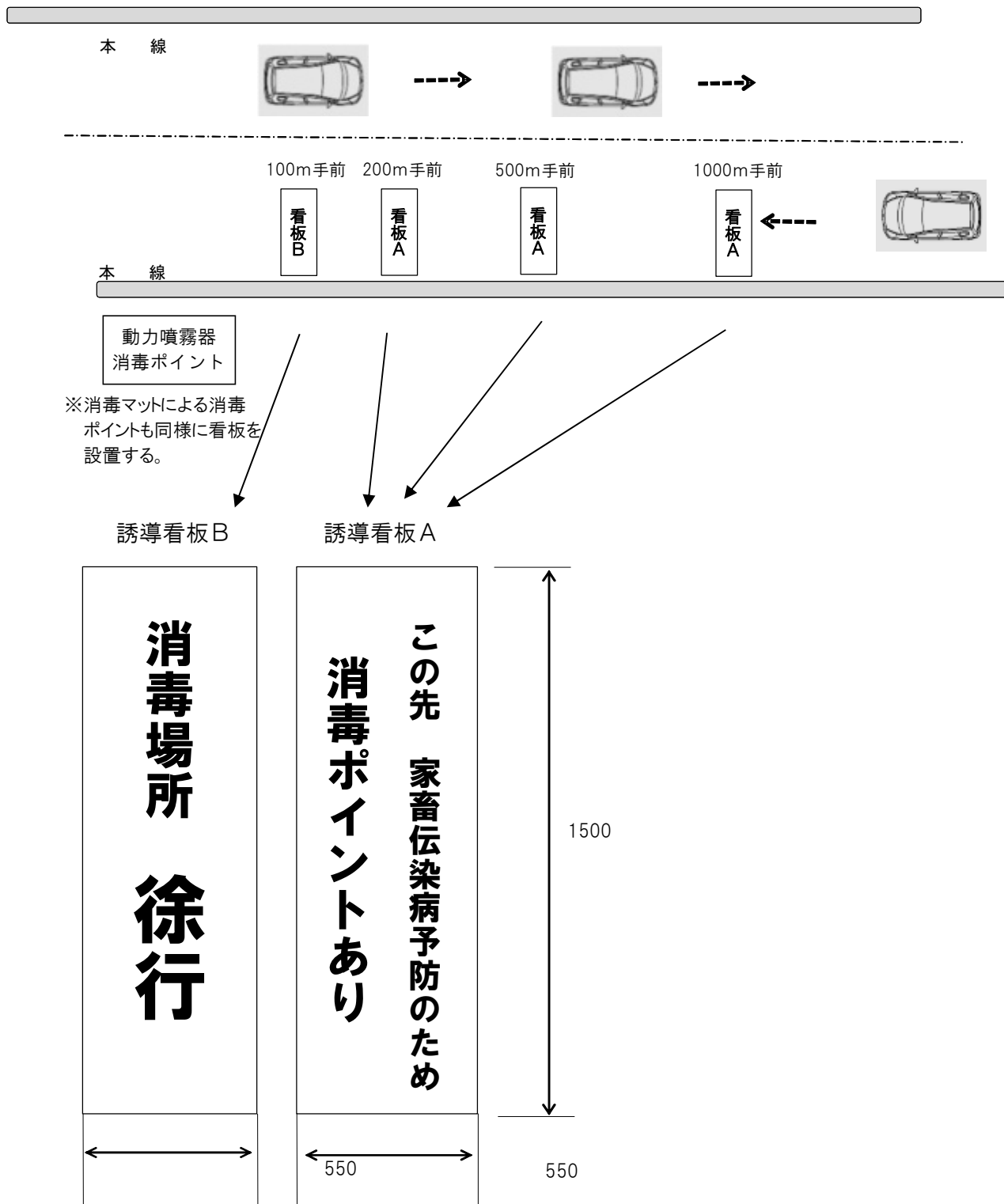
6 関係機関等への周知

県対策本部は、消毒ポイントの設置に際して関係行政機関へ連絡を行うとともに農協、飼料販売業者、県トラック協会等に周知を行い消毒への協力要請を行う。

消毒ポイント看板作成及び設置要領

〔設置例〕

※看板は道路等の特殊性に応じて数量を増加させる。



VII 移動制限措置の解除

1 制限の解除

県防疫対策本部は、動物衛生課と協議の上、各制限区域を解除する。

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

①移動制限区域

次の要件をいずれも満たしたときに解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了（と殺、焼却・埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後に実施する清浄性確認検査で、全て陰性を確認すること。

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 21 日が経過していること。

②搬出制限区域

①のアの清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で全て陰性を確認した時に解除する。

③監視強化区域

次の要件をいずれも満たしたときに解除する。

ア 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了（と殺、焼却・埋却及び消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 28 日が経過した後に実施する監視強化区域解除検査で、全て陰性を確認すること。

イ 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 28 日が経過していること。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

①移動制限区域

高病原性鳥インフルエンザと同様に、(1)の①の要件をいずれも満たした時に解除する。

②搬出制限区域

発生状況検査において、当該移動制限区域及び搬出制限区域内の全ての農場で陰性を確認した時に解除する。

③監視強化区域

高病原性鳥インフルエンザと同様に、(1)の③の要件をいずれも満たした時に解除する。

2 終息宣言

県防疫対策本部は、全ての制限の解除をもって、本病の終息を宣言する。

ただし、国内の発生状況等により、警戒態勢を継続する場合は、この限りではない。